

# 第3次八王子市環境基本計画（素案）

## ～八王子市生物多様性地域戦略～

令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）

令和5年（2023年）12月



はじめに

環境基本計画の改定にあたって（市長挨拶文）

# 目次

## はじめに

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 計画改定の背景及び趣旨.....	2
1.2 計画の位置づけ.....	3
1.3 計画の期間.....	4
1.4 計画の対象地域.....	5
第2章 八王子の環境を取り巻く現状と課題.....	7
2.1 八王子市の環境.....	8
2.2 生物多様性について.....	19
2.3 環境政策を取り巻く動向.....	32
2.4 第2次八王子市環境基本計画の主な取組と課題.....	44
第3章 計画が目指すもの.....	51
3.1 基本理念.....	52
3.2 望ましい環境像.....	53
3.3 基本目標.....	54
第4章 施策の展開.....	56
基本施策1 自然と共生したまちの実現【自然環境】.....	60
基本施策2 ゼロカーボンシティの実現【温暖化対策】.....	73
基本施策3 地球にやさしい循環型社会の実現【資源循環】.....	80
基本施策4 快適でしなやかさを持ったまちの実現【都市・生活環境】.....	85
基本施策5 環境を考え行動する暮らしの実現【行動変容】.....	93
第5章 地域の行動.....	101
中央地区.....	103
北部地区.....	105

西部地区.....	107
西南部地区.....	109
東南部地区.....	111
東部地区.....	113
第6章 計画を進めるために.....	115
6.1 計画の推進体制.....	116
資料編.....	118
用語解説.....	119
八王子市環境審議会委員名簿.....	126
八王子市環境審議会答申.....	127

冊子中、右上に「\*」を付した用語の解説を、資料編「用語解説」に記載しています。  
なお、本文内で該当用語を最初に用いた際に「\*」を付けています。

# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画改定の背景及び趣旨

八王子市は、新たな世紀の始まりである2001年（平成13年）を環境元年と位置付け、「八王子市環境基本条例」を制定し、環境問題を解決するために、市民・事業者・行政が協働して環境を保全・回復・創造するための仕組みを明らかにしました。さらに、この条例に基づき、平成16年（2004年）3月に「八王子市環境基本計画」（「第1次環境基本計画」）を策定しました。また、平成26年（2014年）3月には、市を取り巻く情勢の変化などに対応するため「第2次環境基本計画」を策定し、環境に関する様々な施策を推進してきました。

近年、地球温暖化の進行による地球環境への影響が顕著化し、生物多様性\*や人々の健康に深刻な被害をもたらすなど、様々な問題が生じています。国際社会では、気候変動問題の解決に向けて「パリ協定」が採択され、世界各国が共通の目標に向かって取組を進めています。

これらの動きを受け、国は令和2年（2020年）に「2050年カーボンニュートラル\*」を宣言し、東京都は「ゼロエミッション東京」において、2030年までに温室効果ガス\*排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。本市においても、令和4年（2022年）2月に「ゼロカーボンシティ宣言\*」を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、市民・事業者・行政の「オール八王子」で取り組んでいます。

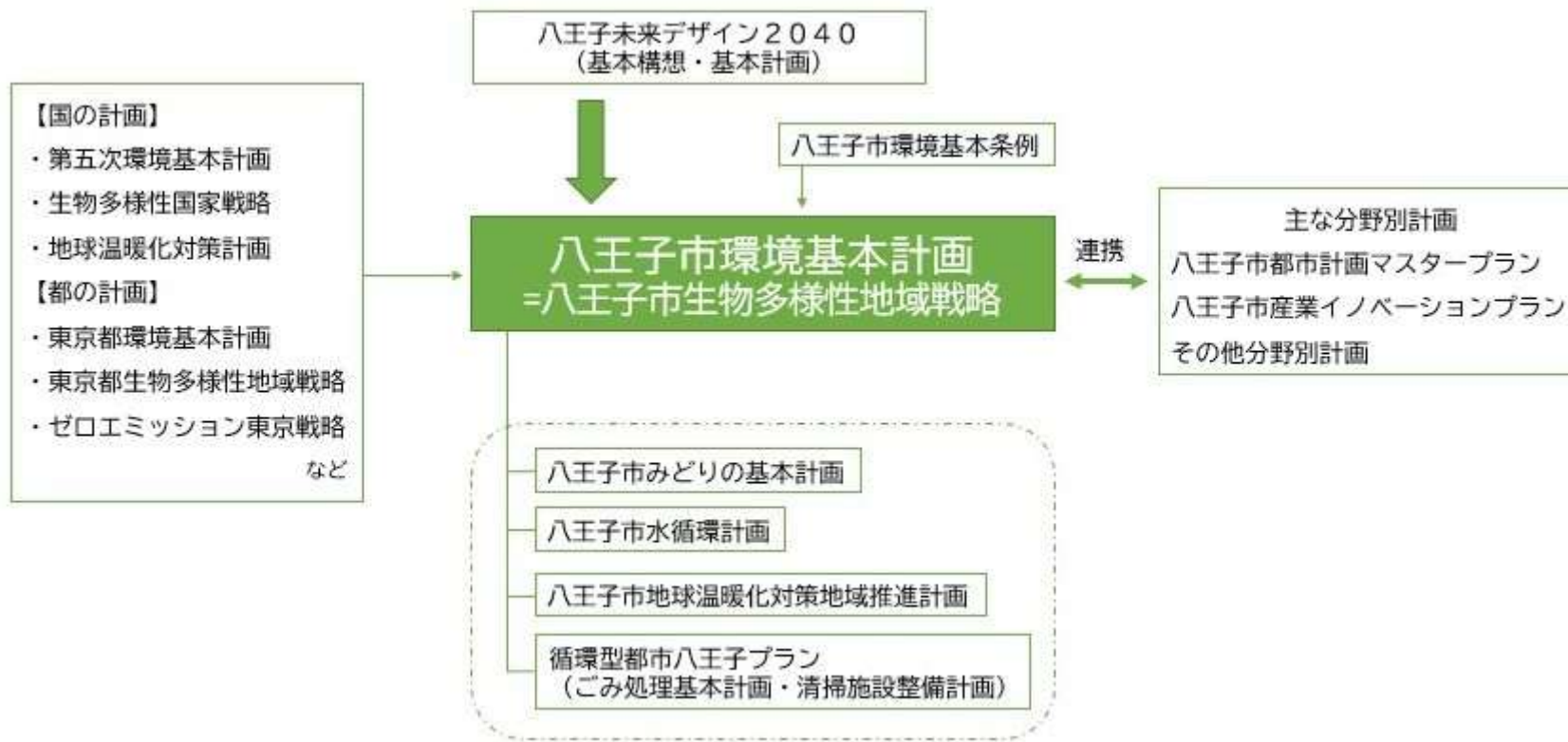
気候変動による影響は、生きものの絶滅や生息・生育環境の消失などを引き起こし、生物多様性の損失の要因になっています。生物多様性は、人類の生存を支える様々な恵みを与えてくれます。生物多様性の損失は、農林業・観光などの産業や水環境・大気の調整など幅広い分野に影響を及ぼすことで、人々のQOL\*（生活の質）の低下を招きます。また、本市は、高尾山をはじめとする豊かな自然が身近な存在であり、これらの自然を保全・活用しつづけるに当たり、生物多様性に関する課題に対処する必要性も高まっています。

このような社会情勢の変化に対応した環境施策を総合的かつ計画的にすすめるため、令和5年度（2023年度）にスタートした本市の新たな基本構想・基本計画「八王子未来デザイン2040」などを踏まえ、「第3次八王子市環境基本計画」を策定しました。

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」と整合をはかりつつ、本市における環境分野の最上位計画として、環境行政の方向性を示します。また、都市計画マスタープランなどの各分野計画と連携した内容とします。

なお、本計画の全編を生物多様性基本法第13条に規定する「生物多様性地域戦略\*」として位置付けます。



### 1.3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とし、おおむね5年を目途に中間見直しを行います。

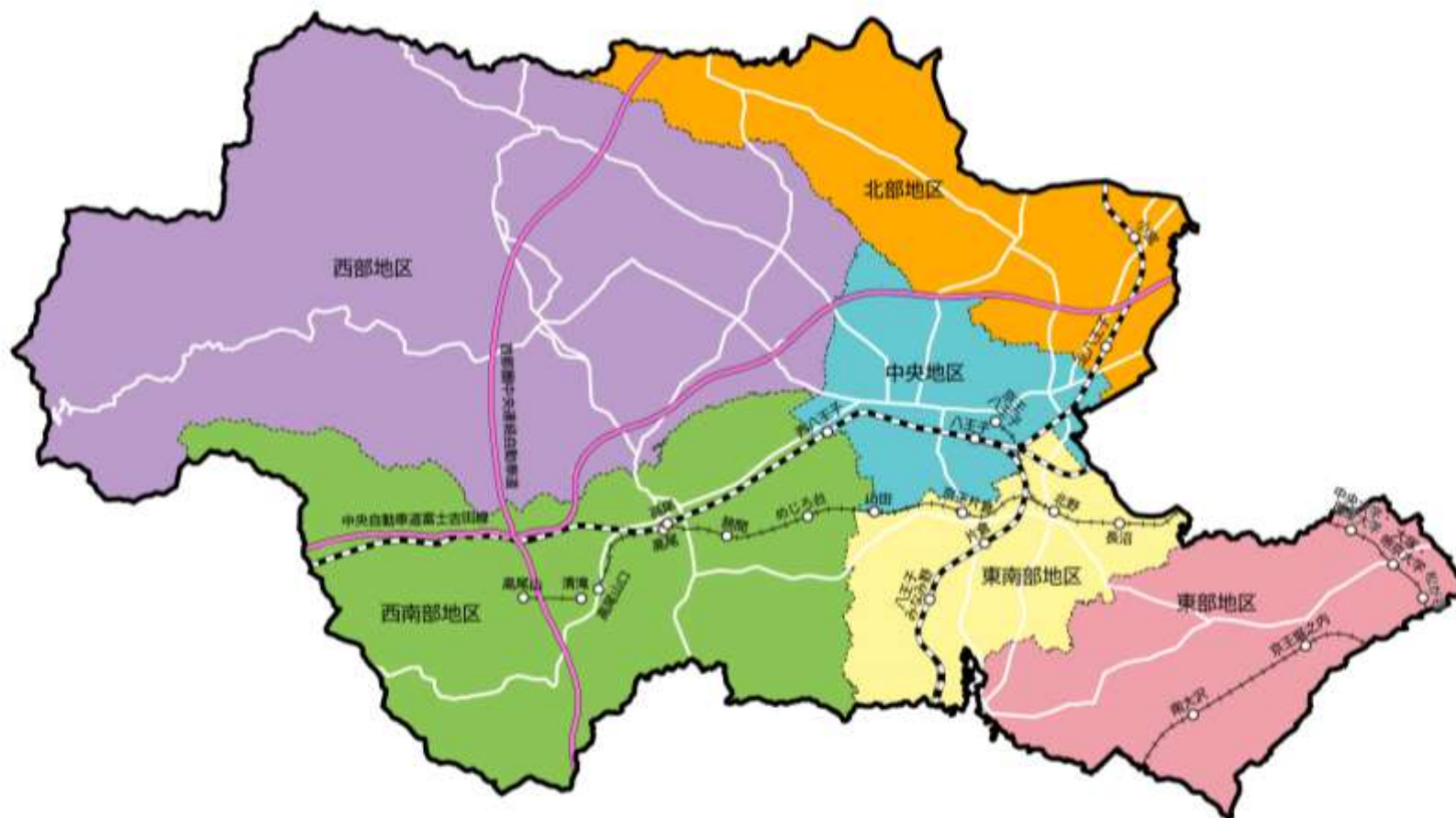




## 1.4 計画の対象地域

対象とする区域は、本市の全域とします。

また、市域は、「八王子市環境基本条例」及び「八王子未来デザイン2040」に基づき、「中央地区」、「北部地区」、「西部地区」、「西南部地区」、「東南部地区」、「東部地区」の6地区に区分しました。



計画の対象地域

(出典：「国土数値情報（道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ）」(国土交通省) 及び「国勢調査」(総務省) より作成)

本計画では、対象とする環境の範囲は下表のとおりとします。

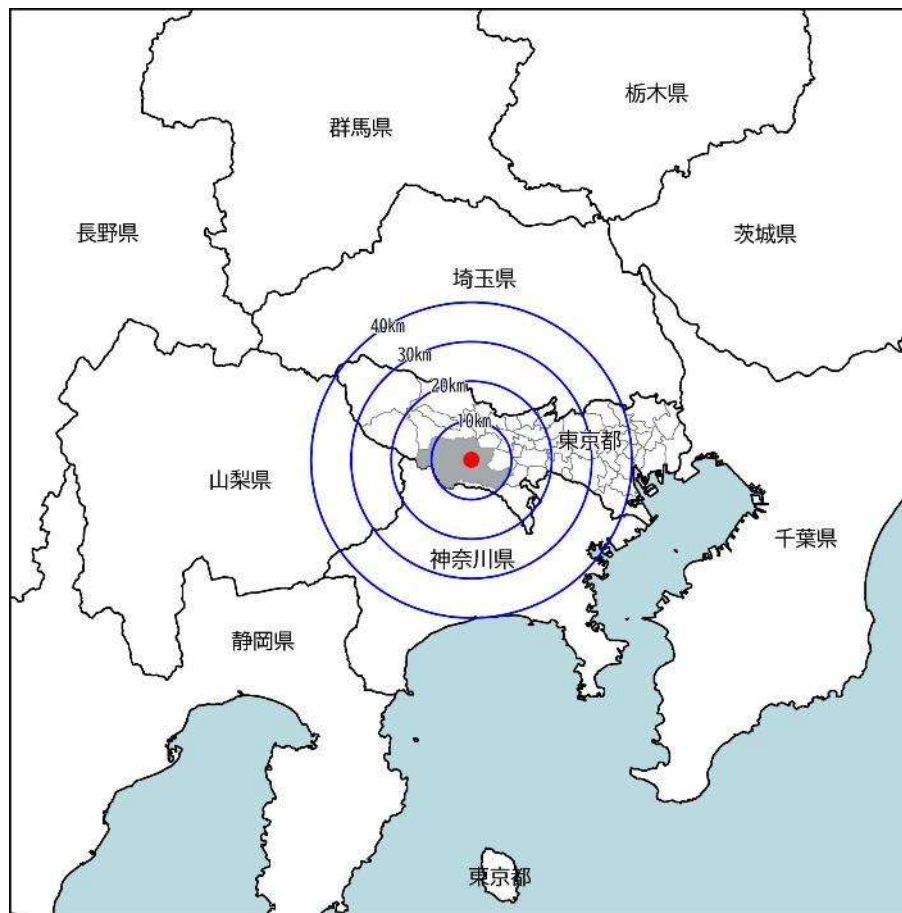
項目	構成要素
自然環境	みどり（森林・河川・農地・公園など）、生物多様性など
循環型社会	ごみの発生抑制、ごみの資源化、ごみの適正処理、資源の循環など
地球環境	緩和策（省エネルギー、再生可能エネルギー*）、適応策（自然災害対策、熱中症対策）など
生活環境	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動・悪臭、土壌汚染、有害化学物質、まちの美化など
環境保全のための共通基盤	環境教育、体験活動、人材育成、情報など

## 第2章 八王子の環境を取り巻く現状と課題

## 2.1 八王子市の環境

### ①位置

本市は、東京都心から西へ約40km圏にあり、神奈川県との都県境に位置しています。西側は神奈川県相模原市と接するほか、東側は日野市、多摩市と接し、南側は町田市、北側は昭島市、福生市、あきる野市、檜原村と接しています。総面積は186.38km<sup>2</sup>と、多摩地域で最大の市域を有しています。



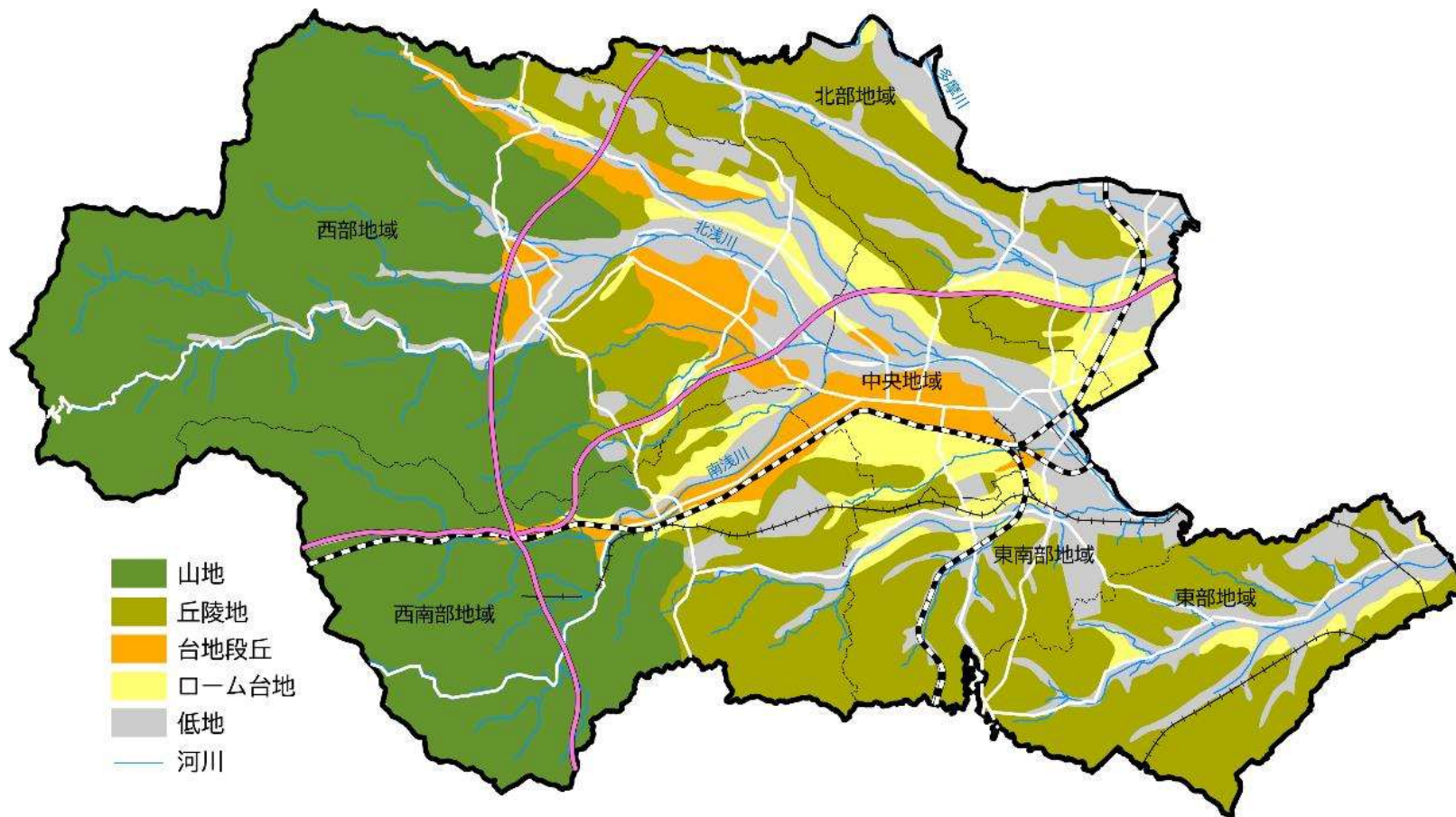
八王子市の位置

(出典：「全国市町村界データ」(ESRIジャパン)より作成)

## ②地形

本市の地形は、山地・丘陵地・台地・低地の4つに大きく分類されます。標高は西高東低の傾向を示し、西には高尾山や陣馬山を代表とする海拔約500mから800mの山地が連なり、東側に向かって海拔約300mから約150mの大小の丘陵が伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、山々と市街地が近接するなど、本市特有の環境を形成しています。

市域の北側は多摩川とその支流である秋川によって限られ、西端を取り囲む山稜からは東へいくつもの支流が流れ出し、市域の中心部を流れる浅川に集まり、やがて多摩川に合流します。浅川によって開析\*された沖積低地は、市域のほぼ中央から東部にかけて盆地状をなし、市民の生活や商業の場として発達しています。



地形区分図

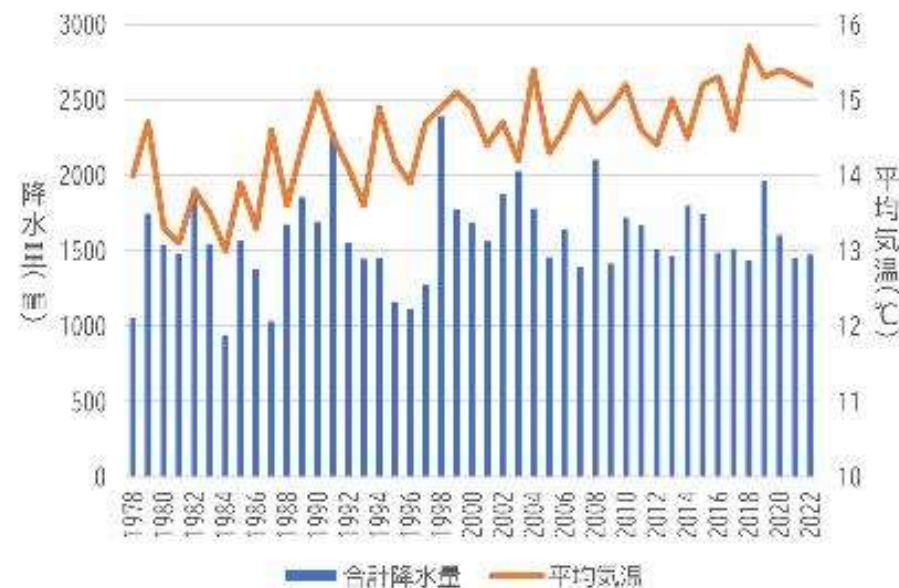
(出典：「国土数値情報（20万分の1土地分類基本調査（GIS）、道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ）」（国土交通省）より作成）

### ③気候・気象

本市は、海岸から約40km離れた内陸に位置し、海洋の影響を直接受けにくいいため、温まりやすく冷めやすい内陸性気候の特徴があります。さらに、小規模ながら盆地状の地形であるため、周辺の地域よりも寒暖の差が激しくなる傾向があります。

年平均気温は、直近30年間で約0.8℃上昇しており、近年は1日の最高気温が39℃以上を記録することもあります。

年間降水量の経年変化に大きな変化傾向は確認できませんが、平成29年(2017年)台風21号では日最大1時間降水量46.5mm(気象庁アメダス)、令和元年(2019年)台風19号では日最大1時間降水量47.0mm(気象庁アメダス)、日降水量392.5mmを記録するなど、短時間降水量に増加傾向がみられます。



年別降水量及び気温の推移

(出典：「気象庁八王子過去の気象データ」(気象庁)より作成)



#### ④植生

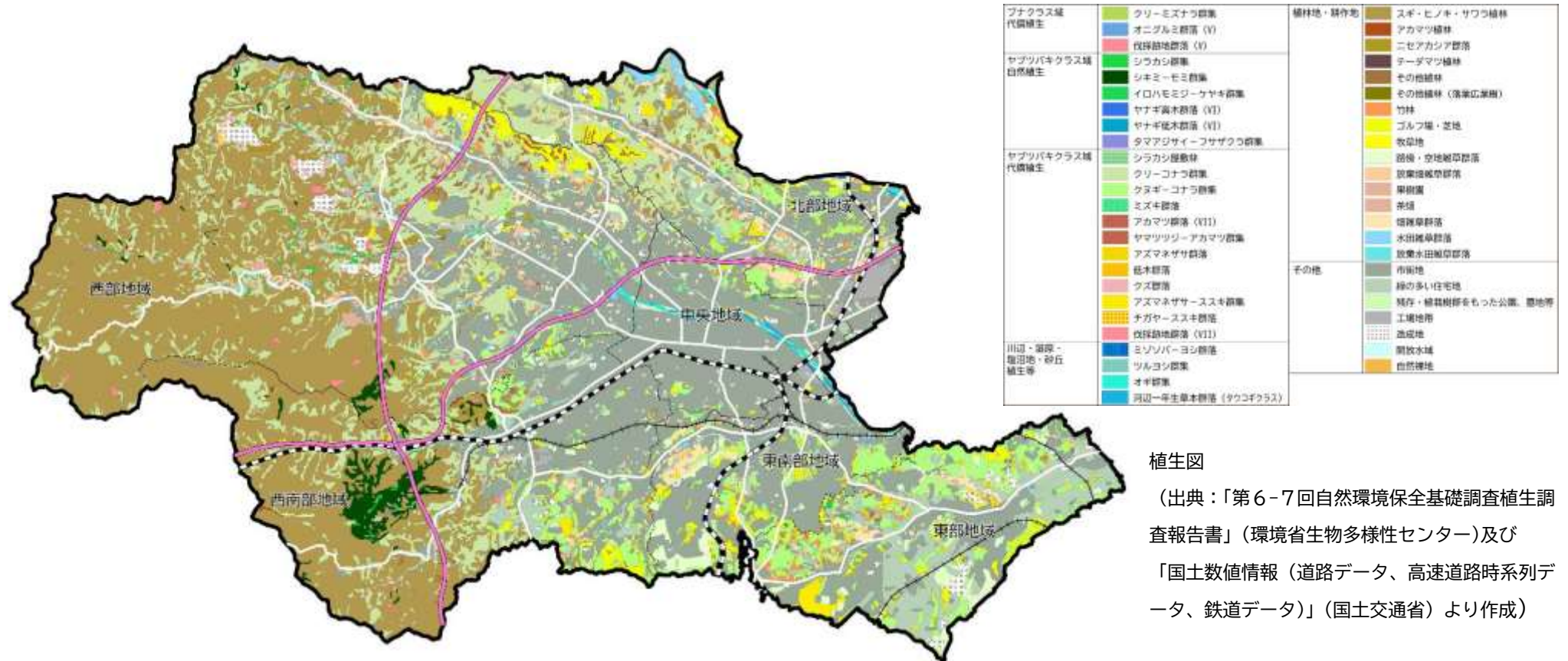
本市は、高尾山周辺に自然植生\*が存在しますが、ほとんどの植生は、人工林、里山\*の雑木林や草地、耕作地など、過去から現在にかけて人為的に改変された代償植生\*です。特にスギ・ヒノキ植林は、市街地、耕作地、河川などを除いた樹林の約5割以上を占めています。

##### ◆山地の特徴

主に暖温帯\*の植生域で占められますが、海拔700m以上の山地にはごく狭い範囲に冷温帯\*の群落があります。冷温帯の植生は奥多摩地方に広く分布していますが、市内ではモミとイヌブナの混交林が高尾山の北斜面に存在しています。また、陣馬山、景信山、醍醐丸周辺などには、ミズナラ二次林\*や断片的にススキの二次草原などが分布しています。暖温帯の森林植生は、スギ・ヒノキ植林が大部分を占めていますが、局所的にカシヤモミなどの自然林が残存しています。

##### ◆丘陵地・台地等の特徴

丘陵地には、雑木林や薪炭林と呼ばれるコナラ二次林が存在しており、シラカシ林が屋敷林などに存在しています。自然の草本植生は、河川敷などにきわめて限定的に存在し、ほとんどはゴルフ場、河川堤防など人為的な管理のもとに持続している二次草原です。



植生図

(出典：「第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」(環境省生物多様性センター)及び「国土数値情報(道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ)」(国土交通省)より作成)

## ⑤生きもの

「新八王子市史 自然編（平成26年（2014年）刊行）」の編さん時に実施された調査によると、維管束植物2,315種、哺乳類36種、両生類15種、爬虫類15種、鳥類180種、魚類44種、陸産・淡水貝類69種が確認されました。また、昆虫類はおよそ数千種生息していると記載されています。南多摩地域において、多様な環境が存在する本市は、生きものにとって重要な場所となっています。

### ◆植物

山地の森林には自然林が点在しており、ブナやイヌブナ、ホオノキなどの林にエイザンスミレなどのスミレ類、アケボノシユスランなどのラン類が生育しています。

丘陵地のコナラやクヌギ林などでは、カタクリ、ノハラアザミ、キンランなど、人の手によって維持されてきた環境によくみられる種が生育しています。また、谷戸\*の湿潤な環境では、ミゾハコベ、ヒロハイヌノヒゲ、ヨシなどの湿生植物が生育しています。



エイザンスミレ

### ◆哺乳類

山地や丘陵地の樹林では、ニホンザルやイノシシ、ニホンジカなどの大型哺乳類のほか、樹上で生活するヤマネやモモンガ、ムササビなどが生息しています。また、住宅地などの開発により、樹林が点在して残存している丘陵地では、ノウサギ、タヌキ、イタチ、アナグマなど、里山を代表する哺乳類が生息しているほか、ムササビやニホンリスなどの森林の連続性を必要とする種にとって、重要ながらも孤立した生息地となっています。

また、溪流や河川敷などの水辺にはカワネズミが、河川敷や里山などにはイネ科草本をねぐらなどに利用するカヤネズミが生息しています。



写真

### ◆両生類・爬虫類

山地と台地が接し、多くの丘陵地を擁する本市は、関東地方で見られる両生類・爬虫類の多くを見ることができます。

本市は、トウキョウサンショウウオの重要な生息地となっているほか、都内におけるヒガシヒダサンショウウオの生息地で、最も東側に位置しています。

多摩川河川敷などでは、カジカガエルやトウキョウダルマガエル、ニホンアカガエルなどが確認されています。また森林を利用するモリアオガエルなどは森林の減少や分断化により、個体数の減少が危ぶまれています。

市街地などでも見られるヒガシニホントカゲやニホンカナヘビは広く分布している普通種ですが、日当たりのよい草地などの減少により個体数の減少が危惧されています。



トウキョウダルマガエル



#### ◆鳥類

山地では、本市の夏鳥を代表するオオルリやコサメビタキが飛来し、高尾山などで繁殖する個体も確認されています。また、陣馬山の秋の山頂では、サシバやハチクマの渡りが確認されています。

丘陵地や市街地では、キビタキやイソヒヨドリが確認されており、クヌギやコナラの雑木林には、コゲラ、アオゲラ、アカゲラなどが生息しています。

多摩川や浅川などでは、マガモやカルガモ、コガモといったカモ類が冬鳥として越冬しているほか、浅川の河川敷では、草原性のヒバリの繁殖が確認されています。

また、近年、外来種であるガビチョウの増加が報告されています。



#### ◆昆虫類

地形や環境の多様性に富んでいる本市は、昆虫類にとっても重要な場所であり、多様な種が確認されています。また、高尾山のブナ林におけるフジミドリシジミや、陣馬山のカシワ林におけるハヤシミドリシジミなど、特定の植物に依存する種も多く生息しています。さらに、関東地方では限られた場所にのみ生息するエゾアカヤマアリが陣馬山で確認されています。

丘陵地では照葉樹林に特徴的なヒメハルゼミなどのほか、多摩丘陵にはスジグロボタルやキイロジョウカイなど湿地性の種が生息しています。

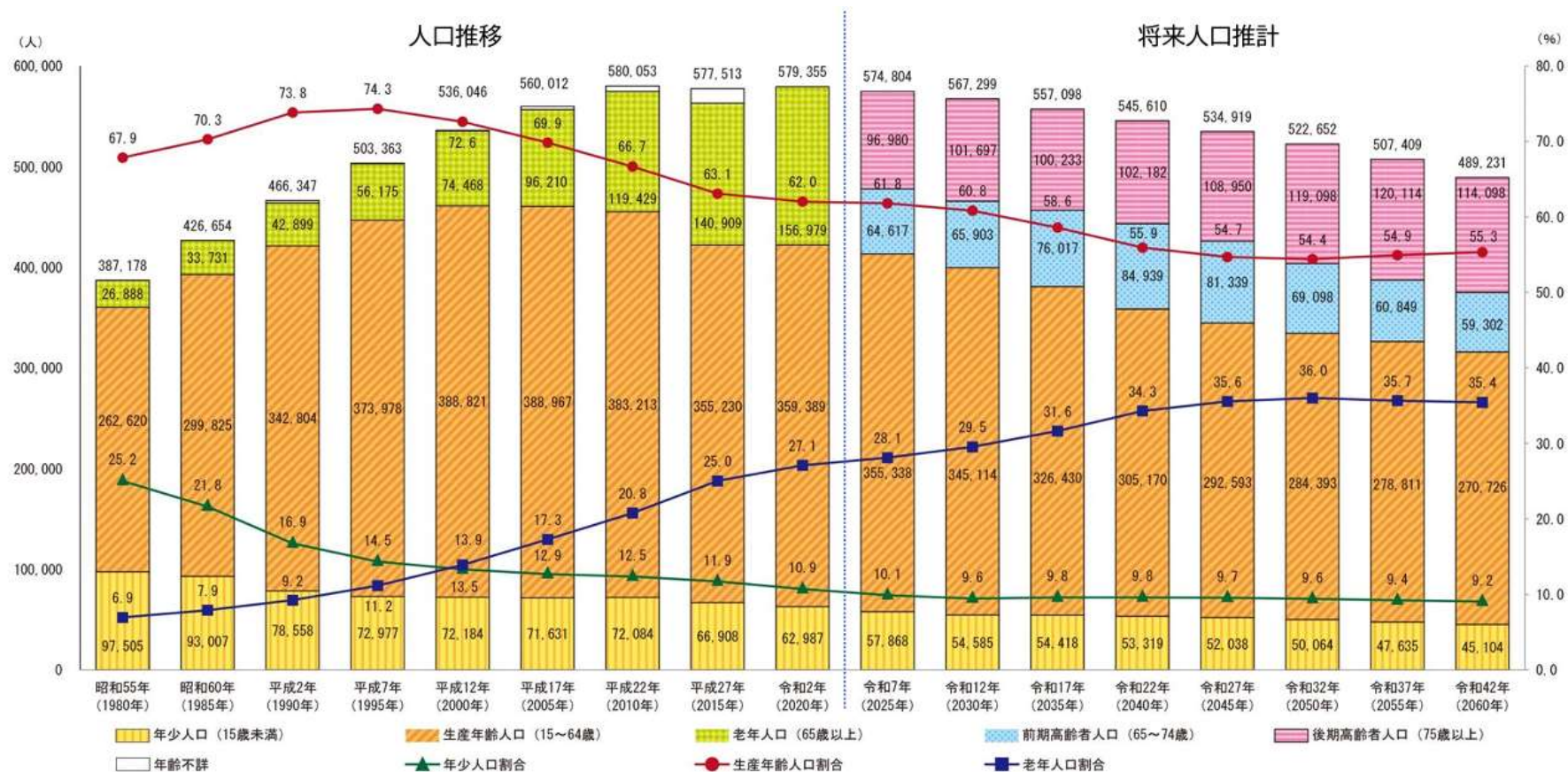
多くのトンボが確認されており、浅川や多摩川では、山地溪流にムカシトンボやクロサナエ、上流にミヤマカワトンボやダビドサナエ、中流にアオハダトンボやコヤマトンボなどの流水性の種が生息しています。また、谷戸の細流にはヤマサナエやミヤマアカネなどが生息しています。



## ⑥人口推移と将来人口推計

本市の人口は、昭和55年（1980年）から平成22年（2010年）にかけて増加し、約58万人に達しました。その後、平成27年（2015年）に減少に転じた後、令和2年（2020年）に再び増加しました。

将来人口については、年少人口、生産年齢人口は令和42年（2060年）にかけて減少する一方で、老年人口は令和27年（2045年）にかけて増加し、その後減少に転じると推計しています。



人口推移と将来人口推計

(出典：「八王子未来デザイン2040」)

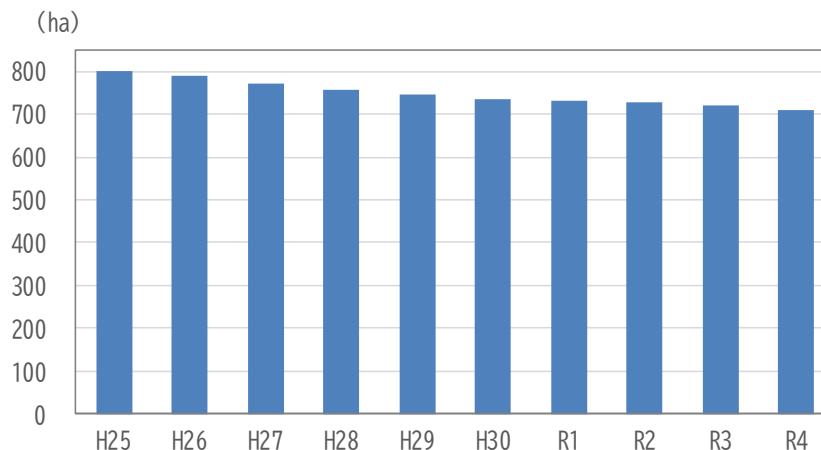
### ⑦産業

本市の産業構造は、平成28年（2016年）の経済センサス-活動調査では、全18,180事業所のうち、80%以上を第3次産業が占めており、次いで第2次産業が17.6%、第1次産業が0.1%となっています。第3次産業のうち、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」が多くを占めていますが、様々な業種が存在しています。

### ◆農業

本市の農業産出額は約25億円（令和2年度）で都内随一を誇り、果樹、花き、野菜、畜産物などの多品目の農産物が生産されています。

一方、耕作地面積は、都市化の影響による農地の売却などにより、平成25年（2013年）には802haでしたが、令和4年（2022年）には711haと減少傾向を示しています。



耕作地面積の推移

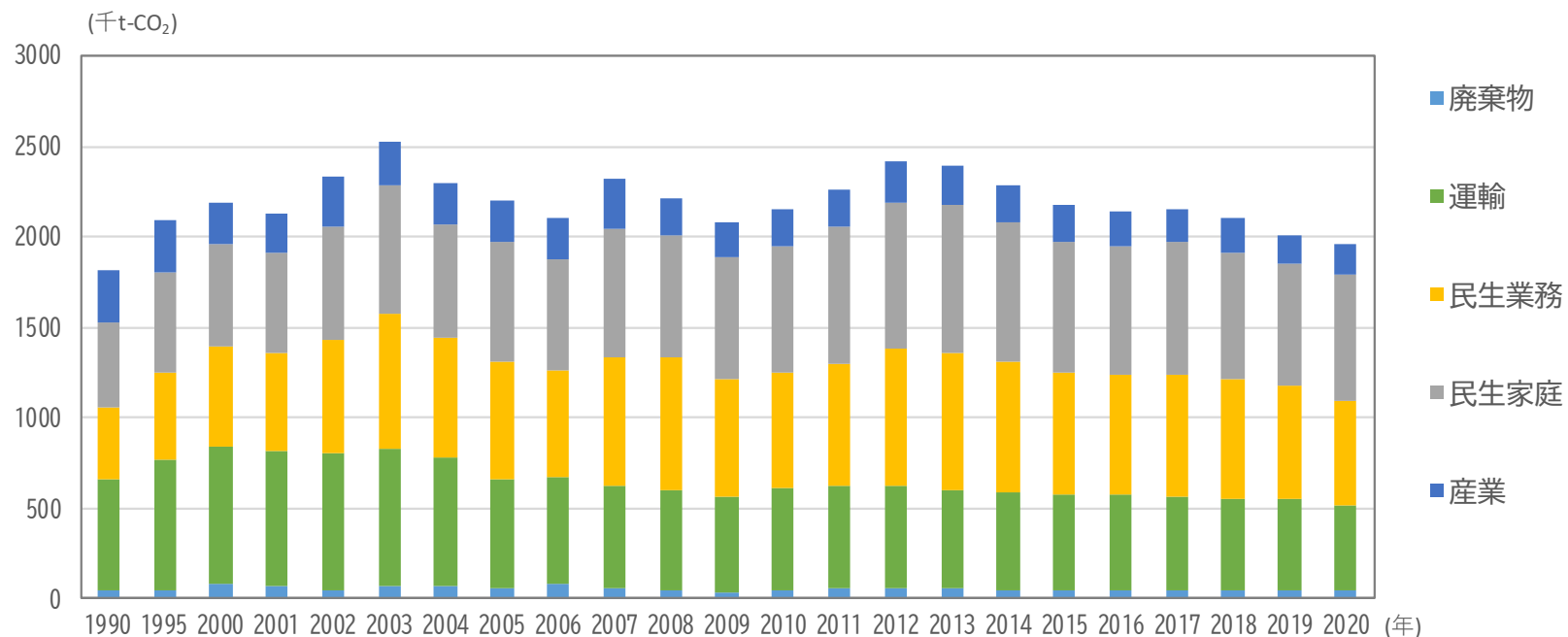
（出典：「農林水産省作物統計調査」より作成）

### ◆林業

本市の森林面積は、7,833ha（国有林1,182ha、民有林6,651ha）で市内面積のおよそ42%を占めています。主な林業地域である西部地域では、古くから意欲的な林業経営が営まれてきましたが、近年は木材価格の低迷や林業労働者の不足、作業賃金・資材の高騰などの課題があり、林業経営体数も減少傾向を示しています。

⑧温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）

本市の温室効果ガス排出量の約9割を占める二酸化炭素排出量は、令和2年度（2020年度）は1,957千t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度（2013年度）の排出量の2,399千t-CO<sub>2</sub>に対して18.4%減少しています。二酸化炭素排出量の内訳を部門別にみると、民生家庭が35.7%、民生業務が29.3%、運輸が24.3%となっており、この3部門だけで全体の89.3%を占めています。



(単位：千 t-CO<sub>2</sub>)

部門	基準年度 (2013)	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産業	219	295	294	231	209	271	248	232	233	230	278	203	189	194	211	219	219	198	196	192	187	190	164	167
民生家庭	826	464	546	568	564	632	703	623	662	605	707	681	673	698	752	814	826	776	725	710	736	695	674	698
民生業務	758	394	482	553	534	622	748	663	649	596	714	736	647	643	678	760	758	725	676	662	668	669	619	573
運輸	542	618	722	759	752	765	753	716	606	592	565	545	537	570	563	559	542	535	526	528	517	507	514	476
廃棄物	54	47	50	79	68	43	76	69	55	78	55	51	32	43	62	62	54	50	49	48	49	42	43	43
総合計	2,399	1,818	2,095	2,190	2,127	2,332	2,528	2,303	2,206	2,101	2,320	2,217	2,078	2,148	2,266	2,415	2,399	2,283	2,171	2,141	2,158	2,103	2,013	1,957

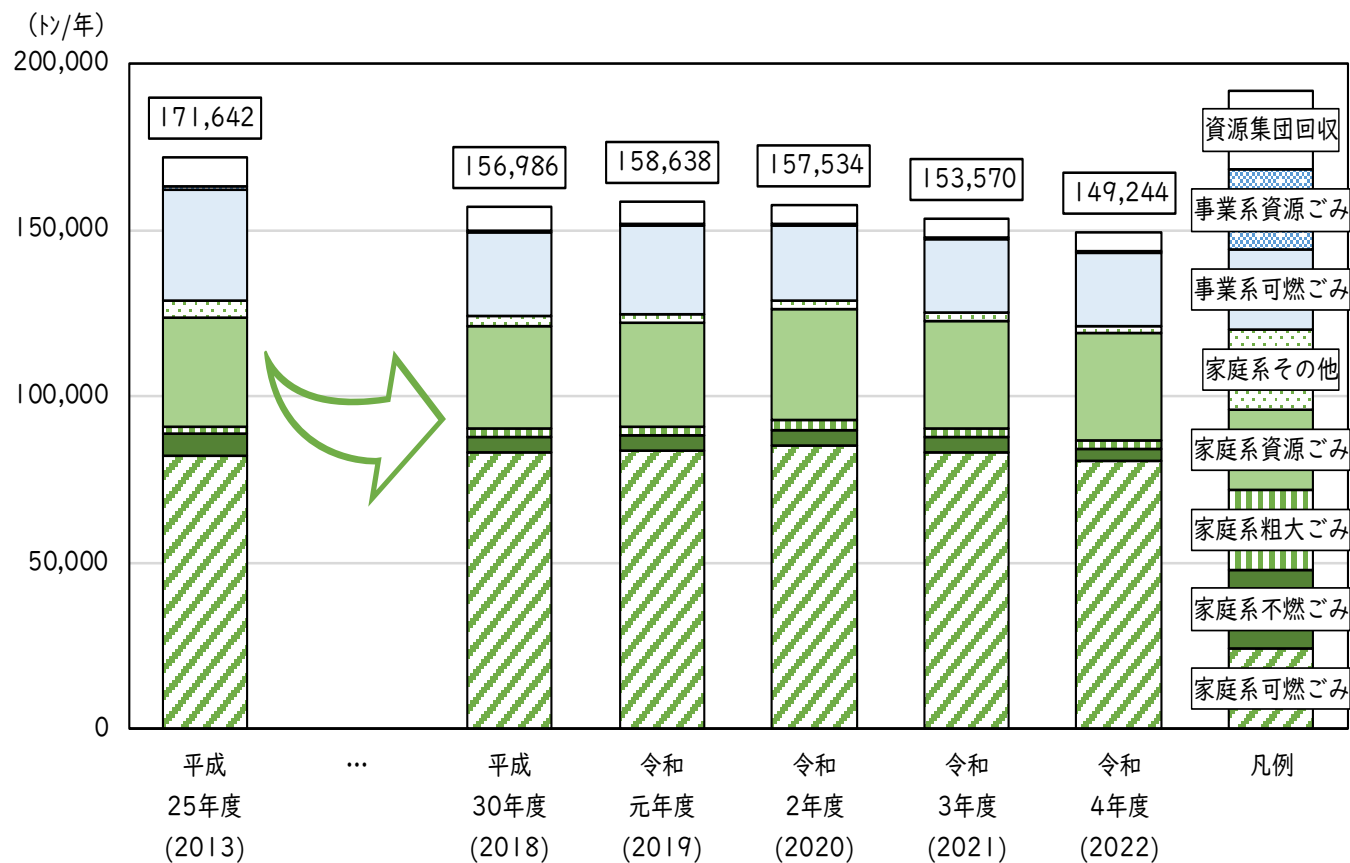
二酸化炭素排出量の推移

(出典：「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」及び本市データより作成)

### ⑨ごみ排出量

本市のごみの総排出量は、平成26年度（2014年度）以降減少が続いてきました。令和元年度（2019年度）に新型コロナウイルス感染症などの影響で一時的に増加しましたが、再び減少局面に入り、令和4年度（2022年度）実績は149,244トンと過去最少になっています。

環境省による全国の一般廃棄物の排出及び処理状況等の調査の結果では、本市は令和3年度（2021年度）におけるごみの排出量の少ない自治体ランキング「人口50万人以上の都市」において、全国1位となっています。



※家庭系その他には、直接搬入ごみ、有害ごみ、側溝清掃ごみ、不法投棄が含まれます。

ごみ総排出量の推移

(出典：「循環型都市八王子プラン」)



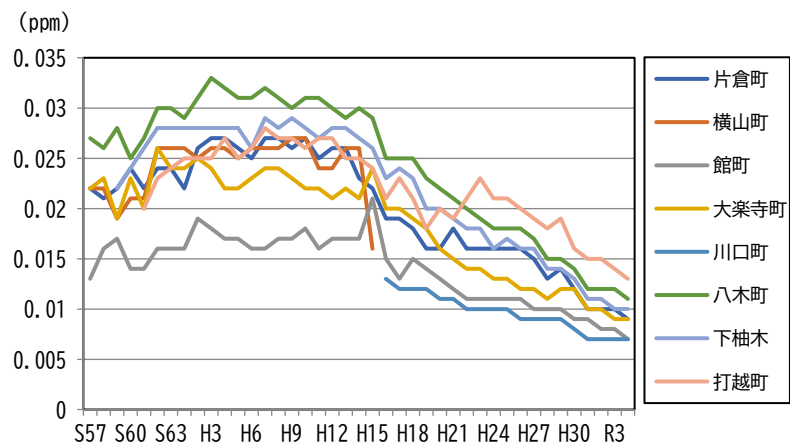
## ⑩大気汚染・水質汚濁状況

### ◆大気汚染状況

本市の二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の測定値は、長期的に減少傾向であり、令和4年度（2022年度）は、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。

光化学オキシダントは、窒素酸化物が揮発性有機化合物\*とともに太陽の紫外線による光化学反応をおこして二次的に生成される物質で、オゾン\*やパーオキシアセチルナイトレート\*などの酸化性物質の総称です。これらの増加によって光化学スモッグ\*が発生し、目や呼吸器系の粘膜を強く刺激して息苦しさなどの健康被害がみられることもあります。

窒素酸化物や揮発性有機化合物は全国的に減少傾向にあることが知られていますが、光化学オキシダント濃度は、全国的にも環境基準を満たせておらず、気温の上昇による光化学反応の促進が原因の一つと指摘されています。



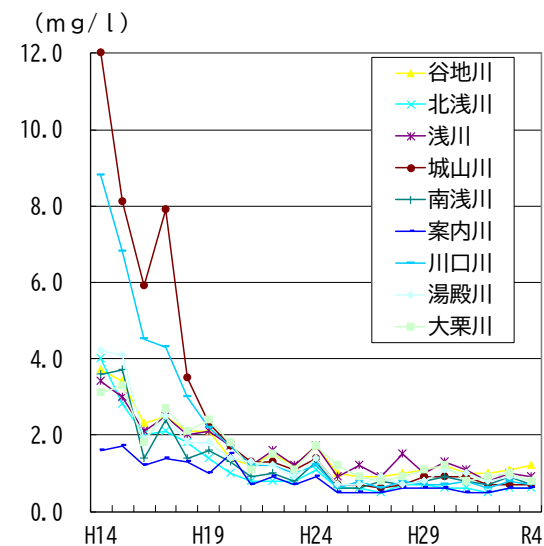
二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）濃度の推移（1時間値の年平均）  
（出典：「八王子市環境白書」より作成）

### ◆水質汚濁状況

本市では、河川や地下水の水質汚濁を防止するため、水質測定を行っています。

河川では、平成20年度（2008年度）以降、全ての測定地点で環境基準（BOD\*75%水質値）を満たしています。

地下水については、水質汚濁防止法に基づき、都が定めた水質測定計画により測定しています。市内を20ブロックに分け、1年に5ブロックごとの測定を行っており、令和4年度（2022年度）調査では、全ての地点で環境基準を達成しています。



河川BOD75%値の推移  
（出典：「八王子市環境白書」）

## 2.2 生物多様性について

### 生物多様性とは

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で様々な環境に適応して進化し、地球上には知られているだけで175万種、まだ見つかっていない種を含めると約3,000万種もの多様な生きものがあるとされています。しかし、生きものはどれを取っても自分ひとりだけでは生きていくことはできません。これらの生命は一つひとつに個性があり、直接・間接的に支えあって生きています。生物多様性とは**たくさんの生きものがいて、それらがお互いにつながり合っていること**を言います。

また、生物多様性は生きものがたくさんいること（種の多様性）だけでなく、様々な生息・生育の場があること（生態系の多様性）、同じ種でも様々な遺伝子があること（遺伝子の多様性）の3つのレベルの多様性が示されています。

### 3つのレベルの多様性

- ◆**生態系の多様性**…森林、里地里山、河川、湿原、干潟、珊瑚礁などいろいろなタイプの自然環境があることです。
- ◆**種の多様性**…動植物から細菌などの微生物に至るまで、色々な種類の生きものがあることです。
- ◆**遺伝子の多様性**…同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があることです。

イラスト  
(3つのレベルの多様性)

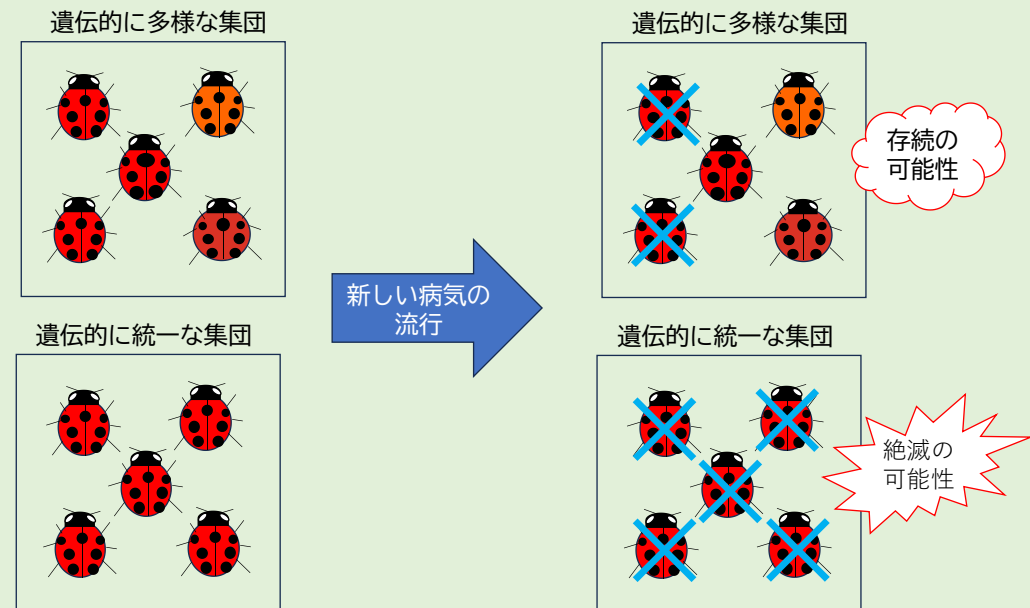
### 【コラム】「遺伝子の多様性」が持つ重要性

生きものは、その生きものを形づくるために必要な“設計図”のようなものを持っています。“設計図”は親から子、子から孫に引き継がれるため「遺伝子」と呼ばれ、一つひとつの細胞の中のDNAといわれる物質がその役割を担っています。遺伝子はクローンでない限り、他の個体と同一であることはまずありません。そのため、外見にほとんど違いが無くても、遺伝子はそれぞれ違います。

ある集団や個体において、特定の遺伝子を比べた時に見られる違いを「遺伝的多様性」といいます。ひとつの集団の中でその違いが豊富であれば、遺伝子の多様性が高いということになります。

遺伝的多様性が高い集団は、新しい病気の流行や気候の変化など、生息環境が変わったときにその変化に対応できる個体が生き残る可能性が高く、集団が全滅してしまうのを防ぐことができます。また、遺伝子の多様性は新しい遺伝子の組み合わせを生み出す役割もはたしています。

そのため、地域個体群\*の絶滅や個体数の減少による遺伝的多様性の低下は、その生きものの環境の変化に対応する能力を低下させ、集団が全滅する危険性を高めることにつながります。このように、生物多様性の維持において、遺伝子の多様性は非常に重要です。





## 【コラム】八王子にゆかりのある生きもの

本市は、首都圏からの交通の利便性が高かったことで、数多くの研究者による新発見や新知見の報告があがっており、市内で発見・命名された植物は70種を超えます。中でも、高尾山は冷温帯と暖温帯の境界に位置しており、古くから宗教的な保護などが続いたことで、多様な植物が生存し続けてきました。そのため、高尾山で発見された種は群を抜いて多く、特に、NHK朝の連続テレビ小説「らんまん」のモデルとなり、「日本の植物学の父」といわれる牧野富太郎により発見・命名された植物もあります。

### ◆「八王子」の名前が付いた植物

- ・ハチオウジアザミ *Cirsium tamastoloniferum*

多摩丘陵西部兵衛川源流域で発見され、2012年に新種として発表されました。

### ◆「高尾山」の名前が付いた植物

- ・オオツクバネガシ *Quercus takaoyamensis* (学名にタカオヤマ=高尾山の名をもつ)

1920年に牧野富太郎により発表されました。

### ◆「多摩」の名前が付いた植物

- ・タマノホシザクラ *Cerasus tamaclivorum*

2004年に *Prunus tamaclivorum* として発表され、その後、属名の変更に伴って *Cerasus tamaclivorum* とされました。遺伝子研究の結果から、マメザクラやヤブザクラとは今から1万年以上に分化し、クローン繁殖で増殖してきた新種として発表されました。



八王子の名前が付いているのは植物ばかりですが、八王子にゆかりのある鳥などもあります。

- ・市の鳥 オオルリ *Cyanoptila cyanomelana*

平成3年(1991年)に市制75周年を記念して選定されました。

春に東南アジアから渡ってきて、夏に繁殖し、秋に帰っていく渡り鳥です。

本市の丘陵地や山地の溪流、沢沿いの広葉樹林に渡来し、ピーリーリー、ポイヒーピピ、ジェツジェツなどとよく通る美声で囀ります。

- ・トウキョウサンショウウオ *Hynobius tokyoensis*

群馬県を除く関東地方と福島県の太平洋沿岸の一部地域から、標高300m程度の丘陵部に分布していますが、本市は本種にとって非常に重要な生息地となっています。平成20年(2008年)に行われたトウキョウサンショウウオ研究会の一斉調査により、東京都の335か所の繁殖場のうち、本市では95か所が存在し、産卵卵嚢数で見ると都全体の32%を占めることがわかりました。現在、繁殖場所の喪失や外来種による捕食が危惧されています。



## 生態系サービスとは

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、生物多様性を基盤とする多様な生きものがかわり合う生態系からの恵みによって支えられています。このような生態系からの恵みを「生態系サービス」と呼び、4つのタイプに分けられます。

### 供給サービス

毎日の食卓を彩る野菜などの食料や繊維、木材、医薬品など私たちの暮らしに必要となる資源を供給する機能。

生きものの遺伝的な情報や、バイオミクリー\*など機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。

### 文化的サービス

自然や生きものに触れることにより得られる教育的効果、宗教、文化、レクリエーションなど私たちの精神を豊かにする機能。

南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。



自然の恵み

(出展：環境省 HP <https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/sokyu03.html>)

### 調整サービス

二酸化炭素の吸収や水質の浄化、雨水貯留による山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが健康で安全に生活するための環境をもたらす機能。

### 基盤サービス

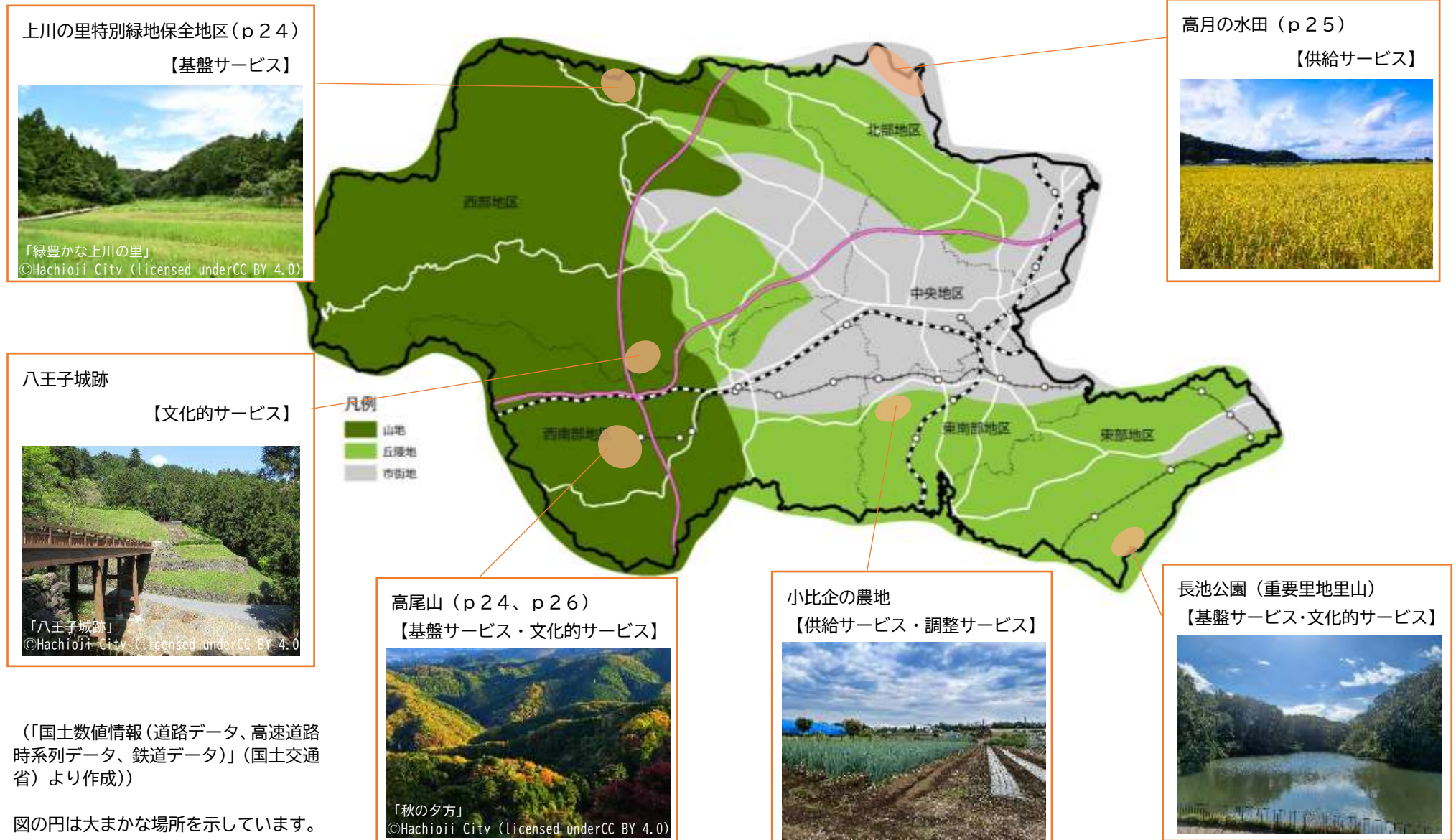
光合成による酸素の生成、土壌形成など、自然の物質循環を基礎として全ての生きものの生存基盤となり、他の3つの生態系サービスを支える機能。

また、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）では、人間生活に寄与する自然の価値を評価するに当たり、生態系サービスに代わる概念として「自然がもたらすもの（NCP: Nature Contributions to People）」が提唱されています。生態系サービスでは人間の幸福（Well-being\*：ウェル・ビーイング）が個別のサービスカテゴリを通じて結び付けられていますが、NCPでは自然と生活の質が結び付けられているほか、それぞれの価値が一般的観点と文化的背景に基づく観点の2つの観点から捉えられています。



## 八王子市の特徴のある自然環境と生態系サービス

私たちの身近な場所にも生物多様性上、特色のあるエリアが数多くあり、暮らしの中で様々な生態系サービスを楽しんでいます。また、地域の自然と人とのかわりによって育まれた歴史や文化的景観などの存在も八王子らしさの大切な要素となっています。



## ①基盤サービス

### ◆豊かな自然

本市には、身近な場所に豊かな自然が存在し、酸素の生成や生きものの生息・生育環境の提供に寄与しています。

**明治の森高尾国定公園**にはブナ、イヌブナを含む林分や、シラカシ、ウラジロガシ、ツクバネガシなど常緑広葉樹を含む林分が比較的まとまって見られ、暖温帯北部の極相林\*が保存されています。このような多様な植生を棲みかとして、ムササビやヤマネなどの樹上で活動する小動物やオオルリやコゲラなどの鳥類が生息しています。

また、良好な自然環境を保全する**特別緑地保全地区\***が約70ha（3か所）、東京都保全地域が約74ha（14か所）指定されています。上川町にある「上川の里特別緑地保全地区」は、良好な里山環境が残る市内でも有数の場所で、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場所など重要な機能が多く備わっています。



## ②調整サービス

### ◆災害の軽減

森林の多面的機能の一つに**土砂災害防止機能・土砂保全機能**があります。この機能は、山崩れなどの山地災害や洪水を防止・軽減し、地形が険しく地質が脆弱で雨量が多い日本の国土保全上重要な役割を果たしています。この機能を十分に発揮させるため、**保安林制度\***により、本市には約1,500haの森林が保安林に指定されています。

また、農地も雨水を浸透させて流出が軽減されるため、防災・減災効果が期待されます。

### ◆二酸化炭素の吸収

森林は、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしています。樹木が吸収・蓄積する二酸化炭素の量は一本一本異なりますが、適切に手入れがされているスギ人工林（36～40年生）は1ha当たり約302tの二酸化炭素を蓄えていると推定され、このスギ林1haが1年間に吸収する二酸化炭素の量は約8.8tと推定されています。





### ③供給サービス

#### ◆食料

高月地区には都内最大の水田地帯があり、米が生産されているほか、ここで採れた米を利用した日本酒も作られています。また、高月地区の水田は、供給サービスだけでなく、トウキョウダルマガエルやホンサナエなどの希少な生きものの生息・生育環境を提供しています。

「江戸東京野菜」は、江戸時代から昭和中期までの在来種や在来の栽培方法などに由来する伝統野菜で、八王子の「江戸東京野菜」には、川口エンドウ、八王子ショウガ、高倉ダイコンの3種類があります。また、生産地と消費地が隣接した利点を生かし、「道の駅八王子滝山」などを活用した地産地消\*を推進しています。



高月地区の水田地帯



道の駅八王子滝山

#### ◆木材

多摩地域で生育し、多摩産材認証協議会が産地を証明した木材を「東京の木 多摩産材」と言います。多摩産材は高尾599ミュージアムなどをはじめ、様々な公共施設で使用されています。

#### ◆繊維

高月町には昔からクワが多く自生しており、古くから養蚕と織物が盛んに行われてきました。八王子は桑の都と呼ばれ、様々な種類の織物が生産され、織物業の一大産地として栄えました。「多摩織」は、その八王子織物をルーツとする5つの技法で織られた織物の総称であり、絹織物の多品種産地が育んできた多様な技法の集大成と称されます。また、多摩織は、伝統工芸品に指定されており、日本遺産\*の構成文化財にも認定されています。



「桑都 多摩織1」©Hachioji City (licensed underCC BY 4.0)

#### ④文化的サービス

##### ◆日本遺産・観光

本市には、自然環境との深いかかわりの中で育まれてきた歴史文化が数多くあります。

**高尾山**は薬王院が天平16年(744年)聖武天皇の勅命により開山され、あらゆる殺生を厳しくいさめるなど、宗教的に保護されていました。また、戦国時代には八王子城主の北条氏照が「山中に入り、やたらに木を伐採してはいけない」という制札\*を掲げ、江戸時代にも代官頭の久保長安が高尾山の竹木の保護を命じました。その結果、高尾山は今なお豊かな自然が残る貴重な場所となっています。現在では、世界有数の登山者数を誇る山となり、明治の森高尾国定公園一帯は多くの観光客をひきつける場となっています。

養蚕業をはじめとした絹産業は日本各地で営まれてきましたが、八王子宿の織物市のにぎわいを背景に八王子は「**桑都**」<sup>こうと</sup>と言い習わされてきました。桑都の発展を支えた養蚕農家や絹商人は、戦国時代末期に関東の覇権を握った北条氏照が武運を祈願し、いにしえより人々が霊山として崇めてきた高尾山を信仰し、篤く庇護してきました。令和2年(2020年)には、高尾山を中心として構成されたストーリーが日本遺産として認定されました。

##### ◆文化財

令和5年(2023年)に、「**南多摩のメカイ製作技術**」が東京都の無形民俗文化財に指定されました。「メカイ」は「目籠」と表し、多摩地域の里山で自生する篠竹(アズマネザサ)の表皮を薄く剥がしたものを編み上げる六つ目の籠です。江戸時代から昭和前半まで、南多摩地域の多くの農家で農閑期の重要な収入源となり、高度経済成長期以前の人々の生活に欠かせなかった里山を維持するために伐採した篠竹を再利用して作成されました。近年は、都市開発による里山の消失や生活環境の変化から、技術を受け継ぐ人が少なくなっています。

##### ◆エンターテインメント

大正8年(1919年)に発表された童謡「**夕焼け小焼け**」の歌詞は、作詞者の中村雨紅が、故郷である上恩方町のカラスをモデルにして作詞したと言われています。本市をはじめ、夕方に子どもたちへ帰宅を促す時報曲として利用されています。

平成6年(1994年)に公開されたスタジオジブリのアニメーション映画「**平成狸合戦ぽんぽこ**」は、本市を含む都内4市にまたがる多摩ニュータウンの開発計画を題材として作られました。



写真  
(メカイ)



## 【コラム】生物多様性からみた高尾山

東京都心からわずか約50 kmに位置する高尾山は、標高599 mの小さな山でありながら、自然の森が残されています。

高尾山は、奈良時代に開創された薬王院が、あらゆる殺生を厳しくいさめ、その後も寺領から幕府直轄、帝室御料林、国有林、近年では明治の森高尾国定公園として常に保護されてきたために、多くの樹種が生育する自然豊かな森が育まれてきました。加えて、冷温帯と暖温帯の境界に位置しているため、北斜面ではイヌブナなどの落葉広葉樹林、南斜面ではカシ類などの常緑広葉樹林といった、異なる植生が同所的に共存しています。

このような環境のもと、約1,300種類の維管束植物やムササビ・ヤマネなどの約30種の哺乳類、100種を超える鳥類が記録されるなど、多くの生きものの生息・生育地となっています。また、豊富な昆虫相を維持しており、その豊かさは関東でも有数のものとなっています。

さらに、高尾山だけに生息している固有な種、高尾山が重要な生息地となっている種も複数知られており、生物多様性ホットスポットとしても高尾山の自然の多様さ、豊かさは格別です。



高尾山のイヌブナ林

写真

## 【コラム】生物多様性ディスサービス

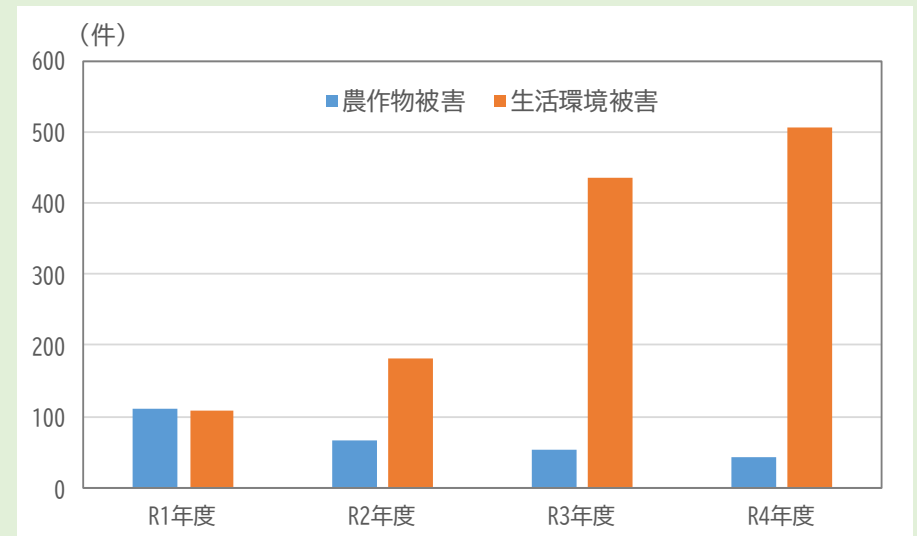
生態系は私たち人間に様々な恵みを与えてくれる一方で、私たちの暮らしや健康に対し負の影響（ディスサービス）を及ぼすこともあります。

例えば、増加した野生鳥獣による農林業への被害や、スギや外来植物による花粉症、ダニ媒介性感染症などの人獣共通感染症による健康へのリスクの増加が挙げられます。

本市でも、イノシシやサルによる農業被害、アライグマ・ハクビシンによる屋内への棲みつきや果樹被害といった相談があり、特に、アライグマ・ハクビシンによる相談が近年増加しています。

また、都市の緑地は、まちの潤いや癒しをもたらしますが、スズメバチやヘビなど嫌悪される生きものの生息場所でもあるため、緑地の存在が人と生きものの軋轢を増加させる懸念も指摘されています。

このように、生態系サービスとディスサービスは表裏一体であり、生物多様性を保全するためには、これらの正負の影響を理解することが求められます。



鳥獣害被害・相談件数の推移（八王子市データ）

## 生物多様性の4つの危機と間接要因

私たちは生態系サービスの恩恵を受けながら生活していますが、現在、生命が地球に誕生して以来、生きものが最も早いペースで絶滅しており、第6の大量絶滅と呼ばれています。主な要因は人間活動によるものであり、地球上の種の絶滅スピードは自然状態の約100～1000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。さらに、種の絶滅だけでなく、生物資源を生み出す生態系の劣化も急速に進んでいます。

現在、生物多様性の損失を引き起こす主な要因として、4つの危機が挙げられています。

第1の危機 開発や攪乱による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少	開発などによる生きものの生息・生育環境の劣化や減少、希少種の鑑賞や商業利用のための乱獲や過剰な採取などにより、生きものの絶滅につながります。
第2の危機 自然に対する働きかけの減少による自然の質の低下	二次林や里山などが利用されなくなったことで、生態系が変化し、本来生息・生育していた生きものが減少してしまいます。また、狩猟者の減少によるシカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機 外来種などの持ち込みなどによる生態系の攪乱	外来種による在来種の捕食や生息場所の奪取、交雑による遺伝的な攪乱などによって生態系に影響をもたらしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機 地球環境の変化による危機	地球温暖化や酸性雨など地球環境の変化による影響のことです。平均気温が1.5～2.5℃上がると、高山帯*の縮小や海面温度の上昇等の影響により、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まると言われています。



## 【コラム】人の手が入らなくなったことによる生きものへの影響

### ◆ナラ枯れ

近年、夏にもかかわらず、葉が紅葉したように変色し、枯れてしまう樹木が増えています。ナラ・シイ・カシなどのブナ科の樹木に発生する病気により枯損する「ナラ枯れ」です。カシノナガキクイムシ（カシナガ）が、卵を産み付けるため木の幹に穴をあけて内部に侵入する際、ナラ菌を媒介することで、樹木の細胞に害を与え、枯死に至る場合があります。

近年、都内で相次いで確認されており、急速に拡大しています。景観悪化だけでなく、枯死による山地の災害防止機能や水源涵養機能への影響のほか、倒木や落枝などによる人的・物的被害を引き起こすおそれもあります。また、ムササビなどの樹上で生活する小動物の生息環境にも影響を与える可能性も指摘されています。

ナラ枯れが増えた要因の一つとして、人の手が入らなくなったことによる樹木の高齢化、大径木化が考えられています。かつて薪炭林として利用されていたコナラ林やクヌギ林は、10～30年程度の周期で伐採が行われ、萌芽することにより次世代が繰り返し育てられるなど頻りに資源利用されていたことで、直径が細い木が主体となっていました。しかし、燃料革命によりコナラ林やクヌギ林は伐採されず放置された結果、カシナガの繁殖に適した大径木が増えてしまいました。また、昔は枯死木を放置せずに燃料として利用していたため、枯死木内の害虫が駆除でき、翌年の被害発生が防げていたと考えられています。

ナラ枯れの主な駆除対策は、「伐採処理」、「粘着シートによる飛散防止」、「薬剤注入によるカシナガの駆除」が挙げられます。本市の公園や緑地においても、伐採処理や薬剤注入、トラップ設置によるカシナガの捕獲、ビニールシート被覆による穿入防止のほか、コナラやクヌギ林の再生の試みを行っています。また、駆除対策だけでなく、被害を拡大させないための早期発見や予防対策も重要で、カシナガが樹木に侵入する際にフラスと呼ばれる木くずを排出するため、被害木の発見に役立ちます。

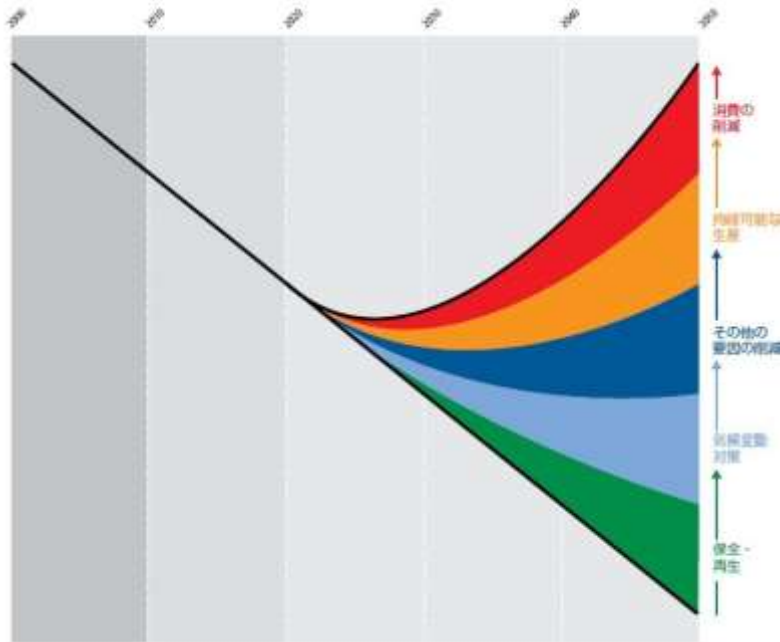


カシナガが侵入する際に排出されたフラス

生物多様性の損失の直接要因である4つの危機が発生する背景には、社会経済の変化や人々の自然に対する関心、消費と生産などの人の活動にかかわる要素やその根底にある人々の価値観・行動様式などが複雑に絡んでおり、「**間接要因**」と呼ばれています。

例えば、人口と資源消費量の増加が組み合わさると、エネルギーや水、食料の需要も増加し、資源の過剰利用、生きものの生息・生育環境の転換、気候変動などの直接的な圧力が增大することが懸念されます。また、国際的な取引の増加は、侵略的外来種\*の侵入を引き起こすおそれもあります。

生物多様性の損失を止めるためには、間接要因、すなわち経済や暮らしのあり方を根本的に変えていく「**社会変革**」が必要とされており、社会変革の実現には「**介入点（レバレッジ・ポイント）**」に焦点を当てた取組が重要と指摘されています。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ  
(出典：地球規模生物多様性概況第5版 (環境省))

さらに、生物多様性を回復させるためには、生態系の保全・再生だけではなく、気候変動対策や持続可能な生産、消費の削減など、様々な分野の行動が横断的かつ幅広い主体を巻き込んで実施されることが必要とされています。

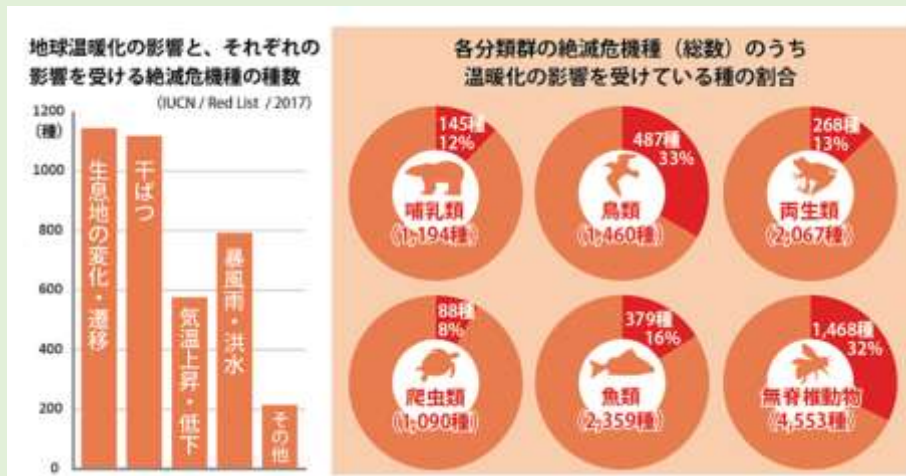
## 【コラム】生物多様性と気候変動の関係

本市でも1日の最高気温が39℃以上を記録するなど、地球温暖化の影響による猛暑日の増加や過去に経験のない大雨による土砂災害や河川の氾濫などの被害が懸念されています。また、気候変動は、生きものの生息・生育環境にも大きな影響を与えます。IUCN（国際自然保護連合）が発表している世界の絶滅のおそれのある野生生物のリストには、4万種以上が絶滅危惧種として掲載されており、その大きな要因の一つに気候変動が挙げられています。

気候変動に対する応答は生きものによって異なりますが、気温や気候の変化により生育している植物の構成が変化してしまうと、採食や送受粉、種子散布、寄生などをめぐる生物間の相互作用にズレが生じ、生態系のバランスが崩れてしまいます。また、その結果、生きものの減少や消失を招き、生物多様性の損失に繋がる可能性があります。

身近なところでは、かつて入学式ごろに満開だったはずのサクラ（ソメイヨシノ）が、近年卒業式の頃にはすでに満開になっていると感じることはないでしょうか。

気象庁が公表している「さくらの開花日の変化」を見てもわかるように、東京でもここ20年で5日ほど早い開花となっています。令和5年（2023年）は3月14日に開花宣言が出され、平均値よりさらに早くなっています。今後、気候変動により開花時期が早まるだけでなく、全国一斉に開花する可能性や、サクラそのものが咲かなくなる地域まで生じる可能性があるという研究結果も示されています。



地球温暖化による生きものへの影響

(出典：WWF ジャパン HP <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/286.html>)

	1990年平均値 (1961-1990年)	2020年平均値 (1991-2020年)	差
札幌	5月5日	5月1日	4日早い
青森	4月27日	4月22日	5日早い
仙台	4月14日	4月8日	6日早い
東京	3月29日	3月24日	5日早い
名古屋	3月30日	3月24日	6日早い
大阪	4月1日	3月27日	5日早い
広島	3月31日	3月25日	6日早い
福岡	3月28日	3月22日	6日早い

さくらの開花日の変化

※1990年平均値（1961～1990年）と2020年平均値（1991～2020年）を比較し、2020年平均値から1990年平均値を引いた日数の差を示す。

(出典：「さくらの開花日の変化」(気象庁))



## 2.3 環境政策を取り巻く動向

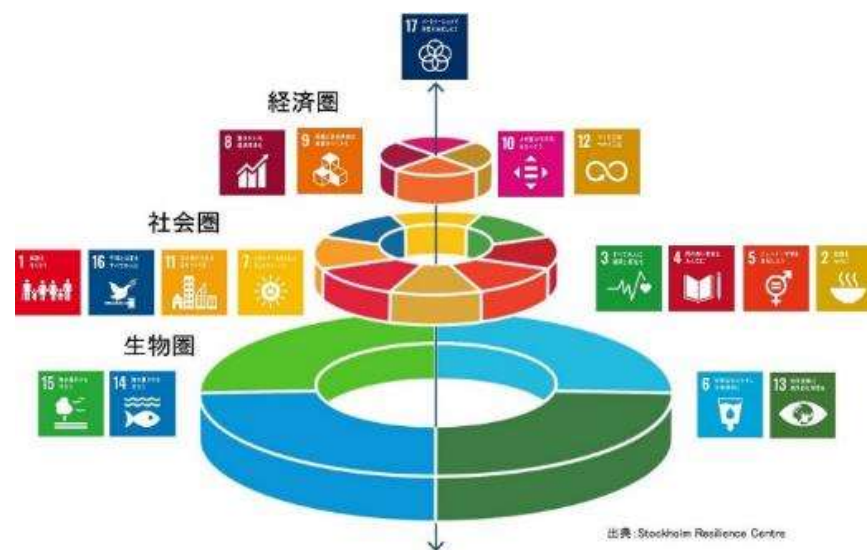
### 持続可能な社会に向けて

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことが宣言されています。

SDGs ウエディングケーキモデル（スウェーデンのレジリエンス研究所のヨハン・ロックストロームにより考案されたSDGsの概念を表す構造モデル）では、SDGsの17のゴールはそれぞれ「生物圏」「社会圏」「経済圏」の大きく3つの階層から成り、「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成立ち、「社会圏」は人々が生活するために必要な自然の環境（「生物圏」）によって支えられていることを表しています。



SDGsの17のゴール



SDGs ウエディングケーキモデル

（出典：（左）国連広報センター、（右）農林水産省）

## 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境への影響は深刻化しています。人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一つとして、「プラネタリー・バウンダリー」があります。

「プラネタリー・バウンダリー」は「地球の限界」と呼ばれ、人間が地球上で持続的に生存していくためには越えてはならない地球環境の限界がある、ことを明確に示した概念です。

平成27年（2015年）と令和4年（2022年）の研究結果を比べると、地球の変化に関する9つの項目のうち、「種の絶滅の速度」と「窒素・リン」に加え、新たに「気候変動」と「土地利用変化」、「新規化学物質」が限界を超えて高リスクの領域にあるとされました。

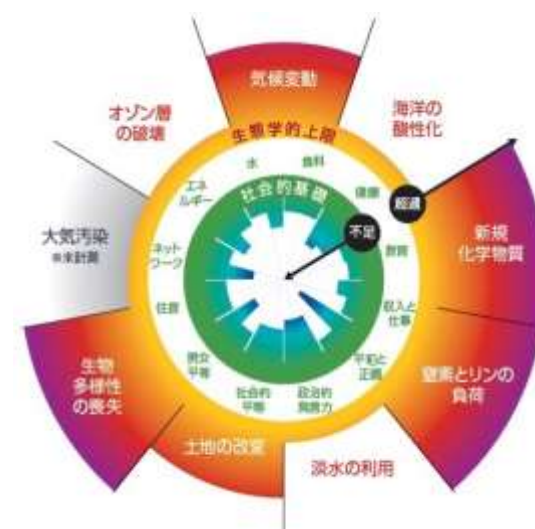
また、プラネタリー・バウンダリーに、水や食料、教育へのアクセスなど、人間にとって不可欠な社会的ニーズの充足度を示した社会の境界（ソーシャル・バウンダリー）を加え、人間の経済の「安全な活動空間」を定義した研究もあります。

人間活動が地球の限界を超えず、社会的基礎の下に落ちない領域を「ドーナツ内での生活」と言い、この領域では、Well-beingに焦点を当てた経済が繁栄することができるとされています。

全ての人々が「ドーナツ内での生活」に収まる持続可能な未来を実現するためには、環境・経済・社会の統合的向上を進める必要があります。



「プラネタリー・バウンダリー」  
（出典：「環境白書 令和5年版」（環境省））



「ドーナツ内での生活」  
（出典：「環境白書 令和5年版」（環境省））

◆世界の動向

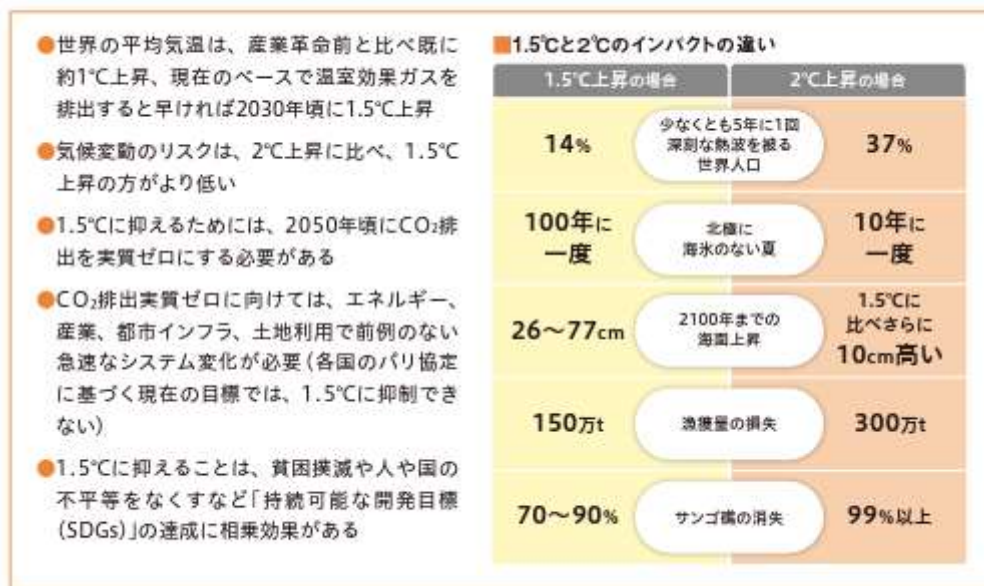
平成9年（1997年）に定められた「京都議定書」の後継として、平成27年（2015年）にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、2020年以降の気候変動に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として「産業革命前からの気温上昇を2℃未満に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する（1.5℃努力目標）」ことが示されました。

その後、平成30年（2018年）にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）より、パリ協定の「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表されました。

また、令和3年（2021年）に公表した第6次評価報告書では、**人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない**ことが示され、2030年代前半には1.5℃に達する可能性が最も高くなったと報告しています。

このように、パリ協定後の知見の積み重ねにより、1.5℃に抑えることが重要であるという認識に変わっていったことを受け、令和3年（2021年）に開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」では、「1.5℃目標」を実現するための努力を追求することが世界的に合意されました。

「1.5℃特別報告書」で示されたもの



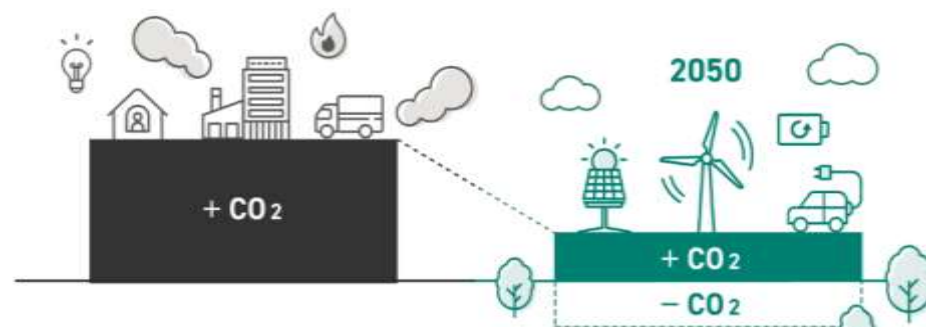
IPCCによる1.5℃特別報告書の概要  
（出典：「ゼロエミッション東京戦略」（東京都））



## ◆日本の動向

日本では、令和2年（2020年）10月、パリ協定1.5℃努力目標の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

さらに、令和3年（2021年）4月に**2030年において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける**ことが表明されました。この新たな削減目標を踏まえて改定された国の地球温暖化対策計画は、二酸化炭素以外も含む温室効果ガス全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。



2050年カーボンニュートラルのイメージ

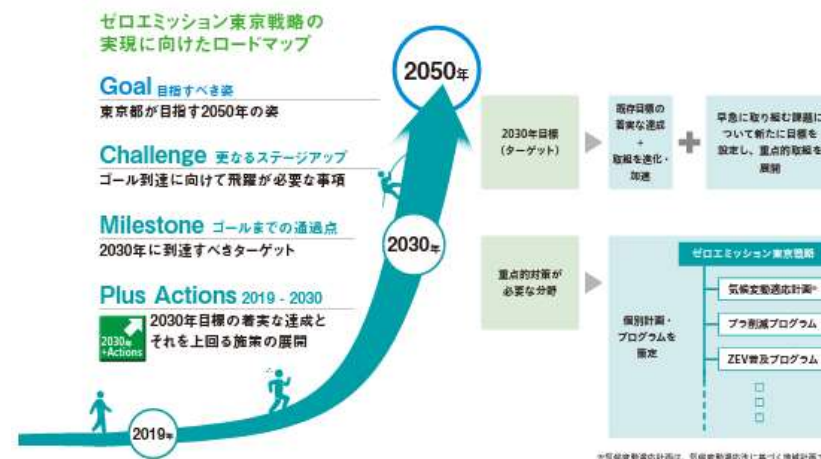
（出典：「脱炭素ポータル HP ([https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/about/](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/))」

また、排出者の行動を変化させるための手法として、企業などが排出する二酸化炭素に価格をつけ、炭素税や排出量取引などを推進する「カーボンプライシング\*」があります。日本では、令和5年（2023年）に、GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）が成立しました。その中で、炭素排出に値付けをすることでGX関連製品・事業の付加価値の向上をはかる成長志向型カーボンプライシングの導入が盛り込まれ、化石燃料の輸入事業者などに対する化石燃料賦課金の徴収や発電事業者に対する二酸化炭素の排出枠（量）に応じた特定事業者負担金の徴収が定められました。

## ◆東京都の動向

令和元年（2019年）12月に、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年に世界のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、その実現に向けたビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「**ゼロエミッション東京戦略**」を策定し、令和3年（2021年）3月には「**ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report**」を公表しました。

2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けては、2030年までの行動が極めて重要であり、都は都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。



ゼロエミッション東京戦略ロードマップ

（出典：「ゼロエミッション東京戦略」（東京都）」

## 【コラム】二酸化炭素削減の新技術

二酸化炭素排出ゼロを実現させるための効率的な手法として、大気中に蓄積している温室効果ガスを回収・除去する「ネガティブエミッション技術」があります。

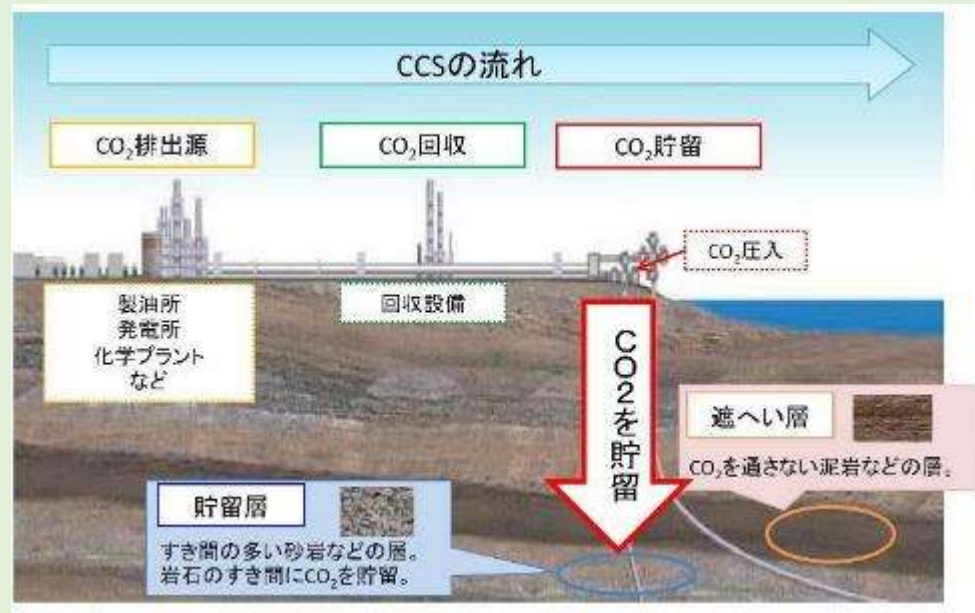
ネガティブエミッション技術のうち、二酸化炭素を削減する方法として注目されているのが、二酸化炭素を回収し、大気中に放出させない「CCS」や「CCUS」です。

CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) とは、二酸化炭素を分離・回収し貯留する技術のことで、例えば、発電所や化学工場などから排出された二酸化炭素をほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留します。

CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) は回収・貯留した二酸化炭素を有効活用する技術で、二酸化炭素を燃料やプラスチックなどに変換して利用する方法やそのまま利用する方法があります。そのまま利用する例としては、油田の油層に二酸化炭素を圧入して原油をより回収しやすくする石油増進回収への利用やドライアイスへの利用などがあります。

日本においても、環境省と経済産業省が連携し、CCS導入に必要な二酸化炭素の貯留可能な地点の選定のため、大きな貯留ポテンシャルを有すると期待される地点を対象に、地質調査や貯留層総合評価などを実施しています。さらに、令和5年(2023年)までの日本初の商用化規模の技術確立を目指し、普及に向けた取組を加速化しています。

以前からCCS、CCUSの基盤となる技術はありましたが、それを十分に活用するまでには至りませんでした。しかし、急激な気候変動がもたらす問題が全世界共通の課題となり、日本においてもカーボンニュートラル宣言を機に、CCS・CCUSへの注目が急速に高まっています。



(出典：「経済産業省資源エネルギー庁 HP (<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ccus.html>)」)



◆世界の動向

生物多様性を保全し、生物資源の持続的な利用を可能にするため、生物多様性条約を締結した国による生物多様性条約締約国会議（COP）をおよそ2年に1度開催しています。

平成22年（2010年）に愛知（COP10）で採択された愛知目標では、2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための効果的かつ危急の行動を実施する20の個別目標が掲げられました。しかし、令和2年（2020年）に発表された地球規模生物多様性概況第5版では、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないという結果が示されました。

令和4年（2022年）12月には、愛知目標を引き継いだ新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。2050年ビジョンに自然と共生する社会を掲げ、2030年までに「生物多様性の損失を食い止め、回復させる」いわゆる「ネイチャーポジティブ」を実現することを目指しました。また、ネイチャーポジティブというゴールに向け、OECM\*（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）などにより、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」や自然を活用した解決策（NbS\*）などの要素が盛り込まれました。

さらには、これまでの目標よりもさらに実効性を高めるため、新枠組の進歩をモニタリング・評価する仕組みやあらゆるセクターでの行動変容を促す考えが強化されました。



生物多様性枠組の構造（出典：環境省）

◆日本の動向

日本では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

2050年のビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復のほか、自然を生かした社会課題の解決、一人一人の行動変容などが基本戦略の柱として盛り込まれています。また、30by30の目標達成に向け、生物多様性の価値を有し、企業などによる様々な取組によって、本来の目的にかかわらず生物多様性の保全が図られている区域（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）を「自然共生サイト」として認定する制度を令和5年（2023年）から開始しました。

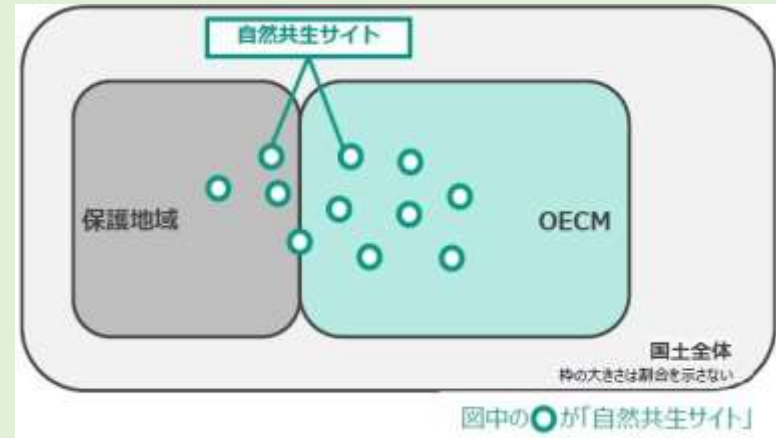


生物多様性国家戦略2023-2030の概要  
 (出典：「生物多様性国家戦略2023-2030概要版」(環境省))

国土全体	
生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域	貢献しない地域
生物多様性保全が主目的	生物多様性保全が主目的でない
<b>保護地域</b>	<b>OECM</b>

※四角の大きさは割合を表さない  
 30by30としてカウント

日本におけるOECMの考え方



保護地域・OECM・自然共生サイトのイメージ

(出典：「令和5年度第1回OECMの設定・管理の推進に関する検討会資料(環境省)」より作成)



◆東京都の動向

東京都では、令和5年（2023年）4月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定しました。都の地域戦略では、2030年に達成すべき目標として生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げており、自然地の減少、侵略的な外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」からなる3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めています。

### 東京の将来像を実現するための2030年目標

**2030年目標**  
**自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現**

**<昆明・モントリオール生物多様性枠組>**

**2030年ミッション**  
 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

**世界目標の主な要素**

- 保全に関する目標  
30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減
- ビジネス、主流化に関する目標  
ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進
- NbSに関する目標  
自然が持つ調整力を減災等に活用

✓ 生物多様性の恵みを持続的なものにするためには、世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容が必要

✓ 行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働する必要

2030年目標 生物多様性を回復軌道に乗せる

2050年将来像 自然と共生する豊かな社会の実現

＜ネイチャーポジティブ実現のイメージ＞

**2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略**

- I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ
- II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす
- III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

4

東京都生物多様性地域戦略の目標

(出典：「東京都生物多様性地域戦略概要版」(東京都))

### 基本戦略ごとの行動目標

**基本戦略Ⅰの行動目標**

**生物多様性バージョンアップエリア 10,000+**

「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、行政として10,000haを目指す。さらに、民間の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体と共に取り組んでいく。

新たな野生絶滅ZEROアクション  
 2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための実効性のある取組を様々な主体と共に実施することを目指す

**基本戦略Ⅱの行動目標**

**Tokyo-NbSアクションの推進**  
 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までを「NbS定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施することを目指す。

■ NbS (Nature-based Solutions)  
 自然の機能を活用した社会課題の同時解決

例) 自然災害リスク

NbS グリーンインフラによる減災機能の強化  
 緑地、雨水貯留浸透施設等 <地下水涵養、雨水流出抑制>

自然災害リスクの低減に貢献

**基本戦略Ⅲの行動目標**

**生物多様性都民行動100%**  
 ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していく。

■ 都政モニター調査（2020）  
 「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」  
 特に何もしていない…10.7% ←ゼロに

自然を守る活動に参加  
 環境に配慮した商品の選択

**10の行動方針**

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全	東京都の自然の恵みの利用（供給サービス）	生物多様性の理解促進
希少な野生動植物の保全と外来種対策	防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）	生物多様性を支える人材育成
人と野生動物との適切な関係の構築	快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）	都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容
自然環境情報の収集・保管・分析・発信		

5

## 【コラム】八王子市と30by30

30by30目標とは、2030年までに陸と海の30%以上を保全する国際目標です。日本では現在、陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全しています。

本市においては、市域の40%以上が保護地域となっており、数字だけを見ると30by30はすでにクリアしています。しかし、保護地域の中でも、土地利用により生きものの生息・生育環境として適切ではない場所や、管理が行き届いていない樹林・農地があるなど、みどりの質の低下が懸念されています。また、東京都内では保護地域をこれ以上確保することが難しい地域が多く、本市はその足りない部分を補う大事な役割も担っています。

環境省は、30by30目標達成に向けて、生物多様性の価値を有し、民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する事業を開始しました。本市では、令和5年（2023年）に長池公園が自然共生サイトに認定されました。今後も、生きものの生息・生育環境の確保やみどりの質の向上による生物多様性の保全を進め、様々な生きものを身近に感じられるまちにするため、保護地域内外にかかわらず、企業などと連携した自然共生サイトの認定を促進していきます。



八王子市の保護地域

（出典：「国土数値情報（自然公園地域、自然保全地域データ、鳥獣保護区、道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ）」（国交省）より作成）

### ◆世界の動向

消費・生産は、温室効果ガスの排出、廃棄物の増加、大気汚染など地球環境に負荷を与えます。中でも食品ロス\*とプラスチックごみは地球環境に大きな負荷を与えています。

令和元年（2019年）に発表されたIPCC「土地関係特別報告書」によると、食料の生産・加工・流通の活動に関する温室効果ガス排出量は、人為起源の温室効果ガス排出量の21～37%を占めると推定されています。また、食品ロスの焼却処理の際にも多くの二酸化炭素が排出されます。

プラスチックは現代社会において不可欠な素材となっていますが、原料となる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の全ての過程において大量の温室効果ガスが排出されています。また、世界的にプラスチック廃棄物量は増加し、世界中の海でプラスチックごみやマイクロプラスチック\*が発見されています。これを受け、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにするという「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」が共有されました。

また、近年の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動の問題や、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題と密接に関係しています。そのため、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「**循環経済（サーキュラーエコノミー）**」への移行が求められています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R\*の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などを指すものです。

### ◆日本の動向

日本では、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、消費者等の責務などを明らかにするとともに、基本方針や食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

また、令和4年（2022年）4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック資源循環の取組である**3R+Renewable（再生可能資源への代替）**を総合的に推進していくことを目指しています。

### ◆東京都の動向

東京都では、令和元年（2019年）12月に「プラスチック削減プログラム」、令和3年（2021年）3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。また、令和3年（2021年）9月には「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、食品やプラスチックなどの資源ロスの削減や循環利用のさらなる促進、ゼロエミッション\*などの社会的な課題への的確な対応などを行うことを掲げています。

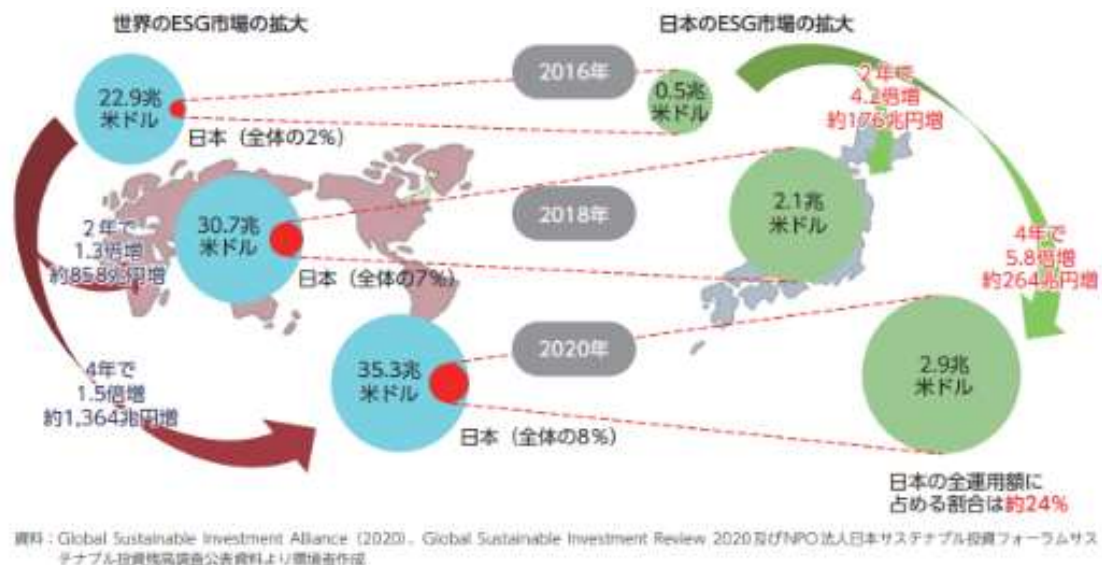


世界各国がカーボンニュートラルの実現へ動きだしている中、環境問題への関心の高まりは、世界経済にも様々な動きを生んでいます。平成18年（2006年）に国連がPRI\*（責任投資原則）を提唱し、投資の際にESG（環境：Environment・社会：Social・企業統治：Governance）の視点も考慮するよう求め、日本においてもESGに配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資に対する関心が高まっています。

さらに、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、企業が自社の事業活動が環境に及ぼす影響や依存度に関して情報開示を求める動きが加速しています。

自然資本及び生物多様性に関する企業のリスクや機会を適切に評価、開示するための枠組みを構築するために設立され、各国の民間企業や金融機関を中心とした企業・機関・団体等が参加する国際組織「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」では、情報開示の枠組み構築に向けた議論を行っており、令和5年（2023年）9月にフレームワークの最終提言が公開されました。

TNFDの目的は、世界のお金の流れを自然環境にとってのマイナスからプラスに転換させ、金融の観点から「ネイチャーポジティブ」な成果へとシフトさせることです。企業がTNFDに参画するメリットとして、自然環境に配慮した事業活動を行っているというポジティブな社会的評価を受けられることがあげられます。TNFDは、自社の事業が生物多様性にどの程度依存し、影響を与えているかを明らかにすることで、事業のリスクを把握し、どのように行動変容すれば事業の持続可能性が高まるのか、あるいは新たなビジネスチャンスがあるかを発見するツールでもあります。



ESG市場の拡大（出典：「令和5年度環境白書」（環境省））

## 国の第六次環境基本計画見直しに向けた検討会

国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。計画は約6年ごとに見直しを行っており、平成30年（2018年）4月に第五次環境基本計画を閣議決定しました。

第五次環境基本計画では、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域などと地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏\*」を提唱しています。また、複合的な課題の解決に向け、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な6つの重点戦略（経済・国土・地域・暮らし・技術・国際）を設定しています。

令和5年度（2023年度）現在、国では第六次環境基本計画の策定のための検討を行っており、検討会では、「循環」と「共生」の概念整理や総合的アプローチの重要性、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」、Well-beingと環境（自然資本）の関係、地域環境共生圏の方向性などについて検討を行っています。

東京都ではこれに先駆け、令和4年（2022年）9月に「東京都環境基本計画」を策定しました。「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略0とする「3+1の戦略」により、各分野の環境問題の包括的な解決を目指しています。



地域循環共生圏の概念

(出典：「第五次環境基本計画」(環境省))

将来にわたる高い生活の質をもたらす「新たな成長」の概念図

(出典：「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会取りまとめ」(環境省))

## 2.4 第2次八王子市環境基本計画の主な取組と課題

### 第2次環境基本計画の主な取組と課題

本市では、第2次環境基本計画で4つの基本目標、15の基本施策を定め、様々な取組を進めてきました。第2次環境基本計画改定版の主な取組や課題、今後の方向性は以下のとおりです。

#### 基本目標Ⅰ：人と自然が共生したまちをつくる

##### 主な取組

- ▶ 里山の保全と活用に向けて、上川の里特別緑地保全地区などを整備しました。また、多様な主体との連携による保全と活用を推進し、現在8つの団体と活動協定を結んでいます。
- ▶ 適正な森林整備に向けて、間伐や枝打ちを実施したほか、森林経営計画\*の認定により効率的な森林の施業をはかりました。また、多摩産材の普及に努め、公共施設などでの活用をはかりました。
- ▶ まちなかのみどりの保全・創出に向けて、斜面緑地保全区域\*の指定や公園の新規整備によるみどりの確保をはかり、市民1人当たりの都市公園面積は、12.18㎡（平成29年度）から12.33㎡（令和4年度）に向上しました。また、農地バンク制度\*による遊休農地\*の活用や地産地消の促進を進めました。
- ▶ 健全な水循環の保全に向けて、雨水浸透施設\*の設置を促進し、雨水流出抑制対策率は、36%（平成29年度）から44.8%（令和4年度）に向上しました。また、公共下水道への接続促進や浄化槽の維持管理による生活排水対策を進め、市内8河川9地点のBOD環境基準は達成率100%を維持しました。
- ▶ 生物多様性の保全をはかるため、生物多様性に配慮した水辺づくりや協働による里山の管理のほか、外来生物の防除を推進しました。

##### 課題

- ▶ 特別緑地保全地区の指定などにより保全されたみどりの面積は増加しましたが、農地の面積は年々減少しています。また、樹林地の維持管理や農林業の担い手が不足しており、ナラ枯れや耕作放棄地が拡大するおそれがあります。
- ▶ 少子高齢化に伴う地域コミュニティの衰退などの社会課題を背景に、みどりの有効活用への重要性が高まっています。
- ▶ 都市化に伴う雨水浸透機能の低い土地利用がすすみ、地下水位の低下や湧水\*の枯渇、河川の瀬切れの原因となっています。
- ▶ アライグマやクビアカツヤカミキリなど特定外来生物の分布が広がっており、農業や家屋、自然環境への被害拡大が予測されます。また、生きものの生息状況や生態系の状況などを把握できる情報が不足しています。
- ▶ 地球温暖化による気候変動が、生物多様性や農業での重大なリスクの一つとなっており、生きものの生息・生育環境の劣化や農作物の収量減少・品質低下などの影響が生じる可能性があります。

## 今後の方向性

- ▶ 市政世論調査では、本市に住み続けたいと思っている市民は9割近くを占め、多くの方がその理由に自然の豊かさを挙げています。市内の自然環境は、市民に多くの恵みをもたらし、日本遺産に代表される地域の歴史文化を育んできました。また、多くの生きものの生息・生育場所となっていることから、将来にわたり人と生きものが豊かに暮らせるよう、地域特性を踏まえた自然環境の保全とその持続可能な利用を進めます。
- ▶ 農地の減少を抑制するため、担い手不足の解消や農業者への支援、獣害被害の解消に向けた取組を推進していきます。また、生産性の向上が期待されるデジタル技術の活用や二酸化炭素排出量削減に貢献する地産地消の促進に向けて取り組みます。
- ▶ 少子高齢化への対応や地域経済の活性化、気候変動の影響など時代の変化に応じた多様な課題に対応するため、N b Sやグリーンインフラ\*の考え方を取り入れ、地域の課題解決や持続可能で魅力的なまちの実現に貢献していくみどりの有効活用を進めます。
- ▶ まちなかのみどりは、ヒートアイランドの抑制やまちの潤いをもたらす効果を発揮するため、積極的に創出していきます。
- ▶ 地球温暖化に伴う異常気象の発生増加が危惧されており、災害対策の点からも引き続き雨水貯留浸透機能を強化していきます。
- ▶ 外来種や野生動物による生活環境、農林業、希少種などへの被害が発生しており、引き続き地域と連携して対応していきます。

## 基本目標Ⅱ：資源循環とエネルギーの有効活用で、地球環境にやさしいまちをつくる

### 主な取組

- ▶ 家庭ごみの減量に向け、食品を引き取りフードバンク団体へ引き渡すフードドライブ\*や、生ごみの減量に関する3キリ運動\*を周知啓発し、家庭からの食品ロス削減をはかりました。市民1人あたりのごみ排出量は、777g/人・日（平成29年度）から727g/人・日（令和4年度）に減少しました。
- ▶ 食品ロス削減月間に合わせて「もったいない大作戦」と題した学校給食における食品ロス削減の取組を実施するなど、学校教育での食品ロス削減を進めました。
- ▶ 事業系ごみの減量に向け、清掃指導員の直接訪問による指導や清掃工場における搬入物検査を実施するほか、「八王子市完食応援店」制度の実施やフードシェアリングサービス\*の実施による事業者向けの食品ロス対策を進めました。
- ▶ 高齢化社会の進展などに対応するため、ごみを排出することが困難な高齢者・身体障害者世帯などを対象に、ごみ・資源物の排出支援を行う「ふれあい収集」を実施しました。
- ▶ 安定したごみ処理体制構築のため館クリーンセンターを新たに整備しました。館クリーンセンターでは、ごみ処理時の発電やビオトープによる生物多様性の保全、環境教育など多様な活用ができる施設としても整備しました。
- ▶ 埋立処分ゼロに向けて、不燃物処理センターでの処理を手選別中心に切り替え、効果的な選別を推進したほか、焼却灰のエコセメント化をはかりました。その結果、埋立処分量は、40t/年（平成29年度）から0t/年（令和4年度）に減少しました。
- ▶ ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーを利用した発電設備により、工場内で使用する電力を賄うとともに、公共施設へ送電する自己託送を行いました。
- ▶ 令和4年（2022年）2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民・事業者・行政のオール八王子で、カーボンニュートラルの実現に向けての取組を加速させました。
- ▶ 家庭における省エネルギー推進のため、太陽光発電設備などの導入促進に向けた補助を実施し、市内に設置された太陽光発電装置の発電容量は44MW（平成29年度）から61MW（令和4年度）に増加しました。また、「はちエコポイント\*」などを活用した省エネ行動の推進や「八王子市地球温暖化防止活動推進センター」でのイベントなどにより市民の地球温暖化に対する意識啓発をはかりました。市民1人当たりの年間CO<sub>2</sub>排出量の削減割合（平成12年度比）は、25.1%（平成27年度）から27.6%（令和2年度）に増加しました。
- ▶ 中小事業者向けの研修会の開催や省エネルギー診断に基づき設備等を設置する事業者に対する補助などにより、事業者の省エネへの取組を支援しました。
- ▶ 市の率先行動として、公共施設の新築改修時における省エネルギー設備の導入や太陽光発電設備によるPPA\*事業の実施、八王子市役所環境マネジメントシステム（H-EMS）を活用した庁内の環境配慮行動を促進しました。



## 課題

- ▶ 1人1日当たりのごみ排出量は減少しましたが、ごみとして焼却されている家庭系可燃ごみのうち約16%が資源化可能な品目です。
- ▶ 年間13,875t（令和4年度 推計値）の食品ロスが焼却処分されており、さらなる削減が可能です。
- ▶ 館クリーンセンターが稼働しましたが、今後も安定したごみ・資源物処理を継続するために施設の改修や更新が必要です。
- ▶ 市内の二酸化炭素排出量は減少傾向ですが排出量の減少幅は小さく、特に、排出量の6割強を占める民生部門からの削減が求められます。
- ▶ 本市は多くの公共施設を所有していますが、施設全体の太陽光発電容量が0.68MW（令和5年8月時点）であり、再生可能エネルギー機器のさらなる設置が可能です。
- ▶ 市内の猛暑日日数は増加傾向にあり、今後異常気象など気候変動による市民生活のリスクへの対応が求められます。

## 今後の方向性

- ▶ 1人1日当たりのごみ排出量と埋立処分量は目標を達成しましたが、家庭ごみが総排出量の約8割を占めていることや、経済の回復に伴い事業系ごみが増加する可能性も考慮し、引き続きごみの減量に向けた取組を進めます。また、さらなるごみの減量と資源循環に向けて、焼却処理を行っているプラスチック製品などの資源化や食品ロス・生ごみの減量に向けた取組を進めます。
- ▶ 事業系ごみについては、訪問指導や清掃工場での搬入物検査などにより、ごみの減量・資源化が促進されています。引き続き、排出事業者の意識向上に向けた働きかけを強化していくとともに事業者の状況に応じた啓発活動などを実施していきます。
- ▶ 新たな資源化施設の技術革新を見据えた処理体制を構築し、安定したごみ・資源物処理を継続していきます。また、持続可能な廃棄物の適正処理を確保するため、ごみ・資源物処理施設の広域化・集約化を検討していきます。
- ▶ 二酸化炭素排出削減に向けて、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギー使用の抑制に取り組みます。特に、民生部門に向けた取組を強化していきます。
- ▶ 公共施設における省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入を積極的に推進していきます。
- ▶ 温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動による影響を回避・軽減する「適応策」を同時に進めます。
- ▶ 温暖化対策に寄与する技術は日々進歩しているため、水素などの次世代エネルギーの活用の検討を進めます。

## 基本目標Ⅲ：みんなが協働して環境保全に取り組んでいるまちをつくる

### 主な取組

- ▶ 学校教育での環境教育を促進させるため、川や里山、緑地などをフィールドとした環境教育活動の支援を行いました。また、環境教育活動に携わる人材を育成する講座を開催し、市民との協働による環境教育の推進をはかりました。
- ▶ 市立小中学校及び義務教育学校全校において、年間指導計画内にSDGsを盛り込み、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進しました。さらに、教員向けの研修で環境教育をテーマに取り入れるなど、教員の環境教育に関する指導力の向上をはかりました。
- ▶ 環境フェスティバルや環境に関する講座の開催により、多くの市民が環境について知り、考える機会を創出しました。環境に関する講座や講演に参加している人の数が、計画改定時の約26,000人/年から約32,000人/年（令和4年度）に増加しました。
- ▶ 里山保全活動や環境教育・環境学習に携わる人材の育成、環境保全に携わる市民団体などの活動を支援しました。
- ▶ 市民の環境配慮行動を推進するため、各講座のほか、環境白書やホームページ、SNS、動画コンテンツなど多様な手段で環境に関する情報を発信しました。46.2%（平成29年度）であった「日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合」は、50.5%（令和4年度）に向上しました。

### 課題

- ▶ 全国的に子どものSDGsの理解や生物多様性の認知は浸透していますが、自然への関心や保全意識を高める子どもの自然体験の機会は、日本を含む多くの先進国で減少しており、人々の自然に対する興味や関心、保全意識の衰退が懸念されています。
- ▶ 行政と協働で環境保全活動を行っている団体が数多くありますが、高齢化などにより担い手が減少しています。
- ▶ 地球環境に配慮して暮らしている市民の割合は向上していますが、環境の保全に向けてはさらなる市民の行動変容が求められます。
- ▶ 生物多様性の損失による影響など生物多様性の重要性が十分に認識されていません。生物多様性の認知度は、平成29年度（2017年度）には38.0%でしたが、令和5年度（2023年度）では39.9%とほぼ変化がありませんでした。

### 今後の方向性

- ▶ 本市は里山、河川、公園、農地など多様な自然環境が存在します。本市の自然環境を活かして、子どもが自然とふれあう機会を充実させていきます。
- ▶ 環境保全に精通した人材育成や多様な主体との連携、産学官民のネットワーク構築などにより、地域に根ざした活動の環を広げていきます。特に、TNFDなどを背景に、民間企業が環境保全に積極的にかかわってくることが予測されるため、企業との連携の強化を推進していきます。
- ▶ ライフスタイルに直結した食や衣類など暮らしを支えるあらゆる製品やサービスは、その製造から廃棄までの間に温室効果ガスの排出や資源の採取など環境に負荷を与えています。一人ひとりの日常生活や活動が環境に負荷を与えていることを認識し、環境配慮行動に積極的に取り組むための仕掛けづくりを進めます。
- ▶ 気候変動や生物多様性の損失がもたらす危機などを分かりやすく理解できるよう、引き続き市民の意識向上をはかるための適切な情報発信を進めます。

## 基本目標Ⅳ：安全で良好な環境のもと、健やかに暮らせるまちをつくる

### 主な取組

- ▶ 快適な歩行空間やまちの美化確保のため、喫煙マナー向上に向けた普及啓発や放置自転車対策などの取組を実施しました。
- ▶ 水質汚濁や大気汚染、騒音・振動防止のため、各法令に基づく、測定や事業者への立入検査や指導・助言などを実施しました。
- ▶ 化学物質の適正管理に向けて、事業者への立入検査や指導・助言を実施するとともに、土壌汚染による健康被害を防止するため、調査契機を逃さぬよう事業者などが適正に対応できるよう指導・助言を実施しました。
- ▶ 光化学スモッグの発生抑制に向けて、VOC（揮発性有機化合物）を使用する事業者に対して、排出量の削減に向けた立入検査や指導・助言を実施しました。光化学オキシダントの「昼間の1時間値が0.06ppm以下の日数」は、274日（平成29年度）から293日（令和4年度）に改善しました。また、光化学スモッグによる被害防止のため、注意報などの発令時には、学校などに周知を行い被害の防止に努めました。
- ▶ 解体工事などにおけるアスベストの飛散防止をはかるため、事業者への立入検査や指導・助言を実施しました。

### 課題

- ▶ まちの美化が保持されていると思う市民の割合は、52.3%（平成29年度）から55.5%（令和5年度）と微増しているものの、引き続きまちの美化向上に向けた取組が求められます。
- ▶ 大気汚染防止法に基づき測定している大気汚染物質の中で、光化学オキシダントのみ環境基準が未達成となっています。

### 今後の方向性

- ▶ 市民の生活環境やまちの美化向上のため、工場・事業場の悪臭や空き地の適正管理など様々な課題に対応してきました。引き続き、美化向上のための対策を進めていきます。
- ▶ 環境汚染対策については、モニタリングや事業者への規制・指導などにより市民の生活環境の保全をはかってきました。引き続き、法律・条例に基づいた規制・指導を行っていきます。特に、光化学オキシダントは、光化学スモッグによる健康被害防止の観点などからも、発生源に対する指導を進めます。
- ▶ 騒音・振動については、市民の生活環境に密接に関連しており、様々な発生源への対応を進めます。

## 計画改定の視点

環境を取り巻く動向や前計画からの課題を受けて、以下の視点で計画改定を行います。

多様化・複雑化する環境課題に対し、限られた資源を有効に活用して効果的・効率的な施策を展開するため、関連する環境施策を統合し、計画的に推進することが求められます。今回の改定では、世界規模の課題である生物多様性の保全と活用について位置づけ、より総合的な計画とすることで、環境分野が相互に関連し合う横断的な施策を推進します。

SDGsの達成や環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む視点が求められます。経済・福祉・防災など環境施策の副次的効果を捉え、環境負荷を低減させつつ、市民の生活の質やWell-beingに貢献する取組を推進します。

環境保全の活動には、幅広い主体によるかかわりが必要です。環境に対する関心を高めつつ、地球環境が直面する危機を自分事として捉えられるよう適切な情報発信を推進し、かかわりの拡大をはかることが必要です。特に、環境意識の高い事業者をはじめ、地域住民やNPOなどあらゆる活動主体との連携を進めながら、環境保全活動の展開・拡大をはかることが求められます。

### 特に重要なキーワード

#### ▶ 脱炭素社会へのシフト<カーボンニュートラル>

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、生活の質や経済活動を棄損することなく、市民・事業者・行政のオール八王子で地球温暖化対策の取組を加速させます。

#### ▶ 生物多様性の保全と活用<ネイチャーポジティブ>

ネイチャーポジティブ実現に向け、現在残っている良好なみどりの保全と、健全性の回復を進めるとともに、時代の変化に合わせて様々な課題へ対応するため、NbSやグリーンインフラの考え方を取り入れ、地域特性を踏まえた生物多様性の保全と持続可能なまちづくりを推進します。

#### ▶ 持続可能な資源循環<サーキュラーエコノミー>

地球環境に大きな負荷をかける生産・消費について、廃棄物の削減や資源の持続可能な利用を進めるとともに、超高齢化社会の到来による社会構造の変化に対応した、安定したごみ・資源物処理の継続やごみ・処理施設の広域化・集約化を推進します。

#### ▶ ライフスタイルの変容

市民一人ひとりが環境負荷の少ない行動を選択するライフスタイルへの転換を促します。



## 第3章 計画が目指すもの

### 3.1 基本理念

基本理念は、環境に対する基本的な価値観や目的のことを言います。この基本理念は、「八王子市環境基本条例」の前文及び第3条に掲げられている基本理念を集約し、より明確化したものです。

豊かな自然に恵まれた八王子の環境を守り育て、私たちの身近な環境をより良くしていくためには、まず一人ひとりが環境について考え、環境の保全・回復・創造に自ら積極的に取り組むことが求められ、日常生活や事業活動そのものが環境に負荷を与えていることを認識し、その環境負荷をいかに低減していくかが重要な鍵となっています。

その上で、市民・事業者・NPOなど幅広い主体と協働・共創して環境の保全に取り組み、人と自然とが共生できる社会をつくること、また、それを未来へと引き継いでいくことを目指します。

一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に  
取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

## 3.2 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市が目指す理想の環境をイメージした長期目標です。

八王子の豊かで美しい水とみどりが、まちの美観と相まって、人が健康で心やすらかに暮らすことができる環境が未来へと続いていくまちをイメージしています。

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

イラスト  
(将来像)

### 3.3 基本目標

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、行政など様々な主体が連携・協働しながら取組を進めていくことが必要です。本計画では、環境・経済・社会の側面及び生物多様性地域戦略の一体化を踏まえ、全ての環境施策を進めていく上での**統合的・横断的な目標**として3つの基本目標を設定しました。

#### 基本目標Ⅰ 『自然と共生できる持続可能なまちの実現』

温室効果ガスや廃棄物の排出など環境に対する負荷を抑制するとともに、みどりの質を向上させることで、将来世代に豊かな自然環境を継承できるまちを目指します。また、人とのかかわりの中で形成された自然環境を適切に保全・管理していくことで本市の豊かな生態系サービスを市民が享受し続けられるまちを目指します。

(目標実現に向けた取組例)

- ・二酸化炭素の排出抑制のため、再生可能エネルギーの導入を促進する。
- ・石油の消費や二酸化炭素の排出抑制、海洋汚染の防止等を図るため、プラスチックの資源化に取り組む。
- ・多様な生きものが生息・生育できる環境を確保するため、里山や農地、湧水等のみどりの保全管理を推進する。

#### 基本目標Ⅱ 『心地よく豊かに暮らせるまちの実現』

人口減少や少子高齢化などに伴う地域の多様な課題を統合的に解決する環境施策を推進することで、Well-being が実現した市民が豊かに暮らせるまちを目指します。また、公害対策や地球温暖化適応策、自然災害への備えなどにより、市民が安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

(目標実現に向けた取組例)

- ・地域の自然環境を有効に活用して、賑わいや地域振興、社会参加の場を創出する。
- ・未使用食品を寄附するフードドライブの活用を推進して、食品ロスの削減を福祉支援にもつなげる。
- ・まちなかの様々な場所にグリーンインフラを取り入れ、市民の安全な暮らしを維持する。

#### 基本目標Ⅲ 『地球環境に寄り添ったライフスタイルの実現』

積極的な情報発信や行動変容を促す仕組みづくりなどにより、市民一人ひとりが環境問題を自分事として認識しつつ、環境に配慮した暮らしが実現したまちを目指します。また、各主体との共創による環境保全活動や子どもへの環境教育が活発なまちを目指します。

(目標実現に向けた取組例)

- ・子どもたちの環境への関心を高め、環境問題を身近に感じてもらうため、体験型・参加型の環境教育や環境学習を推進する。
- ・環境教育などにかかわる指導者や環境保全活動にかかわる人材を育成するため、講座などのプログラムの充実をはかる。
- ・環境配慮行動を浸透させるため、環境に関する情報発信の拡充や、情報へのアクセス性向上など行動変容を促す啓発を推進する。



## 持続可能な開発目標（SDGs）とのかかわり

持続可能な開発目標（SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。

17のゴールは一見、環境とのかかわりが浅いゴールもありますが、全てが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すものです。本計画においても、各基本施策を推進することで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。

	1【貧困】 貧困をなくそう		2【飢餓】 飢餓をゼロに		3【保健】★ すべての人に健康と福祉を		4【教育】★ 質の高い教育をみんなに		5【ジェンダー】 ジェンダー平等を実現しよう
	6【水・衛生】★ 安全な水とトイレを世界中に		7【エネルギー】★ エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8【経済成長と雇用】★ 働きがいも経済成長も		9【インフラ、産業化、イノベーション】 産業と技術革新の基盤をつくろう		10【不平等】 人や国の不平等をなくそう
	11【持続可能な都市】★ 住み続けられるまちづくりを		12【持続可能な消費と生産】★ つくる責任 使う責任		13【気候変動】★ 気候変動に具体的な対策を		14【海洋資源】★ 海の豊かさを守ろう		15【陸上資源】★ 陸の豊かさを守ろう
	16【平和】 平和と構成をすべての人に		17【実施手段】★ パートナーシップで目標を達成しよう	★は本計画と特に深いかかわりを持つ項目					

## 第4章 施策の展開

#### ◆基本施策

望ましい環境像の実現した未来に向けては、様々な環境施策を着実に進めていく必要があります。第4章では、環境施策の着実な推進と評価をはかるため、環境分野ごとに体系化し、目指すべきまちや暮らしの姿として5つの基本施策を設定しました。

#### ◆2つの視点

気候変動の進行と生物多様性の損失は、地球規模の喫緊の課題であり、お互いが密接に関係しています。また、二酸化炭素の排出削減が気候変動の抑制に貢献するなどの直接的な関係はもちろん、環境に関する様々な施策・取組が間接的にも気候変動の抑制と生物多様性の保全に貢献しています。

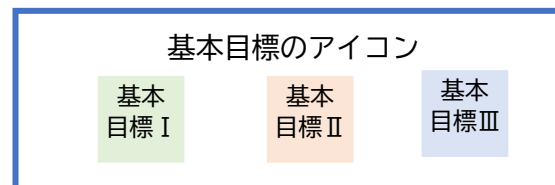
本計画では、気候変動の抑制・生物多様性の保全と様々な環境施策との関連性を明らかにするとともに、包括的な解決を進めていくため、各基本施策に2つの視点として「気候変動の抑制」と「生物多様性の保全」を組み込みました。

#### ◆指標

本計画期間における、各施策の達成状況を把握するための値として成果指標を設定しました。

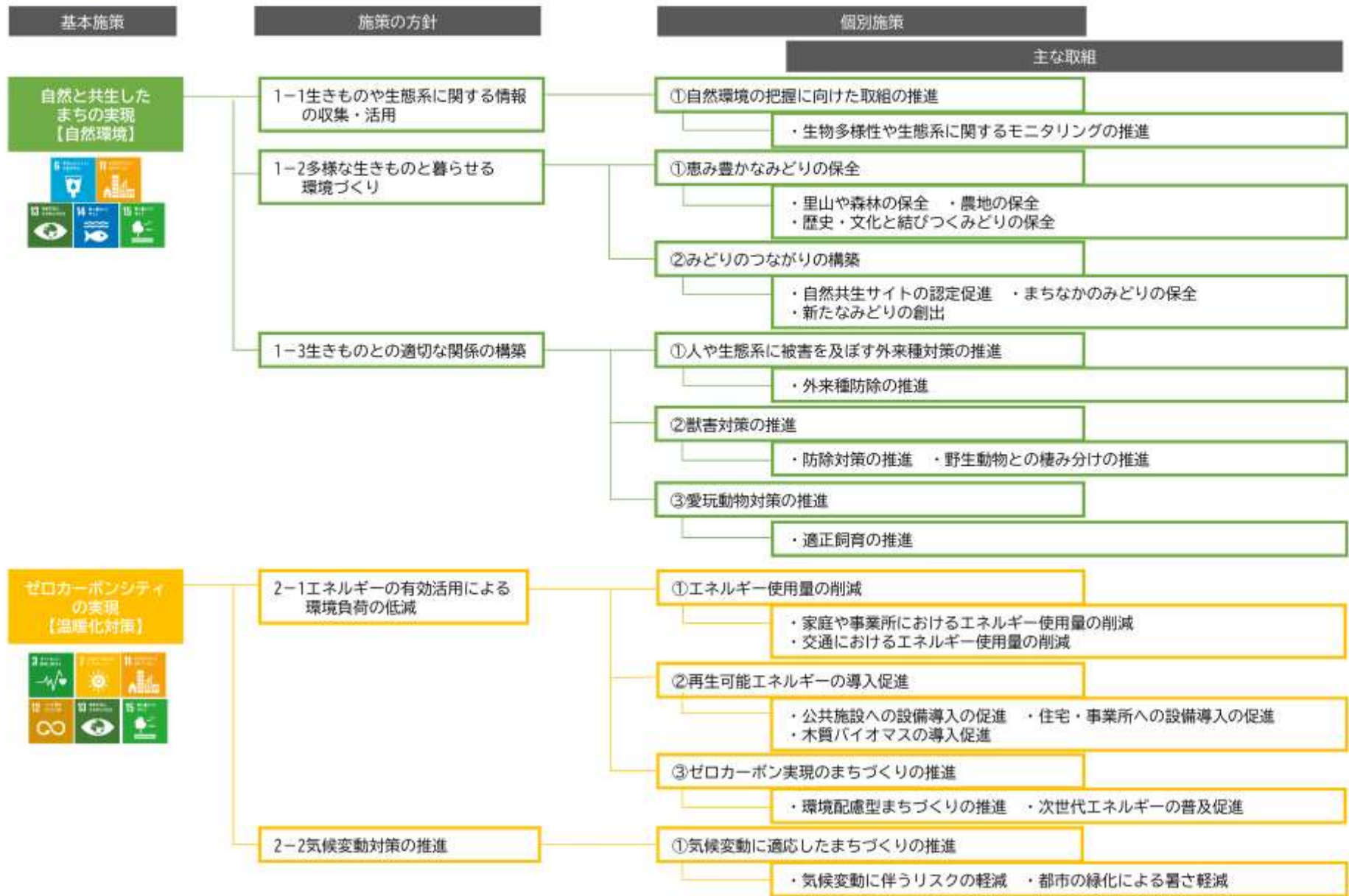
#### ◆基本目標と個別施策の関係

各個別施策がどの基本目標の達成に貢献するのかをアイコンで示しています。

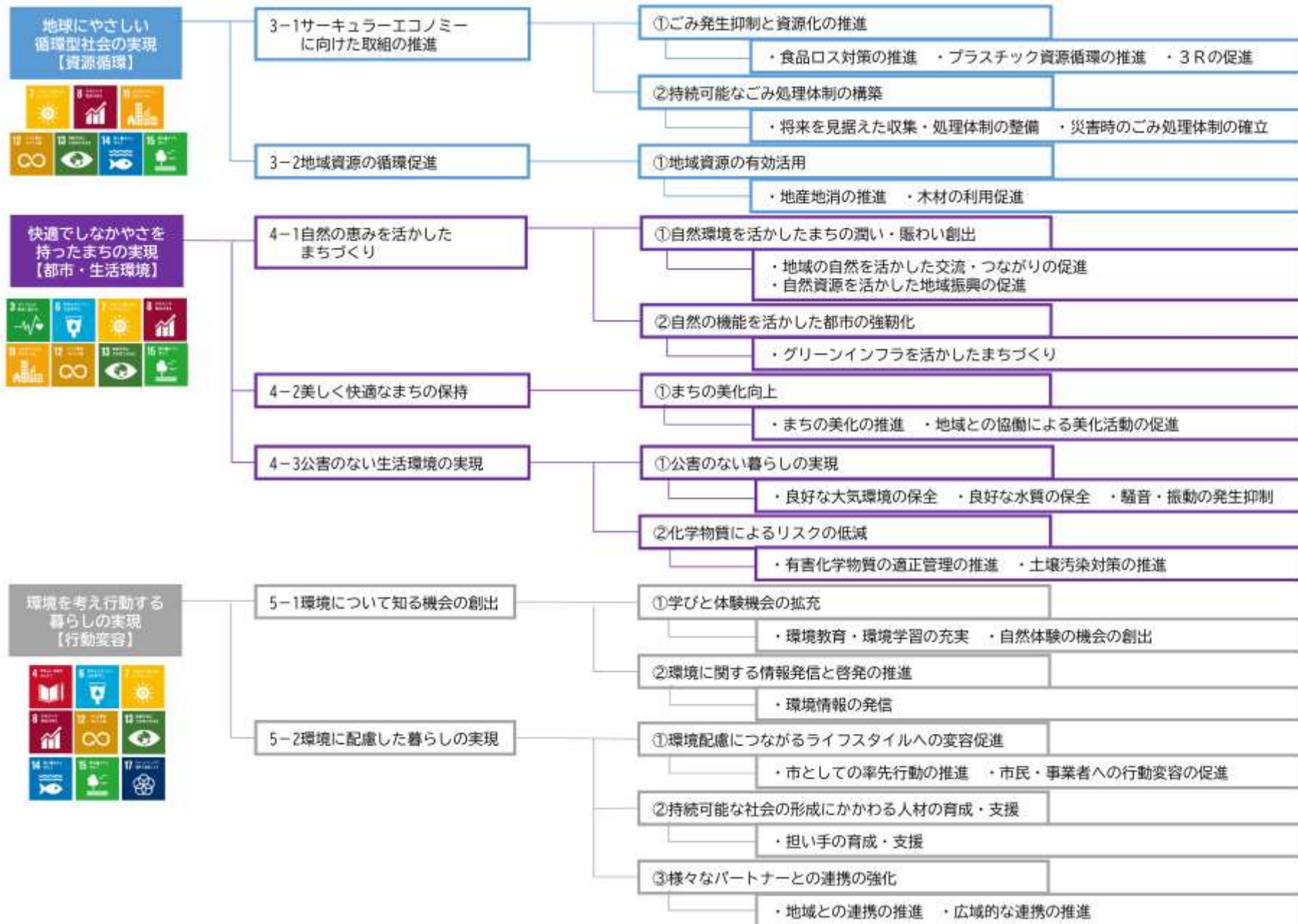


望ましい環境像 未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

基本目標 Ⅰ 自然と共生できる持続可能なまちの実現    Ⅱ 心地よく豊かに暮らせるまちの実現    Ⅲ 地球環境に寄り添ったライフスタイルの実現









本市は、高尾山などの山地や丘陵地、浅川などの河川や湧水、古くから人と自然とのかかわりにより育まれた文化的景観や歴史資産など、多様な自然環境に恵まれたまちです。この豊かな自然環境は、多種多様な生きものを育む基盤であり、生きものたちのつながりによってもたらされる様々な恵みは、私たちの生活に欠かすことのできないものとなっています。

この大切な恵みを将来世代に引き継いでいくため、多様な主体と連携・協働した自然環境の保全・創出をすすめ、生きものの生息・生育環境の連続性を高めることで、人と自然、生きものが共生したまちを目指します。

<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・適切に管理されている樹林は、木質バイオマスという形で、光合成を通じて吸収した二酸化炭素を長期間貯蔵します。
- ・壁面緑化や屋上緑化などまちなかにみどりを増やすことは、建物の表面温度の上昇や蓄熱の抑制によるヒートアイランド現象の緩和に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・みどりを保全・創出することは、生きものの生息・生育環境の確保につながります。特に、里山などの人の働きかけにより維持されてきた環境を保全管理することで、そこで暮らす生きものを守ることに貢献します。
- ・外来種の管理は、外来種による在来種の捕食や生息・生育場所の奪取などの影響を低減させ、地域固有の生きものを守ることに貢献します。

## 1-1 生きものや生態系に関する情報の収集・活用

地球温暖化などの気候変動に伴う生きものへの影響や、人が持ち込んだ外来種などによる生物相の急速な変化など、刻一刻と変わりゆく本市の生態系を把握し、現在の状況を正しく評価していきます。また、収集した情報を科学的知見に基づくみどりの保全管理などに活かすことで、生物多様性が保たれたみどりを維持します。



指 標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
モニタリング調査の実施地点数	19地点	25地点

【個別施策】

基本  
目標Ⅰ

基本  
目標Ⅲ

①自然環境の把握に向けた取組の推進

主な取組	具体例	所管
生物多様性や生態系に関するモニタリングの推進	生きものの生息・生育状況などをモニタリングするとともに、その結果を計画や各取組の見直しなどに反映させます。	環境政策課 環境保全課 水環境整備課
	市民が気軽に参加できる「いきものログ*」などのアプリを活用した調査手法の普及を進めます。	環境政策課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な自然環境に関心を持ち、身の回りにどんな生きものがいるか観察します。</li> <li>・行政や企業が開催する生きもの調査に参加します。</li> <li>・希少種を見つけても持ち帰らないようにします。また、盗掘などを防止するためSNSなどで位置情報を拡散しないようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所や工場の敷地にどんな生きものがいるか把握します。</li> <li>・事業所内での生きもの調査データの提供など、他主体との連携に努めます。</li> <li>・収集した情報をもとに、事業所や工場内のみどりの適正管理や生きものの保全に努めます。</li> </ul>



## 1-2 多様な生きものと暮らせる環境づくり

本市の豊かな自然環境を健全な状態で保全していくために、生きものの生息・生育環境となるみどりや人のかかわりの中で育まれたみどりを重点的に保全するとともに、生物多様性に配慮したみどりの質の向上をはかります。また、新たなみどりの創出や事業者と連携した自然共生サイトの認定などにより、みどりの総量の確保やネットワークの形成・充実をはかります。

写真・イラスト

指 標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
保全の対象としたみどりの面積	1,088.5ha	1,150.0ha
認定農業者数	112営業体	現状維持

※保全の対象としたみどりの面積：特別緑地保全地区、斜面緑地保全区域、緑地保護地区、東京都保全地域、都市公園（市立・都立公園）、生産緑地地区

【個別施策】

基本  
目標Ⅰ

基本  
目標Ⅲ

①恵み豊かなみどりの保全

主な取組	具体例	所管
里山や森林の保全	里山や里山景観の残る公園の保全管理を進めるとともに、環境学習の場などとしての活用を推進します。また、民間企業や地域住民など多様な主体との連携による保全・活用を進めます。	環境保全課 公園課
	市行造林*や市有林の間伐・枝打ちにより適正な森林の維持をはかります。	農林課
	スマート林業*の促進や森林経営管理制度*の活用などにより民有林の適正な管理を推進します。	農林課
	緑地保護地区*制度による民有林の保全や都との協定に基づく東京都保全地域の維持管理を行います。	環境保全課
	里山や緑地の維持管理に携わる人材の育成を推進します。	環境保全課
農地の保全	生産緑地地区*の指定や特定生産緑地*の移行を促進し、都市農地の保全をはかります。また、「農の風景育成地区*」や「田園住居地域」など都市計画制度を活用した農地保全を検討します。	都市計画課 土地利用計画課
	認定農業者制度*や地産地消を推進するとともに、スマート農業*の促進により農業経営基盤の強化をはかります。	農林課
	都など関係団体と連携した援農ボランティアの普及や新規就農者の支援などにより、農にかかわる担い手の確保・育成を促進します。	農林課
	農地バンク制度などにより、農地の貸借を推進します。	農林課
	環境保全型農業に取り組む生産者に環境保全対応資機材の活用及び市内畜産農家から発生する牛糞・鶏糞を使用した循環型農業を推進し、環境に配慮した農産物の生産を促進します。	農林課
歴史・文化と結びつく みどりの保全	「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画～高尾・陣場ビジョン～」に基づき、東京都などと連携した高尾・陣場エリアの保全・活用をはかります。	環境保全課 観光課
	自然と結びついた歴史文化の保全を推進します。	文化財課

②みどりのつながりの構築

主な取組	具体例	所管
自然共生サイトの認定促進	自然共生サイトの周知啓発を進めるとともに、民間企業や大学等の自然共生サイトへの登録を促します。	環境政策課
	国や都の動向を踏まえ、自然共生サイトの登録促進に向けた支援策を検討します。	環境政策課
まちなかのみどりの保全	斜面緑地保全区域の所有者が行う維持管理を支援し、まちなかにおける景観形成や生きものの生息空間としての機能の維持をはかります。	環境保全課
	都市緑地の適正な維持管理を進め、まちなかに残る樹林の保全をはかります。	公園課
	市民との協働による湧水地や水路等の適正な維持管理を進めるとともに、地下水の涵養や多自然な水辺づくりなどによる水辺地の保全をはかります。	水環境整備課
新たなみどりの創出	八王子駅南口集いの拠点など都市公園の整備を促進します。	公園課 集いの拠点整備課
	まちづくりの機会を捉えて、緑化条例や総合設計制度などを活用したみどりの創出を促進します。	環境保全課 建築指導課
	開発に伴う緑化の際は、在来種の植栽など生態系に配慮した緑化を促進します。	環境保全課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働で行うみどりの保全活動に参加します。</li> <li>・自宅の庭やバルコニーで植栽やガーデニングを行い、鳥や昆虫が訪れる環境を作ります。</li> <li>・自宅敷地の緑化に努めます。その際には、積極的に在来種を用います。</li> <li>・歴史や文化と結びつく自然を訪れ、親しみます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の所有地を自然共生サイトとして登録に努めます。</li> <li>・生垣や屋上緑化・壁面緑化の設置などにより、事業所敷地内を緑化します。</li> <li>・開発の際は、生態系ネットワーク*を意識した整備・維持管理を行い、積極的に緑地を創出します。</li> </ul>

## 【コラム】歴史と結びつく自然環境 ～江戸に献上していたカシワ～

カシワはブナ科の植物で、陣馬山やその周辺の旧相模湖町、山梨県都留郡の一部に生育しています。自生もしていますが、分布は限られています。

江戸時代、年貢は米が原則でしたが、耕作地の少ない山村部にとっては、カシワは米の代わりに年貢を納めるための重要な産物でした。さらに、江戸時代には恩方地区で「柏葉の市」が開かれ、江戸幕府に端午の節句の柏餅用にも献上していました。また、柏餅の葉以外にも、木炭や樹皮のタンニンを染料として利用するなど幅広く利用されるようになったことから、広範囲にカシワが植えられました。

しかし、現在はカシワの葉を商品として出荷する者もいなくなり、薪炭林利用もされなくなったことから、カシワ林はスギ・ヒノキ林への置換やコナラやクヌギの林に遷移するなど、カシワ林の分布は山頂付近の開けた場所に限られています。

また、植食性の昆虫はある限られた分類群の植物しか食べない性質を持っていますが、ハヤシミドリシジミもこの性質を持っており、ほぼカシワしか食べません。カシワ林の分布が限られた現在、カシワに強く依存しているハヤシミドリシジミの生育地も減少し、東京都レッドデータブック2023では、絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されています。

このように陣馬山のカシワやミドリシジミは、人々による文化的な利用があったからこそ成立した自然と言えます。



現在のカシワ林（陣馬山山頂付近）

## 【コラム】八王子市の自然共生サイト

長池公園は、東部地区に位置する面積約20haの都市公園です。多摩ニュータウン開発により失われる多摩丘陵の原風景を守るために整備され、豊かな自然環境や希少な動植物の存在などから、令和5年（2023年）10月に自然共生サイトとして登録されました。

環境省が選定する重要里地里山\*にも選定されている本園は、コナラ・クヌギ主体の薪炭林に由来する雑木林や重要植物群落に指定されているハンノキ林、ため池、水田など、多様な動植物が生息・生育できる環境を有しており、哺乳類14種、鳥類122種、両生類6種、爬虫類16種、魚類7種、トンボ59種、植物800種以上が確認されています。特に、植物はサワギキョウ（絶滅危惧ⅠA類）やノハナショウブ（絶滅危惧ⅠB類）などに代表される絶滅危惧種が約100種自生しているほか、ミドリシジミ（絶滅危惧Ⅱ類）やサラサヤンマ（絶滅危惧Ⅱ類）などの希少な昆虫類も生息しており、地域の生物多様性保全において大変重要な役割を担っています。池の水を抜いて環境を整備する「かいぼり」では、絶滅したと考えられていたジュンサイ（野生絶滅）、ミズユキノシタ（絶滅危惧ⅠA類）が約60年ぶりに復活し、南多摩地域では初めての記録となるヒメミクリが確認されるなど、ため池などの特異な環境に生育する希少な水生植物の生育地となっていることも分かりました。

また、生きものの生息・生育の場としての役割だけでなく、市民の憩いや自然とのふれあいの場として親しまれ、園内の発生材を利用した炭焼きやアズマネザサを活用したメカゴ作りなど文化的サービスの観点からも重要な役割を果たしています。

本園は、地域住民が保全活動に参画できる市民参加型の公園管理運営を実施しており、開園当初から里山活動を行っている市民組織の活動を中心に、小学生や中学生の総合学習や職場体験、大学インターンシップ活動、リタイヤ世代のパートスタッフやボランティアによる緑地管理など、多様な主体によって里山保全活動が進められています。



※種数は令和5年（2023年）時点

絶滅危惧のカテゴリーは「東京都レッドデータブック（本土部）2023」（東京都）による



### 1-3 生きものとの適切な関係の構築

地域の生態系や農業、生活環境などの被害を発生させる外来種について、多様な主体が連携した防除活動やモニタリングに基づく効果的な対策を推進するとともに、生きものの拡散防止や家庭での適切な飼育の周知啓発をはかることで、外来種による影響の防止を進めます。

また、在来の野生動物による農林業被害や希少種への影響などを低減・回避し、人と野生動物が共生できる地域の構築に向け、地域と連携した被害対策や人の手入れが減少した場所での積極的な活動促進などによる野生動物の適切な管理を進めます。



指 標	現状値 (2022年度)	目標値 (2033年度)
地域ぐるみ獣害対策事業の実施数	7回/年	11回/年

【個別施策】

基本  
目標Ⅰ

基本  
目標Ⅲ

①人や生態系に被害を及ぼす外来種対策の推進

主な取組	具体例	所管
外来種防除の推進	在来種や農業、住宅、文化資源等に被害を及ぼす外来種について、侵入状況や想定被害などによる優先度を考慮した上で効果的な拡散防止や駆除をはかります。また、防除にあたっては、国や都、地域住民など多様な主体と連携した取組を進めます。	環境保全課 獣害対策課
	外来種による被害や生息範囲などのモニタリングを実施し、対策に反映させるなどの順応的な対策を促進します。	環境保全課 獣害対策課
	生物多様性上重要な緑地や公園、湧水など拠点となるエリアでの積極的な防除をはかります。	環境保全課 公園課 水環境整備課
	外来種についての正しい知識を広めるとともに、外来種を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」よう周知啓発をはかります。	環境保全課 獣害対策課 水環境整備課

②獣害対策の推進

基本  
目標Ⅰ

主な取組	具体例	所管
防除対策の推進	有害獣の駆除を進めるほか、電気柵の設置や防除指導員による助言などによる農業被害の軽減をはかります。防除にあたっては、生きものの生態などを考慮した効果的な防除を推進します。	獣害対策課
	シカ被害の発生防止に配慮した森林管理を促進します。	農林課 獣害対策課
	人里に出没する野生動物について周知啓発するとともに、地域での防除体制構築など地域ぐるみの獣害対策を推進します。	獣害対策課
野生動物との棲み分けの推進	里山の活用や農地バンクによる耕作放棄地対策、沿道集落地の活用推進などにより、人と野生動物の境界部における人間活動の強化をはかります。	環境保全課 農林課 土地利用計画課 獣害対策課

## ③愛玩動物対策の推進

主な取組	具体例	所管
適正飼育の推進	ペットの遺棄防止や猫の室内飼養など、愛玩動物の適切な飼育についての啓発をはかります。	生活衛生課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国外の生きものだけでなく、国内の他地域から持ち込んだ生きものにおいても「入れない」、「捨てない」、「広げない」を徹底します。</li> <li>・ 獣害に対する正しい知識を身につけます。</li> <li>・ 野生動物の餌となる庭木の果実や家庭菜園の残渣を屋外に放置しないようにします。</li> <li>・ ペットは最後まで責任をもって育てます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動により、外来種の意図せぬ運搬や拡散が起こらないように対策を行います。</li> <li>・ 事業所の敷地にいる外来種の駆除を進めます。</li> <li>・ 希少な動植物の売買やペットの遺棄の防止をはかります。</li> </ul>

## 【コラム】ワンヘルス（One Health）アプローチ～人と動物、生態系の健康のかかわり～

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの日常生活や経済活動は大きく様変わりし、社会・経済・環境に大きな影響を与えました。

新型コロナウイルス感染症は、鳥インフルエンザや狂犬病、SARS などと同じく、動物と人の双方が感染する「人獣共通感染症」です。国連の報告書によると、新型コロナウイルス感染症は野生動物由来の可能性が指摘されており、野生生物由来の感染症によるパンデミックが今後も拡大傾向にあるとされています。

人畜共通感染症は、土地利用の変化などに伴う生物多様性の損失や気候変動などの地球環境の変化と深いかかわりを持っています。森林減少、野生動物の生息地への人の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化などの土地利用の変化、気候変動による生態系の変化などが発生要因となり、これまで交わることのなかった人と野生生物それぞれの生活圏が重なり、野生動物が保有していた病原体が人やペットに感染するようになったといわれています。

近年、新たな感染症に対するリスク低減に有効な、衛生に観点を置いたアプローチとして「ワンヘルス(One Health)・アプローチ」という考え方が注目されています。

ワンヘルス・アプローチは、発生源となる自然（生態系）の健康と、病原体を保有し運ぶ野生動物や家畜の健康、そして人の健康を一つと考え、3つの健全性はどれが欠けても成立しないものであり、これらの健全性の達成に向けて関係者が連携して取り組むという考え方です。

新たな感染症から人の健康を守る観点からも、生物多様性の保全をはかるとともに、人と野生動物との適切な関係を築いていくことが求められます。

図





## 【コラム】日本遺産に影響を及ぼす環境要因「クビアカツヤカミキリによるサクラへの被害」

日本遺産の構成文化財の一つである滝山城跡は、国史跡に指定され、全国有数の中世城郭跡といわれています。丘陵上に築いた平山城となり、自然の地形と堀・土塁などで構築されています。滝山城は大石氏の居城で、大永元年（1521年）に大石定重によって築かれ、高月城から移転したと伝えられています。その後、大石氏の養子として入城した北条氏照が八王子城に移転するまで、関東屈指の城郭としてその威容を誇りました。

昭和46年度（1971年度）に、加住地域の住民と行政などが協力し、桜（ソメイヨシノ、ヤマザクラなど）を植樹し、現在では斜面を覆うように5,000本もの桜が咲き誇り、都内有数の桜の名所地となりました。毎年4月には滝山城跡さくらまつりが開催されています。

しかし近年、滝山城跡の周辺で特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが発見され、被害をもたらしています。

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどのバラ科樹木に寄生し、幼虫が樹木の内部を食べてしまう外来のカミキリムシで、平成30年（2018年）に特定外来生物に指定されました。クビアカツヤカミキリの被害にあった樹木は、水分や養分を運べなくなることによってやがて枯れてしまいます。本市では、令和元年（2019年）に初めて被害が確認されました。在来のカミキリムシに比べ、狭い範囲で大量に繁殖するため、拡大速度が速く、被害範囲は拡大傾向にあります。現在、東京都や地域住民と連携し、現地調査・駆除及び技術講習会を実施し、被害の拡大防止に努めています。

クビアカツヤカミキリの防除には、早期発見・早期防除が極めて重要です。被害が広がってしまうと、市内の桜が枯れて失われてしまう可能性があるため、発見したら逃がさずにその場での駆除をお願いしています。



クビアカツヤカミキリ



「上空からの滝山桜」  
©Hachioji City (licensed underCC BY 4.0)

※クビアカツヤカミキリは「特定外来生物」に指定されているため、法律により飼育や生きたままの運搬などは禁止されています。





ゼロカーボンシティの実現のためには、二酸化炭素排出量を削減して、みどりが吸収する二酸化炭素量と均衡したカーボンニュートラルの状態を目指していく必要があります。

二酸化炭素排出量の削減に向け、徹底した省エネルギー対策と二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーへの転換を推進します。また、温暖化の影響による豪雨災害の頻発化や激甚化など、現在生じている又は将来予測される被害を回避・軽減するための適応策を進めます。

<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・二酸化炭素は地球温暖化をもたらす温室効果ガスであるとともに、市内で排出される温室効果ガスの約9割を占めています。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーや水素などの次世代エネルギーの導入により、発電時に発生する二酸化炭素排出量の抑制に貢献します。
- ・まちなかにクールスポットを設置することで、気候変動による熱中症などの被害軽減に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・地球温暖化の進行による気温や気候の急激な変化により、生息・生育環境が失われることや、本来日本で生息・生育できない生きものが進出するなど、地域の生態系が崩れるおそれがあります。温暖化対策の推進により、気候変動が生態系へ与える悪影響の防止や軽減に貢献します。
- ・みどりを活用したグリーンインフラの整備は、気候変動による被害の軽減だけでなく、生きものの生息・生育環境の確保にも貢献します。

## 2-1 エネルギーの有効活用による環境負荷の低減

二酸化炭素排出量実質ゼロのゼロカーボンシティを実現するため、個々の建築物の省エネルギー性能の向上をはかるとともに、住宅や公共施設などへの再生可能エネルギーの導入を促進します。さらに、まちづくりの機会を捉えたエネルギー利用の最適化や次世代エネルギーの活用について検討していくなど、中長期的視点からも二酸化炭素排出量の大幅な削減につなげます。

写真・イラスト

指 標	現状値	目標値（2033年度）
温室効果ガス削減割合（2013年度比）	14.2%削減 （2020年度値）	46%以上削減
市内に設置された太陽光発電設備の発電容量	61MW （2022年度）	193MW

【個別施策】

基本  
目標Ⅰ

基本  
目標Ⅲ

①エネルギー使用量の削減

主な取組	具体例	所管
家庭や事業所における エネルギー使用量の削減	Z E H*・Z E B*の普及啓発、省エネ改修の促進、低炭素建築物等の認定による税制優遇措置などにより、建築物の省エネルギー性能の向上をはかります。	環境政策課 住宅政策課 建築指導課
	H E M S*・B E M S*によるエネルギー管理の徹底や蓄電池・V 2 H*の普及などによる電力の自家消費や電力需給調整の促進により、エネルギー利用の最適化をはかります。	環境政策課
	地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員との協働などにより省エネ対策の支援を推進します。	環境政策課
	照明のL E D化や水栓自動化など、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備をはかります。	学校施設課
交通におけるエネルギー 使用量の削減	自動車から公共交通への転換を促すサイクル・アンド・バスライドなどによる公共交通の利用促進をはかりま す。また、コミュニティバス「はちバス」は車両更新に合わせたE V*車両の導入を進め低炭素化を推進します。	交通企画課 交通事業課
	電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車*、燃料電池自動車）の普及や充電インフラ設備への支援 を促進します。	環境政策課
	電気自動車や環境負荷の少ないごみ収集車の導入により、公用車の低炭素化を推進します。	庁舎管理課 ごみ減量対 策課 戸吹清掃事業所 館清掃事業所
	民間活力を活用したグリーンスローモビリティ*やコミュニティサイクルの普及を進めるなど、地域の交通課題 の解決と低炭素型モビリティの普及を同時に進める取組を推進します。	交通企画課

②再生可能エネルギーの導入促進

主な取組	具体例	所管
公共施設への設備導入の促進	設置可能な公共施設全てに太陽光発電設備を導入するなど、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。	建築課 環境政策課 施設管理所管
住宅・事業所への設備導入の促進	住宅などへの太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援や再生可能エネルギー由来の電力への切り替えなどにより、再生可能エネルギーの利用拡大をはかります。	環境政策課
木質バイオマスの導入促進	木質ペレット*ストーブの導入促進などにより、木質バイオマスの利用拡大をはかります。	環境政策課

③ゼロカーボン実現のまちづくりの推進

主な取組	具体例	所管
環境配慮型まちづくりの推進	都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づき、拠点・沿道ネットワーク型都市構造への再構築を進め、都市全体の効率的なエネルギー利用を促進します。	環境政策課 土地利用計画課
	清掃工場において発電した電気の有効活用をはかるほか、ごみ処理時に発生する二酸化炭素の回収・活用技術の研究などにより、ごみ処理におけるカーボンニュートラルに向けた取組を推進します。	庁舎管理課 戸吹クリーンセンター 館クリーンセンター 清掃施設整備課 環境政策課
	エネルギーマネジメントシステム*の普及を推進します。	環境政策課
	街路灯のLED化や路面発電パネルの設置など、まちづくりにおける低炭素化を推進します。	防犯課、路政課
次世代エネルギーの普及促進	水素エネルギーに代表される次世代エネルギーについて、活用の検討や利用の拡大をはかります。	環境政策課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電などの買い換え時は、より省エネルギー性能の高い製品を選ぶようにします。</li> <li>・移動の際は、カーシェアリングや自転車、公共交通機関を積極的に利用します。</li> <li>・住宅の取得の際は、長期優良住宅建築物などの承認や太陽光発電設備や蓄電池の導入に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー診断などを利用し、事業所内のエネルギー消費状況を把握し、エネルギーの適正な利用を推進します。</li> <li>・事業所などに再生可能エネルギー設備や高効率機器を導入します。</li> <li>・クールビズやウォームビズなど日常業務での省エネ行動を推進します。</li> <li>・商品に省エネラベルなどを掲載し、消費者の理解促進に努めます。</li> </ul>

## 2-2 気候変動対策の推進

地球温暖化に伴う気候変動との関連性が指摘されている異常気象による土砂災害・水害などの自然災害や熱中症などの発生は、さらなる頻発化、激甚化が予想されています。気候変動による被害の回避・軽減に向けて、市民の生命や市民生活への影響が大きい「自然災害」と「健康」についての重点的に取組を進め、市民の安全・安心につなげます。



指 標	現状値 (2022年度)	目標値 (2033年度)
雨水貯留浸透量整備率	44.8%	60.0%以上



【個別施策】

①気候変動に適応したまちづくりの推進

主な取組	具体例	所管
気候変動に伴うリスクの軽減	ハザードマップや八王子市総合防災ガイドブックを活用した情報提供などにより、異常気象に伴う災害リスクの軽減をはかります。	防災課
	道路施設内の現況により浸透性舗装などの雨水対策を実施していくほか、国や都と連携した河川・水路の整備や雨水貯留浸透施設の設置などによる総合的な治水対策を進めます。また、市民・事業者への雨水貯留浸透施設の設置を推進します。	建設課 水環境整備課
	熱中症予防情報の案内やまちなかにおけるクールスポットの創出、遮熱効果のある外付け日よけの普及などにより、暑熱による健康被害の軽減をはかります。	保健対策課 防災課 環境政策課
都市の緑化による暑さ軽減	接道部や壁面への緑化誘導やみどりのカーテンの普及などにより、都市のヒートアイランド現象の緩和をはかります。	環境保全課 環境政策課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろから地域のハザードマップを確認し、災害のリスクを把握します。</li> <li>・みどりのカーテンや外付け日よけを設置するなど、自宅でする暑熱対策を行います。</li> <li>・猛暑日の避暑地としてまちなかのクールスポットを利用します。</li> <li>・自宅の庭に雨水を一時的に貯めて地面に浸透させる施設の設置に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所などの壁面や屋上を積極的に緑化するとともに、高反射性塗料などを使用して建物の温度上昇の抑制に努めます。</li> <li>・気温や暑さ指数などの情報を入手し、気温が高い日は屋外での作業をひかえます。</li> <li>・災害時にも自立したエネルギーを確保するため再生可能エネルギー設備の導入などによるエネルギーの分散化に努めます。</li> <li>・地域全体の治水力向上に寄与するよう、施設規模に応じた貯留浸透施設の設置に努めます。</li> </ul>

## 【コラム】日本遺産に影響を及ぼす環境要因「地球温暖化によるブナ林の縮小」

高尾山は立地的に暖温帯の植生が成立していますが、一部、北向き斜面上部に冷温帯を代表する植物であるブナやイヌブナを中心としたブナ林が分布しています。なかには、樹齢200～300年を超える大木のブナも自生しています。

ブナは、本州では標高700m以上の山地に分布し、関東では標高1,000m前後以上の山地に分布していることから、高尾山のような標高600mに満たない山ではきわめて稀な植生です。これは、江戸時代半ばの1700～1800年ごろ、世界的に寒冷で小氷河期と呼ばれていたことに起因します。この時代に高尾山まで南下して芽生えたブナがその後、気候が温暖になったにもかかわらずそのまま残ったものと考えられています。高尾山のブナは200～300年前が寒冷期であったことを示す貴重な証拠と言えます。

しかし、ブナの分布については、近年の地球温暖化による影響が危惧されています。地球温暖化による急激な気温の上昇によってブナの生育に適した環境が減少するほか、より低標高で生育する植物が分布を広げることにより、ブナ林が次世代に更新できなくなることが考えられています。

高尾山においては、ブナより若干低い標高から見ることもできるイヌブナは次世代が生育していますが、今後の温暖化の進行によっては、うまく更新されず、高尾山でブナが見られなくなってしまう可能性も考えられます。

このように、地球温暖化は生きものの生息・生育環境にも大きな影響を及ぼすことから、地球温暖化対策の推進は生物多様性保全や歴史文化継承の観点からも重要な取組です。



高尾山のブナ



天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、全世界の温室効果ガス排出量の約半分、生物多様性の損失要因の90%以上、粒子状物質の健康影響の約3分の1を占めていると報告されており、資源を上手く循環させることは、環境課題の解決に必須の取組です。

これまで市民・事業者・行政の協働により成果を上げてきた廃棄物の削減をより一層推進し、限りある天然資源の消費を抑えるとともに、地域の資源を地域で循環させる循環型社会の構築を目指します。

<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・資源の採取から廃棄物の焼却までの全ての工程において、二酸化炭素が排出され、地球温暖化の原因となります。プラスチックなど再資源化できる品目を適正に循環利用することで、原料の調達から焼却処分までの全ての過程で発生する二酸化炭素の削減に貢献します。
- ・地域で採れた食べ物や木材を地域で消費する地産地消の取組により、運搬時に発生する二酸化炭素の削減に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・海に流出したプラスチック類は、生きものによる誤食やマイクロプラスチックの取込などにより海洋生物に悪影響をもたらします。プラスチックの適切な処理や代替素材を普及させることで、化石燃料の使用量を抑制するだけでなく、海洋生態系への影響抑制に貢献します。
- ・地産地消の推進により、農地や水田などの維持に貢献し、そこに生息・生育する生きものを守ることに繋がります。

### 3-1 サークュラーエコノミーに向けた取組の推進

持続可能な資源利用の実現を目指し、リサイクル（資源化）だけでなく、より環境負荷の少ないリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）の推進により、限りある天然資源の消費が抑制され、できる限りごみが発生しない循環型社会の構築に取り組めます。課題である食品ロスの削減やプラスチックごみの資源化などにおいては、市民・事業者・行政の連携による取組を重点的に推進するとともに、ごみ処理システムの総合的な検討により、持続可能なごみ処理体制を構築します。

写真・イラスト

指 標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
1人1日当たりのごみ総排出量	727g/人・日	710g/人・日以下
食品ロス焼却量	13,875t	10,000t以下

※食品ロス焼却量は抽出調査による推計値

【個別施策】

基本  
目標Ⅰ

基本  
目標Ⅱ

基本  
目標Ⅲ

①ごみ発生抑制と資源化の推進

主な取組	具体例	所管
食品ロス対策の推進	3キリ（使いキリ、食ベキリ、水キリ）運動の推進、「てまえどり*」の普及やフードシェアリングサービスの実施などにより、食品ロスの発生抑制をはかります。また、入れ替えが生じる災害用備蓄食糧については、フードバンク団体などに提供することで、食品ロスの削減と福祉支援につなげます。	ごみ減量対策課 防災課
	生ごみを資源化するダンボールコンポストの普及や生ごみの資源化方法の検討などにより、発生した食品ロスの資源化を推進します。	ごみ減量対策課
プラスチック資源循環の推進	製品プラスチックの資源化に向けて、容器包装プラスチックとの一括回収など、資源化に向けた効果的・効率的な収集・処理体制を検討します。	ごみ減量対策課
	指定収集袋へのバイオマス配合の取組の検討や代替素材の普及促進などにより、石油由来のプラスチックの使用抑制を推進します。	ごみ減量対策課
3Rの促進	不要なものは受け取らない取組の推進や、簡易包装・詰め替え製品等の利用促進などにより、ごみの発生抑制（リデュース）をはかります。	ごみ減量対策課
	事業者と連携した不用品の再利用促進などにより、資源の再利用（リユース）をはかります。	ごみ減量対策課
	収集区分に合わせた分別排出の向上促進や店頭回収における事業者との連携強化などにより、ごみの資源化（リサイクル）をはかります。	ごみ減量対策課
	許可業者の指導・監督などにより、産業廃棄物の不適正処理の防止をはかります。	廃棄物対策課



## ②持続可能なごみ処理体制の構築

主な取組	具体例	所管
将来を見据えた収集・処理体制の整備	高齢化社会の進展などに対応し、ごみ出し支援「ふれあい収集」の周知や在宅医療廃棄物の適正処理を推進します。	ごみ減量対策課 戸吹清掃事業所 館清掃事業所
	製品プラスチックの収集・資源化方法を検討するほか、生ごみや今後増加が予測される紙おむつなどの新たな資源化に向け、民間事業者との連携も含めた処理体制の構築をはかります。	ごみ減量対策課 清掃施設整備課
	清掃施設整備計画に基づく各施設の更新・整備を推進するうえで、処理体制の広域化・集約化について検討を進め、本市に最適なごみ処理体制の構築をはかります。	清掃施設整備課
災害時のごみ処理体制の確立	災害廃棄物を迅速かつ円滑な処理を行うため「八王子市災害廃棄物処理計画」を改定し、計画に基づく取組を推進します。	清掃施設整備課
	自立稼働できる機能を備えた館クリーンセンターの活用により、災害発生時における市民生活への影響を抑制します。	館クリーンセンター

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみと資源物を適正に分別して排出するとともに、処分する前に、リユース、リサイクルできないか検討します。</li> <li>フードシェアリングサービス「タバスケ Hachioji*」を利用します。</li> <li>詰め替えや繰り返し使用できる製品を購入し、不要な梱包は辞退します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使い捨て製品の製造販売や過剰包装を見直し、廃棄物の削減に取り組みます。</li> <li>食品ロス削減のため、完食応援店として食べきりに協力します。</li> <li>環境負荷の低減に努める処理業者を選択します。</li> <li>食品リサイクル法などの各種リサイクル法を遵守します。</li> </ul>

### 3-2 地域資源の循環促進

地域で採れる資源をその地域で使うことで、運搬による二酸化炭素の排出が抑えられるとともに、農地や森林など生きものの生息・生育環境の保全にも寄与します。多種多様な農作物が生産され、生産地と消費地が隣接した本市の利点を活かした地産地消の取組を推進します。



指 標	取組値（2022年度）	目標値（2033年度）
給食への八王子産野菜の使用率	34%	現状維持

#### 【個別施策】

#### ①地域資源の有効活用

基本  
目標Ⅰ

基本  
目標Ⅱ

基本  
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
地産地消の推進	道の駅八王子滝山の活用やJ A八王子と連携した農作物直売所マップの作成により、農産物の地産地消を推進します。また、学校給食において地場野菜の活用をはかります。	農林課 学校給食課
木材の利用促進	多摩産材の普及啓発や公共施設での利用促進をはかることで、木材の地産地消を推進します。	農林課 建築課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>食材を選ぶ際は、地元でとれた旬の野菜や果物を購入します。</li> <li>東京都エコ農産物認証制度*の認証マークがついた農産物や有機農産物など環境負荷の少ない食材を購入します。</li> <li>八王子市産の木材を含む多摩産材の製品を使用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元でとれた食材を積極的に取扱います。</li> <li>農作物を生産する際は、化学肥料などの削減や東京都エコ農産物の認証取得に努めます。</li> <li>建築や備品購入時には、多摩産材など国産材の利用をはかります。</li> </ul>



少子高齢化やライフスタイルの多様化などの社会状況の変化を踏まえて、みどりの多面的機能を地域コミュニティの醸成やまちのにぎわい創出など、市民生活の向上のために有効に活用する取組を推進し、市民の豊かな生活が実現する魅力と活力あるまちの実現を目指します。

また、本市の大気汚染や水質汚濁の状況は、法律、条例に基づく取組や事業者の努力により大きく改善してきました。今後も、市民の生活環境を保全するため、様々な公害に対する取組を進めます。

＜解決への貢献 ～気候変動の抑制～＞

- ・工場等から排出される大気汚染物質には、地球温暖化の原因物質も含まれています。大気汚染物質削減に向けた取組自体が、温室効果ガスの排出削減にもつながり、気候変動の抑制に貢献します。
- ・揮発性有機化合物（VOC）は光化学オキシダントの原因物質となります。光化学オキシダントは植物の生育不良の要因の一つとなるため、VOC排出抑制の取組は、植物が二酸化炭素を健全に吸収することに寄与します。
- ・地球温暖化の影響で集中豪雨が増え、水害発生のリスクが高まっています。雨水貯留浸透機能の強化や森林農地などの適正な管理は雨水や土砂の流出を抑制し、災害リスクの低減に貢献します。

＜解決への貢献 ～生物多様性の保全～＞

- ・水質汚濁などの発生は、生きものの生息・生育環境が劣化する原因となります。排水の適切な管理により、河川の水質悪化を防ぎ、生きものの生息・生育環境を守ることにつながります。
- ・みどりが地域のために有効に利活用されることで、みどりの価値が高まり、みどりの保全や創出の機運醸成につながる「活用と保全の好循環」に貢献します。
- ・グリーンインフラを活かしたまちづくりにより、まちなかの生きものの生育・生息環境の確保に貢献します。

## 4-1 自然の恵みを活かしたまちづくり

本市は、まちなかの花壇から山地の森林に至るまで多様な自然環境があり、そこには自然と結びついた歴史文化も数多く存在します。これらの自然環境は、本市を語るうえでの重要なストーリーであり、経済、文化、レクリエーションなど日々の生活を豊かなものにしてくれる大切な地域資源です。これらの資源を持続的かつ有効に活用しながら地域づくりをはかるため、地域コミュニティ醸成やまちの賑わい創出、地域振興、防災などの様々な地域課題の解決に貢献するN b Sやグリーンインフラの取組を推進します。

写真・イラスト

指 標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
自然とふれあう機会がある市民の割合	68.2%	78.0%
雨水貯留浸透量整備率【再掲】	44.8%	60.0%

【個別施策】

基本  
目標Ⅱ

基本  
目標Ⅲ

①自然環境を活かしたまちの潤い・賑わい創出

主な取組	具体例	所管
地域の自然を活かした交流・つながりの促進	地域住民による花壇の創出などにより、地域の景観形成や地域コミュニティの醸成につながる空間づくりを推進します。	環境保全課
	市民農園や農福連携*などの活用により、多様な目的に応じた農地の多面的活用を促進します。	農林課 障害者福祉課 福祉政策課
	公園のリニューアル整備やインクルーシブ遊具*の導入などにより、市民の憩いの場としての公園づくりをはかります。	公園課
自然資源を活かした地域振興の促進	交流拠点施設のリノベーションやエコツーリズムの促進など、地域の自然を活用した観光振興を推進します。また、滝山城跡などの観光資源の洗練化により、高尾山以外への観光客誘致をはかります。	観光課
	水辺を活かしたまちづくりやアウトドアスポーツイベントの開催・誘致など、豊かな自然を活用した地域の賑わい創出をはかります。	水環境整備課 スポーツ振興課
	日本遺産認定ストーリーや構成文化財の魅力向上など、自然と結びつく歴史文化の活用を推進します。	文化財課
	市街化調整区域*の適正な維持と活用に向けた土地利用の規制・誘導をはかります。	土地利用計画課

基本  
目標Ⅰ

基本  
目標Ⅱ

②自然の機能を活かした都市の強靱化

主な取組	具体例	所管
グリーンインフラを活かしたまちづくり	雨水貯留浸透施設の設置促進やグリーンインフラを取り入れた公園整備などにより、まちなかの雨水貯留浸透機能の強化を促進します。	水環境整備課 公園課 建築課
	森林や里山の管理や農地バンクによる遊休農地の発生抑制など、みどりの適正管理により、土砂や雨水の流出抑制をはかります。	環境保全課 農林課
	雨水貯留槽の設置を促進するなど、雨水を上手に利用することで、水資源の安定確保につなげます。	水環境整備課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>花壇づくりや市民農園などのみどりとふれあう活動に参加します。</li> <li>日本遺産をはじめとする歴史文化にふれ、自然の大切さを感じます。</li> <li>自宅の庭に雨水浸透ますや花壇を設置して雨水を浸透させ、地下水や湧水などの水資源を育みます。また、雨水貯留槽を設置して、水まきや非常時の生活用水として利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所が所有する緑地を開放し、市民がみどりにふれあう機会を創出します。</li> <li>市の自然観光資源を活かしたエコツーリズムなどの推進に協力します。</li> <li>事業所などの敷地において、積極的に緑化や水辺を創出し、雨水浸透・雨水貯留の強化に貢献します。</li> </ul>



## 4-2 美しく快適なまちの保持

市民をはじめ、市を訪れる人にも快適な環境を提供するため、まちの環境美化や良好な生活環境づくりを推進し、快適なまちづくりを目指します。

写真・イラスト



路上喫煙スペースの整備



自転車駐車場の整備

指 標	現状値（2023年度）	目標値（2033年度）
まちの美観が保持されていると思う市民の割合	55.5%	65%

【個別の施策】

基本  
目標Ⅱ

基本  
目標Ⅲ

①まちの美化の向上

主な取組	具体例	所管
まちの美化の推進	喫煙マナーアップキャンペーンなどによる啓発や喫煙スペースのあり方検討など、路上喫煙対策を促進します。	環境政策課
	巡回・指導等による放置自転車禁止意識の啓発や、放置自転車の撤去、自転車駐車場の整備などによる放置自転車の対策を推進します。	交通事業課
	条例に基づく張り紙等の違反屋外広告物の簡易除去や、置き看板等放置行為防止重点地域におけるパトロール・指導の実施などによる違法看板の対策をはかります。	まちなみ景観課 防犯課
	適正な屋外広告物に関する周知啓発により良好な景観形成を推進し、風致を維持します。	まちなみ景観課
	管理不全の空き家や空き地の所有者に対し適切な管理を促すなどの空き家・空き地対策のほか、住居等における物の堆積などに起因する不良な生活環境の改善をはかります。	住宅政策課 環境保全課 ごみ減量対策課
	パトロールや監視カメラの設置などにより、不法投棄の発生抑制をはかります。	廃棄物対策課
地域との協働による美化活動の促進	公園アドプト*、道路アドプト、水辺の水護り制度など、地域住民と協働による管理活動を促進します。	公園課 路政課 水環境整備課
	町会・自治会等で組織された「美しい八王子をつくる会」と連携し、清掃デーの活動を促進します。	ごみ減量対策課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の清掃活動に参加するなど、まちの美化に協力します。</li> <li>・マナーを守り、快適な空間確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所周辺の清掃を行います。</li> <li>・建築物のデザイン・広告掲示・緑化などにおいて、まちの美観に協力します。</li> </ul>

#### 4-3 公害のない生活環境の実現

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害に対して、法令に基づく測定や指導・助言などにより改善をはかります。併せて、有害化学物質による公害発生のリスクや環境負荷の低減をはかることで、市民の良好な生活環境を維持しつつ、自然環境に対する負荷の低減を目指します。

写真・イラスト

指 標	現状値	目標値
光化学オキシダント濃度 (年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均)	0.084ppm (2020~2022年度)	0.07ppm以下 (2031~2033年度)
市内8河川9地点のBOD環境基準達成率	達成率100%	達成率100%維持

【個別の施策】

基本  
目標 I

基本  
目標 II

①公害のない暮らしの実現

主な取組	具体例	所管
良好な大気環境の保全	大気環境の常時モニタリングにより、大気汚染の状況を把握するとともに、市民に向けた情報提供を行います。	環境保全課
	法律、条例に基づく工場・事業場への立入検査や指導などの推進により、大気汚染物質の排出抑制をはかります。また、移動発生源からの排出抑制に向けて、電気自動車などの低公害車の普及を促進します。	環境保全課 環境政策課
	アスベスト事前調査結果報告制度の周知や事業者への指導・助言などの推進により、アスベストの飛散防止をはかります。また、災害時のアスベストの飛散防止体制の充実をはかります。	環境保全課
良好な水質の保全	河川や地下水のモニタリングにより、水質汚濁の状況を把握するとともに、市民に向けた情報提供を行います。	環境保全課
	公共下水道への接続や戸別浄化槽の設置を進めるとともに、浄化槽の適切な維持管理を促進することで、生活排水対策をはかります。	水再生施設課 下水道課
	法律、条例に基づく工場・事業場への立入検査や指導などの推進により、水質汚濁物質の排出抑制をはかります。	環境保全課
騒音・振動の発生抑制	工場・事業場や建設工事などに起因する騒音・振動について、法律・条例に基づく指導・助言などの推進による発生抑制をはかります。	環境保全課
	道路交通騒音のモニタリングにより、自動車騒音の状況を把握し、市民に向けた情報提供を行うとともに、状況に応じて道路管理者に要請を行います。	環境保全課

## ②化学物質によるリスクの低減

主な取組	具体例	所管
有害化学物質の適正管理の推進	有害大気汚染物質やダイオキシン類のモニタリングにより、汚染の状況を把握するとともに、市民に向けた情報提供を行います。	環境保全課
	法律、条例に基づく工場・事業場への立入検査や指導などの推進により、化学物質の適正管理や排出抑制を促進します。	環境保全課
土壌汚染対策の推進	法律、条例に基づく事業者への指導・助言などの推進により、土壌汚染対策に対する手続きの適正化をはかります。	環境保全課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の利用やエコドライブの実践により大気汚染物質の削減に貢献します。</li> <li>洗剤などの過剰利用を控え、油などが混ざった生活排水の抑制に努めます。</li> <li>殺虫剤や農薬などの使用をできる限り抑え、使用する場合は適正な利用に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づく規制基準を遵守します。</li> <li>アスベスト含有材料を適正に処理し、飛散防止の対策を講じます。</li> <li>化学物質を取り扱う場合は、管理を徹底するとともに、災害時の漏洩リスクの回避に努めます。</li> <li>事業活動が事業所周辺に与える環境影響を把握し、地域住民に正しく情報を開示します。</li> </ul>





環境問題による影響を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくためには、一人ひとりの環境意識を高め、環境配慮行動につなげることが求められます。そのため、環境に関する情報発信と効果的な啓発をはかりながら、環境配慮行動の基盤となる環境教育・環境学習を推進することで、あらゆる世代が環境に配慮できる暮らしの実現を目指します。

また、持続可能な社会の実現に向けた体制づくりに向け、人材育成や多様な主体とのパートナーシップの構築を推進し、環境保全に向けた行動の環を広げていきます。

<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・地球温暖化の主な原因は人間活動であり、カーボンニュートラルの実現には、脱炭素型ライフスタイルの構築やあらゆる主体の行動変容が必要不可欠です。
- ・一人ひとりが節電、省エネを意識した環境配慮行動に取り組むことで、二酸化炭素排出量の削減に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・地場産品や環境ラベル商品の購入など環境配慮行動が進むことで、生態系の持続可能な利用に貢献します。
- ・子どもの頃から自然とふれあうことは、生きものや自然に対する興味関心の醸成や生きものへの恐怖や嫌悪の軽減に寄与し、自然環境に対する保全意識の向上につながります。

## 5-1 環境について知る機会の創出

地球環境の直面している現状を正しく理解し、環境保全に対する意識を向上させるため、市民・事業者・NPOなどと連携したあらゆる世代への環境教育・環境学習を推進します。また、本市が有する多様な自然環境を活用して、子どもの健全な育成や市民のQOL向上に貢献する自然とふれあう機会を創出します。



全世代への環境教育・学習の推進



子どもの自然体験機会の充実

指 標	現状値	目標値 (2033年度)
環境に関する講座・講演への参加者数	32,194人/年 (2022年度)	35,000人/年
生物多様性の認知度	39.9% (2023年度)	55%

【個別施策】

基本  
目標Ⅲ

①学びと体験機会の拡充

主な取組	具体例	所管
環境教育・環境学習の充実	環境フェスティバルや自然観察会、工場見学など、市民が環境について気軽に知り、考える機会を創出します。また、企業や大学等と連携した環境教育プログラムガイドブックの作成や北野環境学習センターを活用した環境学習の展開などにより、全世代への環境教育・環境学習の充実をはかります。	環境政策課 水環境整備課 学習支援課 ごみ減量対策課 館クリーンセンター 戸吹クリーンセンター まちなみ景観課
	環境教育・消費者教育に資する副読本の作成や自然にふれあう体験教育の支援などにより、学校教育現場における環境教育の充実を推進します。また、環境教育に関する指導力の向上など教員の環境教育への意識向上をはかります。	環境政策課 ごみ減量対策課 水環境整備課 消費生活センター 教育指導課 まちなみ景観課
自然体験の機会の創出	「体験の機会の場*」との連携や水辺の活用により、環境教育や自然とふれあう機会の創出をはかります。	環境政策課 水環境整備課
	里山や公園の管理や親水空間*の整備、農業農産物収穫体験など、市民が気軽に自然とふれあう場の創出をはかります。	環境保全課 公園課 水環境整備課 農林課

基本  
目標Ⅲ

②環境に関する情報発信と啓発の推進

主な取組	具体例	所管
環境情報の発信	環境の現状や補助金制度に関する情報、市民活動団体が実施する講座情報など、環境に関する情報をSNSや広報誌、動画配信など多様な手法を用いて効果的に提供します。	環境政策課、環境保全課、ごみ減量対策課、 水環境整備課、協働推進課

市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動や自然体験講座などに参加します。</li> <li>・環境教育や環境学習イベントに積極的に参加します。</li> <li>・学んだことを実生活に生かして、環境負荷の低減に貢献します。</li> <li>・自らの環境活動について、SNSなどを活用して情報提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を生かした環境教育の取組に協力します。</li> <li>・従業員などに対する環境保全に関する研修などを実施します。</li> <li>・施設見学や講師派遣など、地域の環境学習に協力します。</li> <li>・自社の活動が気候変動や生物多様性に及ぼす影響を把握し、積極的に開示・発信します。</li> </ul>

## 【コラム】子どもの自然体験の重要性

子どもの頃の自然体験の重要性は、近年の様々な研究成果によって裏付けがされてきました。例えば、幼少期にキャンプや登山、川遊びなどの自然とのふれあいを多く体験した子どもほど、青年期における自己肯定感や外向性が高くなる傾向が見られ、成人後においても、その影響は継続することが明らかになりました。さらに、自然体験が豊富な子どもほど、探究力が身に付き、主体性や想像力、コミュニケーション能力などに代表される非認知能力が養われることも報告されています。

また、子どもの頃の自然体験は、生物多様性保全の観点からも重要です。居住地周囲の緑地を利用する子どもほど生物多様性への親近感や保全意欲が高くなること、子どもの頃の自然体験量が多いほど生きものへの好感度が高くなることが報告されています。特に、都市において生物多様性の保全を実現させるためには、多様な生きものとの共生が不可欠であるため、子どもの自然体験を支援することは、本市における生物多様性の保全にも貢献すると考えられます。

しかし、「生物多様性に関する世論調査（令和4年内閣府）」などの調査では、若い世代ほど自然への関心度が低くなる傾向が報告され、海や川で泳いだ経験や昆虫をつかまえた経験がある子どもの割合は10年前と比べ減少したことが明らかになりました。

幼少期の自然体験の減少は、自然環境保全への意識を大きく衰退させるだけでなく、成人後の自然に関する旅行頻度や野外レクリエーションの参加頻度を減少させる可能性が指摘されており、中長期的に自然環境だけでなく、人々の健康、生活の質にも影響を及ぼす可能性が懸念されます。そのため、幼少期の自然体験は、子どもの健全な発育に寄与するだけでなく、大人になってからの自然環境とのかかわりを維持していくためにも不可欠と言えます。本市でも、多様な自然環境を活用しながら、人が自然とふれあう機会を積極的に創出することが求められています。

## 5-2 環境に配慮した暮らしの実現

日々の生活での経済活動や消費活動は、直接的・間接的に環境に影響を及ぼしています。一人ひとりが環境負荷を軽減しなければならないという自覚を持ちながら、環境や生物多様性に配慮した行動に変えていくことを促すとともに、多様なパートナーとの連携によるオール八王子での環境保全活動を進めます。

写真・イラスト



指 標	現状値	目標値（2033年度）
生物多様性や豊かな生活環境の保全のために行動した市民の割合	79.4%（2022年度）	90%
市民1人当たりの二酸化炭素排出量	3,480kg-CO <sub>2</sub> （2020年度値）	2,340kg-CO <sub>2</sub> 未満



【個別施策】

基本  
目標Ⅲ

①環境配慮につながるライフスタイルへの変容促進

主な取組	具体例	所管
市としての率先行動の推進	環境負荷の少ない製品を積極的に購入するグリーン購入*やペーパーレス化などの推進により、市役所からの環境負荷の低減を促進します。	全所管
	温室効果ガスの排出量削減など環境負荷の低減を図るため、八王子市役所環境マネジメントシステム（H-EMS）を推進します。	環境政策課
市民・事業者への行動変容の促進	広報や消費生活ニュース、イベントなど様々な機会を活用して、エシカル消費*の普及を促進します。	消費生活センター
	ナッジ理論*などを取り入れた新たな啓発方法等の調査・活用により、環境配慮行動の促進をはかります。	環境政策課
	八王子市地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）や地球温暖化防止活動推進員との協働により、地球温暖化防止活動を推進します。	環境政策課

基本  
目標Ⅲ

②持続可能な社会の形成にかかわる人材の育成・支援

主な取組	具体例	所管
担い手の育成・支援	環境保全活動にかかわる「里山レンジャーズ」や生ごみ資源化活動にかかわる「生ごみリサイクルリーダー」などの人材育成を進めるとともに、環境市民会議など地域の環境にかかわる担い手の活動を支援します。	環境政策課 環境保全課 ごみ減量対策課
	川の学習サポーター養成講座など環境教育・環境学習にかかわる人材の育成を推進します。	環境政策課

③多様なパートナーとの連携の強化

主な取組	具体例	所管
地域との連携の推進	産学官民の連携による環境保全に関するネットワークの構築を推進します。	環境政策課
	地域の住民や事業者との連携したアドプト活動を促進します。	公園課、路政課、水環境整備課
	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと連携し、地域で活動したい人と環境にかかわる活動のマッチングをはかります。	環境政策課 福祉政策課
	多くの大学等が立地する本市の特色を活かした教育・研究機関との連携をはかります。 また、学校敷地内のみどりの自然共生サイト認定に向けた連携を促進します。	関連所管
広域的な連携の推進	みどりの連続性の確保やごみの広域処理など、周辺自治体との連携強化をはかります。また、中核市の権限を活かした国への働きかけを促進します。	関連所管
	民間事業者との協定による保全活動の推進や活動場所の提供など、環境保全活動に活発な事業者との連携を強化します。	関連所管

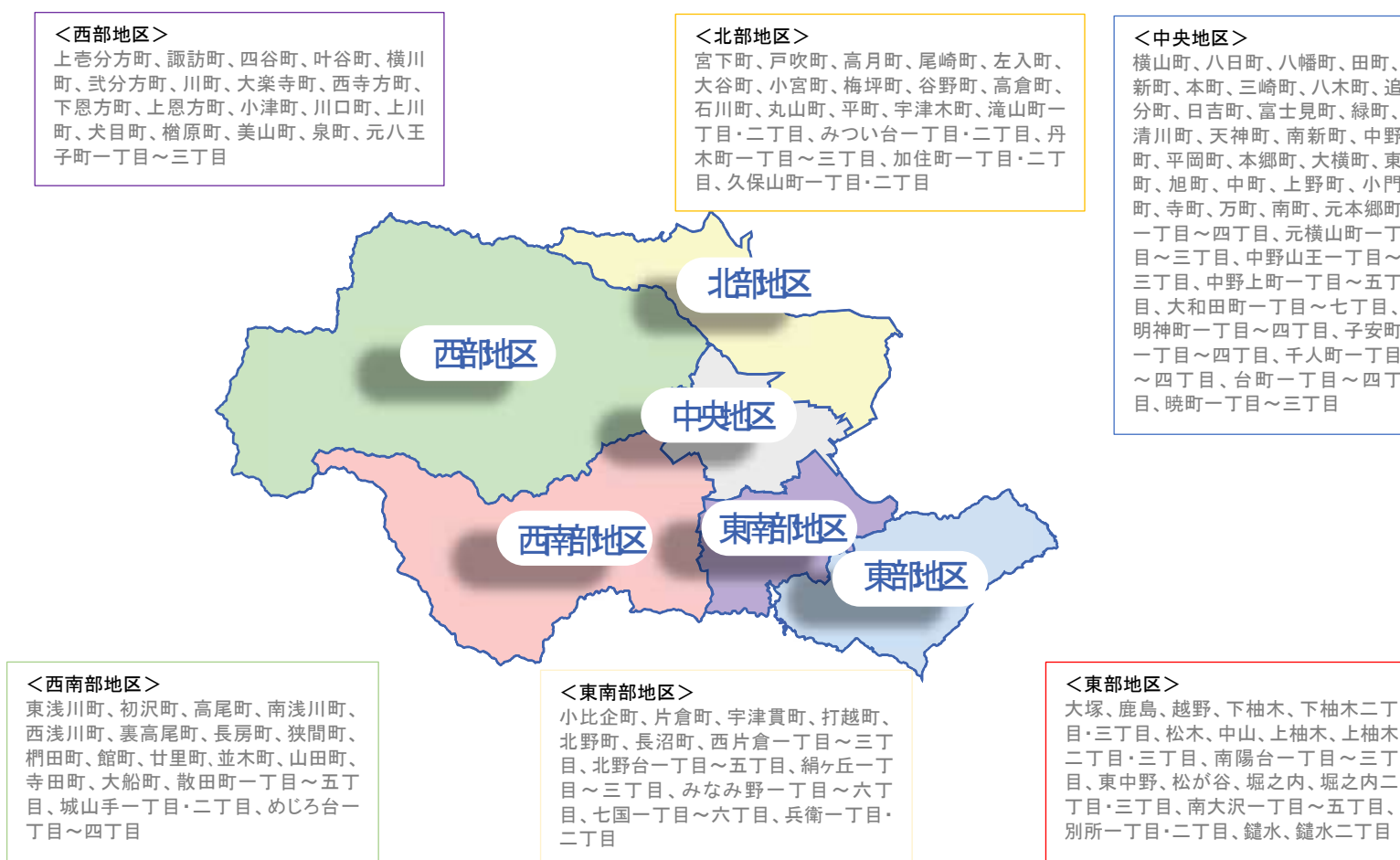
市民に期待される取組	事業者期待される取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコマーク等の環境ラベルの付いた商品など、自然環境や生物多様性に配慮した商品を選びます。</li> <li>・生活に支障のない範囲で省エネや繰り返し使用可能な商品の選択など環境配慮行動に努めます。</li> <li>・環境保全や人材育成にかかわる活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーン*を含め、環境負荷の少ない事業活動に転換します。</li> <li>・グリーン購入の導入や環境認証を得た商品を調達します。</li> <li>・CSR*活動、CSV*活動などによる、環境保全活動や自然体験活動を実施し、環境保全や人材育成に貢献します。</li> <li>・地域や自治体と連携した主体的な環境保全活動を実施します。</li> </ul>

【コラム】民間企業による環境保全活動（作成中）

## 第5章 地域の行動

地域の環境を保全し、回復させるためには、行政の環境施策を推進するとともに、市民・事業者の自発的な環境保全活動が不可欠です。この章では、市民協働の取組として、市内6地域の「環境市民会議」が自ら考え、めざす環境の姿や現状と課題、その解決に向けた主な取組を設定しました。なお、本章は、八王子市環境基本条例第21条に定める各地区の計画として活用します。

環境市民会議は、八王子市環境基本条例に基づき、市内を6地区に分け、各地区の市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織として、平成14年7月に設立されました。市民・事業者が自ら、身近な環境について話し合い、地区内の環境をより良くするために行動しており、小・中学生を対象とした環境教育の支援や自然体験講座、省エネ教室、ごみの分別講座などといった活動を行うなど、地域における環境保全活動に積極的に取り組んでいます。





## 中央地区



### ①地区のあるべき姿

災害に強く、水生生物の生息する清らかな浅川、その周辺は緑地が広がり、運動、レクリエーション、学習の場として、人々が安心して憩う環境。豊かな自然と、文化・芸術・歴史・伝統を発信する施設に恵まれた八王子の中心のまち。

### ②5 年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ▶ 地球温暖化問題に対し CO2 の排出が少ない生活の推奨やプラスチック等廃棄物問題のアピール活動を行いました。
- ▶ 自然体験講座を開催し、市民が自然に親しみ、歴史を学ぶ機会を創出しました。また、小学生がみどりに親しむ支援を行いました。
- ▶ 河川及び緑地環境の保全活動を継続して実施しています。巡回・調査・保全・ごみ回収などに対し、課題を持って取り組み、実態を周知しています。

### ③地区の現状と課題

- ▶ 市民の CO2 削減行動は一定の成果があるものの大きな効果があがらず、また、海洋プラスチック問題などのごみ問題にも歯止めがかかっていません。どちらも市民の意識と行動の変容が必要です。
- ▶ 中心市街地は、樹林地が小規模で点在している状況であり、公園・緑地、街路樹、敷地内樹木の維持管理によるまちなか緑化の推進が必要です。
- ▶ 河川では生きものの生息状況の把握など生物多様性への注意が必要です。また、インフラの整備により水質は良くなりましたが、ごみのポイ捨て問題がみられます。
- ▶ 開発が難しい斜面地に緑地が残っていますが、管理状況が課題です。「里山」のイメージで管理されてきた緑地にも担い手不足の課題があり、様々な活動の担い手育成が急務です。

#### ④地区における今後の主な取組

項目	取組内容
地球温暖化防止のためのライフスタイルの推奨	イベントや市民センターまつり等に参加し、市民に CO2 削減のライフスタイルを推奨します。
海洋プラスチック問題等環境負荷問題への対応	海洋プラスチック問題をはじめとして生活の中でのごみが環境負荷にならないような生活を推奨するとともに清掃活動を行います。
エコひろば・八王子浅川水辺の楽校運営協議会と連動した環境教育活動の支援	自然体験講座、学校の環境教育支援活動、川の学習サポーター養成講座、魚の放流、ガサガサ探検隊への積極的な支援を実施します。
まちのみどりの保全	地域のグリーンマップでみどりの保全への啓発を推進し、アドプト活動や小学生がみどりに親しむ機会の支援を行います。
河川を対象として巡回・調査・保全活動	河川の巡回、水質・水生生物・植物・野鳥の調査、ゴミの回収などを行い、その結果を周知します。
緑地保全活動への支援活動	館さとやまクラブと連携し、館グリーンセンターでの緑地保全活動に協力します。

#### 地区の代表的な自然環境と生態系サービス



甲州街道のイチョウ並木【文化的サービス】  
市の木であるイチョウが甲州街道の追分交差点付近から高尾方面と市守大鳥神社より立川方面に並ぶ。



六本杉公園・子安神社の湧水【供給・文化的サービス】  
東京の名湧水57選に選ばれている。



浅川水系【基盤・文化的サービス】  
浅川は景観的にも価値ある一帯で、自然環境保全上有用な場所。

## 北部地区



### ①地区のあるべき姿

谷地川に豊かで清らかな水が流れ、川の周辺や加住丘陵では豊かなみどりが適正に管理され、水源涵養をはじめ、NO<sub>2</sub>の吸収や四季折々の景観などが持続的に保全されるよう町会・自治会などの地区内の各種団体と連携がはかられ、環境学習や美化活動が活発に取り組まれているまち。

### ②5か年(平成31年～令和5年)の主な取組

- ▶ 各団体と協働した緑地の保全活動を継続して実施しました。
- ▶ 環境教育学習支援として小宮小学校において「多摩川を対象に、概要調査・テーマ別調査・調べ学習・校内発表」と、学習全体を把握できるプロセスを実施しました。また、宇津木台小学校においてもでも学習支援活動を進めています。
- ▶ 生物多様性保全のため、生態系被害防止外来種「アメリカオニアザミ」の駆除や、周知啓発用チラシの作成、チラシを活用した土地の管理者への駆除の依頼などの活動を推進しました。

### ③地区の現状と課題

- ▶ 谷地川は流域の下水道が整備されましたが、水質の改善がなかなか見られません。
- ▶ 人の目が届きにくい場所や幹線道路沿いでごみの不法投棄が認められます。
- ▶ 加住丘陵の内、地域活動団体による緑地保全活動が行われている地域については継続した改善がみられますが、北西部など、人の手が加えられていない地域は、樹林の荒廃が進んでおり、「ナラ枯れ」の拡大を抑制する必要があります。
- ▶ 地域内の様々な環境保全活動団体との交流を行い、地域全体としての協働活動を進めることが必要です。
- ▶ 地域と連携した活動をすすめるために、環境市民会議の認知度の向上が必要です。
- ▶ 地域の小・中学生が地域にある貴重な自然資源や歴史文化を知る機会が少なく、今後、環境教育を推進するためにも支援校を増やすことが必要です。
- ▶ 地域内に国道20号、国道16号、同バイパス、新滝山街道などの多くの幹線道路があります。二酸化窒素濃度はやや減少傾向ですが、大型複合商業施設の建設や道路の開通も予定されており、引き続き大気測定を継続し、現状を認識することが必要です。
- ▶ 幹線道路沿いや開発地区が十分に管理されておらず、外来生物の侵入・拡散が見られるため、今後も注視していく必要があります。

#### ④地区における今後の主な取組

項目	取組内容
谷地川の調査と清掃活動	水質・生きもの調査や清掃活動を実施します。
緑地保全活動	各環境保全活動団体と協働して、緑地保全活動を行います。
環境教育・環境学習などの推進	地元小・中学校を対象に自然環境の中での環境教育支援を実施します。
大気汚染測定	幹線道路沿いや住宅地などで NO2 簡易測定を実施します。
地域との協働活動の推進	環境マップを活用して地域住民や環境活動団体と協働した活動を進めます。

#### 地区の代表的な自然環境と生態系サービス



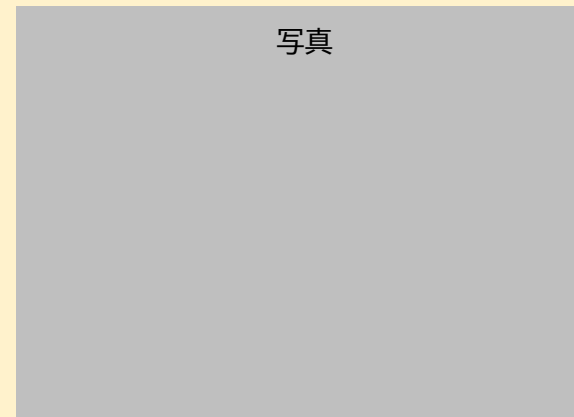
滝山城跡群【文化的サービス】

日本有数の古城、山城としての歴史的価値が高い。



高月の田園地帯【基盤・供給サービス】

散策などで懐かしさを感じる里山の風情を味わえる。



写真

## 西部地区



### ①地区のあるべき姿

浅川の支流に清流を取り戻し、水生生物が生息できる環境のなかで、湧水地をはじめ、快適な水辺環境・水辺の回廊が保全され、樹林や斜面緑地、里山などが保全・保存されているまち。

### ②5 年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ▶ 地元の町会と連携して、環境施設見学会(戸吹清掃工場)を実施しました。
- ▶ 自然体験講座を毎年2回開催し、地元の自然や名所・史跡などを紹介しました。
- ▶ 小学生へのダンボールコンポストを利用した生ごみの減量・資源化の取組を支援しました。

### ③地区の現状と課題

- ▶ 大沢川をはじめ、案下川や川口川などで瀬切れが発生しています。
- ▶ 河川や側道にアレチウリやオオブタクサなどの外来植物が繁茂しているため、根から切り取るなどの駆除対策が必要です。
- ▶ 河川の水質は改善されていますが、一部家庭から生活排水が流入しているため、引き続き水質などの調査が必要です。
- ▶ 河川敷へのごみの不法投棄やポイ捨てが見受けられるため、町会・自治会をはじめ、市民・事業者や市との連携した活動が必要です。
- ▶ 圏央道や高尾街道・陣馬街道など交通量の多い地点において、継続的な大気測定が必要です。



#### ④地区における今後の主な取組

項目	取組内容
大沢川・城山川クリーン活動	地元町会・自治会などと連携し、遊歩道や河川敷のごみ回収、灌木の伐採などを実施します。
特定外来植物の駆除	河川や側道などに繁茂した外来植物を駆除します。
河川・湧水の水質調査	調査地点を定め、水質調査を実施し、そのデータを活用します。
大気汚染測定	高尾街道や陣馬街道などで大気汚染測定を実施します。
環境教育支援事業の実施	地区内の小学校を対象に、自然をフィールドに環境教育支援活動を実施します。

#### 地区の代表的な自然環境と生態系サービス

写真

写真

写真

## 西南部地区



### ①地区のあるべき姿

高尾山をはじめ、丘陵と清流に育まれたみどりが多く、春は桜に新緑、夏はホタルの里山、秋はイチョウ並木と高尾山の紅葉などの自然や、地域の歴史文化にも触れ、散策に適したまちなみが広がり、心豊かに住み続けることのできるまち。

### ②5か年(平成31年～令和5年)の主な取組

- ▶ 高尾山の指標樹木の11年間の調査、駒木野の貴重な野草保全活動を行いました。
- ▶ 蛍が生息する池の沢の谷戸(館町緑地保全地域等)の里山保全を行い、天然蛍の保護活動を進めてきました。
- ▶ 湯殿川の清掃から親しめる水辺環境の改善提案へ、更に地域の宝と結ぶ活動へと進展しました。
- ▶ 次世代を担う市立小学校の環境教育支援を重視し、エリア内7校の支援体制を整え、実施しました。

### ③地区の現状と課題

- ▶ 高尾山は多様な動植物が生息する固有の生態系と歴史が残る貴重な山で年間300万人が訪れる一大観光地です。しかし、不法採取や踏み入り、生態系への悪影響や人工物増加による景観の悪化が懸念されます。
- ▶ 荒廃がすすむ里山や山林の保全管理、大気汚染、不法投棄、自然・文化・歴史等の地域の宝の周知不足など多様な問題に対し、地域と連携して取り組んでいく必要があります。
- ▶ 河川は水質改善され、広い範囲でホタルの復活が確認されています。しかし、ごみや雑草木の放置状態から親しまれる水辺の環境保全活動を行う必要があります。
- ▶ 環境教育は身近な環境とふれあい、環境への関心をもたせる様々な体験学習が必要です。

#### ④地区における今後の主な取組

項目	取組内容
高尾山の環境保全活動	自然・景観の調査、観察を行い提案し、改善活動を行います。
地域の宝の掘り起こし	埋もれた自然や建造物、史跡等の地域の宝を掘り起こし、自然体験講座や地域の行事に参加し、周知します。
里山の保全活動	里山保全活動や自然体験講座・観察会を町会・自治会・他団体などと連携し実施します。
親しみのある水辺環境の構築	河川の水質調査や清掃活動を実施し、また、水辺環境を調査し提案改善をはかります。
生活環境保全	大気汚染の調査、不法投棄のパトロールやみどりの保全に努め、また、まちなみ等の景観を調査し地域の環境保全に取り組みます。
環境教育支援	学校や地域の特徴に応じた環境教育を支援します。
地域の活動との連携	いちよう祭り・市民センターまつり等の行事に出展するなど地域と連携して活動します。

#### 地区の代表的な自然環境と生態系サービス



南浅川【基盤・文化的サービス】

小仏川を源流とする南浅川は環境学習の場としても活用されている。



池の沢の谷戸【基盤サービス】

八王子館町緑地保全地域を中心とした池の沢の谷戸にはゲンジボタルやハイケボタルが生息している。



湯殿川【基盤・文化的サービス】

歴史と文化に囲まれた湯殿川に蛍が復活し、夏の風物詩になっている。

## 東 南 部 地 区



### ①地区のあるべき姿

きれいになった浅川、湯殿川、兵衛川や丘陵のみどりなど、豊かな自然と親しむことができるまち。河川や道路、公園など、たばこやごみのポイ捨てがないきれいなまち。地域の方々が環境に意識を持って行動するまち。

### ②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ▶ 宇津貫緑地で地域の方々と荒れた竹林を整備し、伐採した竹を再利用した親子の工作の講座を催しました。
- ▶ 毎月、北野駅周辺の道路と湯殿川・下田橋周辺、大塚山公園の清掃し、まちの美化に努めました。
- ▶ 「片倉城跡公園」、「片倉つどいの森公園」をフィールドとした自然観察会や湯殿川探鳥会を開催し、自然に親しむ活動を実施しました。

### ③地区の現状と課題

- ▶ 下田橋周辺は北野駅にも近く、人の往来が多い場所であることから、川の土手や河川敷にごみのポイ捨てが見られます。
- ▶ たばこのポイ捨ても多くあり、清掃活動とともに喫煙マナーキャンペーンで啓発活動を行う必要があります。
- ▶ 地域の学校の環境学習の支援をしていますが、支援者の高齢化とともに支援者が不足しています。
- ▶ ごみの分別は概ね良好ですが、更なるごみの減量として生ごみの資源化を進めるため、生ごみの回収が求められます。

#### ④地区における今後の主な取組

項目	取組内容
駅周辺のきれいさ評価や公園、川、町の清掃活動	地区内の6駅周辺でゴミを拾い、分別、集計、グラフ化して状況を把握します。 毎月1回、北野駅周辺・下田橋周辺と大塚山公園の清掃活動を継続します。
河川の水質調査と大気汚染調査	5河川 14カ所の水質調査を年1回、実施します。大気汚染調査は9カ所の測定場所で年2回、実施します。
環境フェスティバル・市民センターまつりへの出展	活動の紹介パネルやワークショップを通じて、市民が環境への関心が向くよう、啓発活動を実施します。
子どもたちに環境をテーマとした講座の開催・川の学習支援	「クールセンター八王子」と共催し、親子向けの太陽熱の実験や自然エネルギーの講座などを実施します。
地域の自然や歴史の調査、勉強会、自然体験講座の実施	地域の自然・歴史を学習し、自然体験講座を実施します。

#### 地区の代表的な自然環境と生態系サービス

写真



宇津貫緑地【基盤・調整サービス】  
雑木林、谷戸など里山として動植物が豊富である。



片倉城址公園

片倉城跡公園・片倉つどいの森公園  
【基盤・文化的サービス】  
市民が自然に親しみやすく、探鳥会や観察会にも適している。



絹の道

大塚山公園と絹の道【文化的サービス】  
多摩丘陵の自然とかつての産業や歴史を学べる。



## 東 部 地 区



### ①地区のあるべき姿

緑連なる多摩丘陵には豊かな生態系が様々な生きものにより構成されています。重要里地里山に2箇所選定されているこの地域の自然は、人びとの生活に潤いを与えます。

### ②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ▶ 地区の環境関連団体と交流しながら、里地里山の保全や文化の継承活動をすすめました。
- ▶ 川の学習や里山の水田学習、カイコやシルクの体験授業など、幼稚園・小学校での環境教育を支援しました。
- ▶ 多摩丘陵での自然体験講座や里地里山の体験講座を開催し、自然への市民の親しみを向上させました。
- ▶ ウェブサイトの開設や各種のマップ・刊行物を発行して、情報を発信しました。

### ③地区の現状と課題

- ▶ 多摩丘陵の開発がすすみ、谷戸の水田や里山林などが手入れされず放置されているため、重要湿地(トウキョウサンショウウオの生息地)を含めた自然環境の保全・再生が急務です。
- ▶ 重要里地里山や重要湿地などの豊かな自然が地域にあることを市民に周知し、地域の環境活動への若い担い手の参加を促し、活動の継承をはかる必要があります。

#### ④地区における今後の主な取組

項目	取組内容
里地里山の保全活動	重要里地里山である長池公園や堀之内里山保全地域などで、里山・谷戸の環境を地区の環境関連団体と連携して保全します。また、重要湿地での絶滅危惧種の保護活動をすすめるほか、地域の里山文化の継承をはかります。
豊かな緑の環境維持	地域の環境を緑豊かなものにしたり、清掃活動に参加して、市民の生活の質の向上に寄与します。
環境のモニタリング	生物多様性について系統的な調査を継続して実施するほか、河川の水質(COD、大腸菌数)の定期的な検査や大気汚染(NO <sub>2</sub> )の市民計測活動に参加します。
環境教育の支援	川の学習や里地里山里池での水田や環境学習・カイコやシルクの体験授業などを支援することにより、次世代を担う児童に地域のすばらしい自然と文化を伝えます。また里山にかかわる工芸などの体験の機会を設け、環境学習拠点の整備とその運営に協力します。
市民による豊かな自然の理解の増進	地区の里地里山の豊かな自然や生物多様性を市民に紹介するために、自然観察路、樹木、みどりの道マップや里山の植物誌のリーフレットなどを刊行・配布します。ウェブサイトを活用して 地区の様々な自然や文化・歴史を紹介し、自然体験講座などの催しの周知や環境市民会議の学習会などの成果を記録し、市民に発信します。東京都無形民俗文化財(民俗技術)「南多摩のメカイ製作技術」の継承と後継者養成の活動を支援します。

#### 地区の代表的な自然環境と生態系サービス



長池公園【基盤・文化的サービス】

重要里地里山や自然共生サイトに選定されており、地域の固有種や絶滅危惧種の保全がはかられている。



宮嶽谷戸

多摩丘陵(由木地区)【基盤・調整サービス】

重要里地里山として選定されており、谷戸の湧水湿地に高い生物多様性が認められる。



写真

## 第6章 計画を進めるために

## 6.1 計画の推進体制

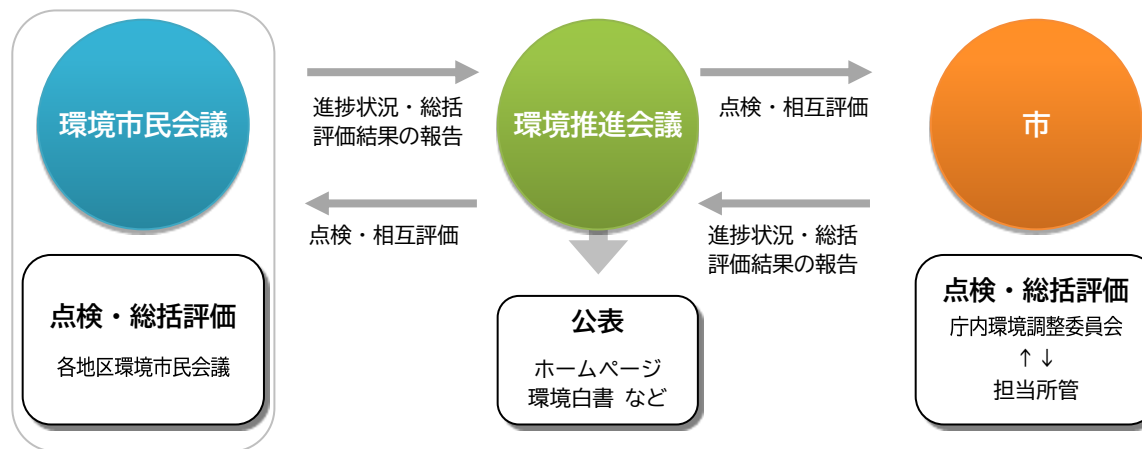
### 推進体制

市民・事業者・行政が相互に連携をはかりながら、市民、事業者、NPO、学校、在勤・在学者など、持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組む多様な主体と連携・協力し、本計画に基づく施策を推進します。



## 進行管理

本計画の実効性を担保するため、PDCAサイクル\*（P：Plan、D：Do、C：Check、A：Action）を基本とし、計画の目標の達成状況や取組の進捗状況の点検・評価を行います。点検・評価は、環境市民会議の代表や市民、市職員で構成される環境推進会議と各地区の環境市民会議での評価結果に基づき、総合的に進捗状況を把握します。また、進捗状況や取組状況は、環境白書などで公表していきます。



章	点検・評価の主体		
	内部個別チェック	内部総括チェック	相互チェック
基本施策 (第4章)	・環境政策課（各施策のまとめ評価） ・指標、個別施策を管理する担当所管	庁内環境調整委員会	環境推進会議
地域の行動 (第5章)	・各地区の環境市民会議	各地区の環境市民会議	

計画の進行管理方法の全体像



# 資料編

### 【あ行】

#### アドプト

アドプト制度。身近なところで、日常生活の中でできる市民活動として、町会・自治会、市民グループ、学校、企業などが自ら道路や公園などの公共施設の清掃や美化などの活動を行う制度のことです。

#### いきものログ

市民参加により日本全国の生きもの情報を収集し、提供するインターネット上のシステムのことです。環境省が運営しており、誰でも無料で利用できます。

#### インクルーシブ遊具

身体の障害の有無にかかわらず、多くの子どもが遊ぶことができる遊具のことです。

#### 雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させるための施設で、雨水浸透ますや浸透トレンチなどが代表的な施設です。雨水貯留浸透施設とも言います。

#### エシカル消費

倫理的消費（エシカル消費）。地域の活性化や雇用、環境配慮などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

#### エネルギーマネジメントシステム

情報通信技術（ICT）を用いて、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギー（電気・ガスなど）の使用状況を可視化し、エネルギー使用量の最適化をはかるシステムのことです。

#### オゾン

酸素原子3個からなる気体です。成層圏（約10～50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層と言います。

#### 温室効果ガス

太陽光線によって温められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスを言います。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

### 【か行】

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの「排出量」と植林、森林管理などによる「吸収量」を均衡させ、合計を実質的にゼロにする状態のことです。

#### カーボンプライシング

企業などの排出するCO<sub>2</sub>（カーボン、炭素）に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法のことです。

#### 開析

河川の侵食作用によって、平地に谷などが刻まれていく現象のことです。

#### 揮発性有機化合物（VOC）

有機溶剤などに含まれる有機化合物という化学物質の総称です。蒸発しやすく、大気中で気体となります。光化学オキシダントやPM2.5の原因の一つでもあります。

#### 極相林

地域の気象条件などにより、群落全体で植物の種類や構造が安定しこれ以上植物群落の遷移が進まなくなった林のことです。

#### グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組として注目されています。

## グリーン購入<sup>こうにゅう</sup>

商品やサービスを購入する際に、品質や価格だけでなく、環境や社会への影響を考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

## グリーンスローモビリティ

時速20km未満で行動を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のことです。

## 光化学スモッグ<sup>こうかがく</sup>

光化学オキシダントの濃度上昇によって、空気が白く、もやがかかったようになる現象のことです。

## 高山帯<sup>こうざんたい</sup>

一般的に高木が生える森林限界以上のことを言います。

## 【さ行】

## 再生可能エネルギー<sup>さいせいかのう</sup>

太陽光、風力、バイオマスなど「自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー」のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーです。

## 里山<sup>さとやま</sup>

人里の近くにあり、従来、農業や林産物栽培、薪や炭の生産などのために利用されてきた人とのかかわりの深い場所のことです。主に谷戸の田んぼや畑を中心に、ため池や用水路、雑木林などで構成されています。

## サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのことです。

## 市街化調整区域<sup>しがいかちょうせいいくいき</sup>

都市計画区域内において、市街化を抑制する区域のことです。

## 市行造林<sup>しこうぞうりん</sup>

市が林業の振興をはかり、あわせて水源涵養と緑地の保全を行うため、土地所有者と収益を分収する条件をもって国有、都府、市有以外の林野に行う造林のことです。

## 自然植生<sup>しぜんしょくせい</sup>

人間によって伐採や植林などの手が加えられていない、本来その土地に生育していた植生です。

## 斜面緑地保全区域<sup>しゃめんりよくちほぜんくいき</sup>

本市の「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、良好な自然環境が形成されている丘陵地のみどりについて、市と所有者が一定期間協定を結び、民有地のままで保全をはかっている区域のことです。

## 重要里地里山<sup>じゅうようさとちさとやま</sup>

環境省により選定された「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」のことです。

## 食品ロス<sup>しょくひん</sup>

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

## 親水空間<sup>しんすいくわん</sup>

河川や公園などで、水にふれるなど水と親しむことができる空間のことです。

## 侵略的外来種<sup>しんりやくてきがいらいしゅ</sup>

外来種の中で、地域の自然環境などに大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものです。

## 森林経営管理制度<sup>しんりんけいぎいかんりせいど</sup>

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者が経営・管理できない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ制度のことです。

## 森林経営計画

「森林所有者」や「森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画のことであります。

## スマート農業

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するなど推進している新たな農業のことであります。

## スマート林業

地理空間情報やICT等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とする林業のことであります。

## 生産緑地地区

都市計画法の地域地区の一つで、市街化区域内において農林漁業との調整をはかりつつ、良好な都市環境を確保するために指定された農地などのことであります。

## 生態系ネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮したうえで、有機的に繋いだ生態系のネットワークのことであります。エコロジカル・ネットワークとも言います。

## 制札

禁令、法規などを箇条書きに記して、道端や神社の境内などに建てた札のことであります。

## 生物多様性

たくさんの生きものがいて、それらが互いにつながり合っていることであります。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つの多様性から成り立っています。

## 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のことであります。

## ゼロエミッション

企業活動や市民生活から排出される廃棄物を、リサイクルや排出量縮減を通じて限りなくゼロに近づけることです。近年では、温室効果ガスの排出ゼロに向けた取組を言うこともあります。

## ゼロカーボンシティ宣言

地方公共団体が脱炭素社会に向けて、2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明することです。

## 【た行】

### 体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づき、自然体験活動等の体験の機会の場として都道府県知事などから認定を受けることができる制度のことであります。本市が中核市になったことで、平成28年度（2016年度）に都内初の認定（佐川急便「高尾100年の森」）を行いました。

### 代償植生

自然植生の代償として、様々な人為的影響が加えられた後に成立した植生のことであります。

## タバスケ Hachioji

食品ロス削減を目的として、消費期限が近づいた食品、規格外野菜、箱がつぶれてしまった商品など、廃棄になりそうな商品をタバスケのWebサイトに出品し、販売につなげるサービスです。

## 暖温帯

気温の指標である暖かさの指数が85～180の地域で、シイ・カシ類などの常緑広葉樹林が優占する地域のことであります。

## 地域個体群

ある地域に生息・生育する同じ生きものの集まりのことであります。

## 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。

## 地産地消

その地域で生産された農林水産物をその地域で消費することです。

## てまえどり

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のことです。

## 東京都工コ農産物認証制度

東京都の定めた基準から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度です。

## 特定生産緑地

特定生産緑地制度（良好な都市環境の形成をはかる上で保全を行うことが有効な生産緑地について、買取り申出が可能となる期日が10年延長される制度）により指定された農地のことです。

## 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域のことです。

## 【な行】

## ナッジ理論

罰則や報酬によって人を動かすのではなく、行動経済学の知見に基づいて、社会や環境により良い行動を無理なく自然に選択するようにする方法を生み出すための理論です。

## 二次林

その土地に本来あった森林が、伐採や自然災害などによって失われた後、自然に再生した森林のことです。

## 日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制をはかることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化をはかることを目的としています。

## 認定農業者制度

農業意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、これから農業経営を営もうとする者を市町村が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じる制度のことです。

## 農地バンク制度

市内の市街化調整区域内にある農地、生産緑地で貸付を希望する農地の情報を集約するとともに、農業の経営規模を拡大したい農家や法人、新規就農者に農地の情報を提供し農地の賃借を促進する制度のことです。

## 農の風景育成地区

食料生産の場だけでなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難空間としても役立つ貴重なオープンスペースとなっている都市に残る農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐことを目的として、東京都による創設された制度のことです。

## 農福連携

障害者などが農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組のことです。

## 【は行】

## パーオキシアセチルナイトレート

光化学オキシダントを構成する酸化性物質のひとつで、光化学スモッグに含まれる二次汚染物質です。

## バイオミクリー

自然界の形態や機能の模倣やヒントとすることで、様々な問題の解決や、画期的な技術革新に活かすことです。



## はちエコポイント

家庭における省エネ行動などのエコ活動をポイント化し、貯めたポイントに応じて商品と交換することができる二酸化炭素排出量の削減を促進する取組のことで。

## フードドライブ

家庭などで余っている未使用食品などを持ち寄り、広く地域の福祉団体や子ども食堂、福祉施設などに提供する活動のことで。

## フードシェアリング

食品ロス削減に関する取組の一つで、何もしなければ破棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みのことで。

## プラグインハイブリッド自動車

外部から電源をつないで充電できるハイブリッド車のことで。また、ガソリンエンジンを利用して走行している際にも発電ができます。

## 保安林制度

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供などの公共目的を達成するため、特にこれらの機能を発揮する必要がある森林を、保安林として指定し、立木の伐採、土地の形質変更行為などの規制により、その森林の適切な保全と森林施業を確保する制度のことで。

## 【ま行】

## マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のもののことで。

## 木質ペレット

原木や、間伐材などの樹皮や幹部を原料とし、乾燥させ破碎した長さ5～40mm程度の円筒形状に圧縮成形した木質燃料のことで。

## 【や行】

## 谷戸

丘陵地の侵食により形成された谷状のゆるやかな地形のことで。

## 遊休農地

農地であるものの、現在は農業をしておらず放置され、今後も農地として利用される可能性が低い土地のことで。

## 湧水

地下水が崖や谷戸などから自然状態で地表に流れ出た水のことで。

## 【ら行】

## 緑地保護地区

「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間協定を結び、当該地区に指定することで民有地のままで保全をはかる緑地のことで。

## 冷温帯

気温の指標である暖かさの指数が4.5～8.5で、ブナ・ミズナラなどの落葉広葉樹林が優占する地域のことで。

## 【英数字・アルファベット】

## 3キリ運動

購入した食材は使い切る「使い切り」、料理を残さず食べる「食べきり」、生ごみを捨てる際に水気を切る「水切り」を行い、食品ロスや生ごみを削減する取組のことで。

## 3R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つの総称のことで。

## BEMS (ベムス)

Building Energy Management System (ビルエネルギー管理システム) の略で、ビル内に設置した電力・温度・照度などの各種センサーからの情報を基に、空調設備、換気設備、照明設備などの機器を最適制御することで、エネルギー使用量の制御をはかるシステムのことで。

## BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) のことで、生きものが水中にある有機物を分解するのに必要となる酸素の量を表しています。

## CSR

Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)の略で、収益の維持及び法令遵守だけでなく、適正な雇用や労働条件、消費者への対応、環境への配慮、地域社会への貢献など、企業が活動する基盤とする社会とのかかわりにおいて負う責任のことで

## CSV

Creating Shared Value (共通価値の創造)の略で、企業の経営理念の一つで、企業の本業を通じた、利益の追求と社会的課題の解決 (=社会貢献) の両立を目指すことで

## EV

Electric Vehicle (電気自動車) の略で、蓄電池に蓄えた電気で動力源となる電動モーターを駆動する自動車のことです。

## HEMS (ヘムス)

Home Energy Management System (ホームエネルギー管理システム) の略で、住宅内に設置した電力・温度・照度などの各種センサーからの情報を基に、空調設備、照明設備、電源コンセントなどの機器を最適制御することで、エネルギー使用量の制御をはかるシステムのことで

## NbS

Nature-based Solution (自然を活用した解決策) の略で、国際自然保護連合の定義では、「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」とされています。社会課題の解決に自然を活用して、人の幸福と生物多様性の保全の両方に貢献する取組とされています。

## OECM

Other Effective area-based Conservation Measures (ほかの効果的な地域をベースとする保全手段) の略で、自然公園などの保護地域以外に、目的に関係なく、民間等の取組により生物多様性保全に貢献している地域のことで

## PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4つのプロセスを繰り返すことで、業務効率を改善するためのフレームワークのことで

## PPA

Power Purchase Agreement (電力販売契約) の略で、主に再生可能エネルギーの発電事業者と電力の使用者とが直接的に売電契約を結ぶことです。太陽光発電の場合、企業や自治体などの施設所有者が所有する屋根などに、発電事業者が太陽光発電設備を設置し、発電された電力を施設所有者などの電力使用者が有償利用します。施設所有者は、初期費用や維持管理費用が掛からず、太陽光発電設備を設置できるというメリットがあります。

## PRI

Principles for Responsible Investment (責任投資原則) の略で、投資に向けた意思決定プロセスや株式の保有方針の決定に、投資先企業の財務状況に加え、環境、社会、ガバナンスのESG要素を反映させるための考え方を示す原則のことで

## QOL

Quality of life (生活の質、人生の質) の略で、物質的だけでなく精神的な豊かさを含む生活の質のことで、私たちが生きるうえでの満足度を表す指標の一つとされています。

## V2H (ブイトウエイチ)

Vehicle to Home の略で、電気自動車の蓄電池に蓄えた電気を住宅で使う仕組みのことです。

## Well-being

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念のことで

## **ZEB（ゼブ）**

Net Zero Energy Building の略で、建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のことです。

## **ZEH（ゼッチ）**

Net Zero Energy House の略で、住宅における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる住宅のことです。

八王子市環境審議会委員名簿

役職	氏名	分野	所属
	荒井 康裕	学識経験者	東京都立大学 都市環境学部 准教授
	櫻井 達也	学識経験者	明星大学 理工学部 教授
	中島 裕輔	学識経験者	工学院大学 建築学部 教授
副会長	西川 可穂子	学識経験者	中央大学 商学部 教授
会長	沼田 真也	学識経験者	東京都立大学 都市環境学部 教授
	藤原 祥子	学識経験者	東京薬科大学 生命科学部 教授
	山口 隆子	学識経験者	法政大学 文学部 教授
	大竹 邦江	市民	環境カウンセラー 八王子市地球温暖化防止活動推進員
	榭 啓子	市民	NPOフュージョン長池 理事
	西山 茂	市民	八王子市町会自治会連合会 常任理事
	岡村 優子	事業者	東京ガス株式会社 東京西支店 支店長
	上村 邦彦	事業者	東京都資源回収事業協同組合 八王子支部 支部長
	前村 久美子	事業者	アライアンス社会保険労務士法人 代表
	戸辺 清文	行政	東京都地球温暖化防止活動推進センター 副センター長
	前田 憲一	行政	東京都環境局多摩環境事務所 廃棄物対策課長

令和5年（2023年）12月時点

令和5年（2023年）10月16日

八王子市長 石森 孝志 殿

八王子市環境審議会  
会長 沼田 真也

八王子市環境基本計画の改定及び八王子市生物多様性地域戦略の策定について（答申）（案）

令和5年（2023年）5月16日付5八環政第433号により諮問のありましたこのことについて、本審議会では近年の様々な環境課題や社会情勢等の環境を取り巻く諸状況を踏まえて検討するとともに、市民に分かりやすい計画づくりを目指し審議してきたところです。この度、下記の意見をまとめましたので、答申します。

記

1 国内外の動向等の反映

近年、国際社会では、気候変動に関する「パリ協定」や生物多様性に関する「昆明－モントリオール生物多様性枠組」が採択され、国や東京都においても国際的な動向に対応する計画が改定された。また、八王子市においても市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」が策定されたところである。そのため、本計画においても、国内外の動向や市の最上位計画を踏まえた計画内容の見直しを行うとともに、施策の効果を捉えることができるよう、成果指標についてもより適切なものに見直すこと。

2 統合的な施策の推進

喫緊の環境課題である気候変動、生物多様性の損失、持続可能な資源利用などは相互に関連している。そのため、個々の施策を効果的に推進するだけでなく、教育・福祉・経済など環境施策が持つ副次的な効果を捉えて、環境負荷の低減と Well-being の実現を同時に達成するための環境課題の統合的な解決を目指すこと。

3 市民・事業者との積極的な連携の推進

本計画の推進を図るためには、市民・事業者との連携が不可欠である。計画に対する深い理解を得るため、イラスト、コラムなどを用いてわかりやすい計画になるよう配慮すること。  
また、市民・事業者が自分の役割を理解し、環境配慮行動への取組が促進されるよう、様々な主体を巻き込んだ施策を推進すること。特にTNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosure：自然関連財務情報開示タスクフォース）などの環境情報開示制度を受けて事業者の環境保全行動の高まりが予測されているため、より高いレベルでの事業者との連携を目指すこと。





第3次八王子市環境基本計画（素案）  
～八王子市生物多様性地域戦略～  
令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）

発 行 八王子市  
編 集 八王子市環境部環境政策課  
八王子市元本郷三丁目24番1号  
電 話 042-620-7384  
F A X 042-626-4416  
E-mail b110400@city.hachioji.tokyo.jp

